

大内力の日本農業論の原型

——大内力の日本農業論（一）——

犬 塚 昭 治

目 次

1. 『日本資本主義の農業問題』の衝撃
 - (1) 論旨と当面の問題点
 - (2) 「共同研究」（京大）と問題点
 - (3) 大内の反論と問題点
2. のこされた問題点
 - (1) 唯物史観と現状分析との関係
 - (2) 小農の非自立性
 - (3) 土地所有は無用の瘤か
3. 農地改革の歴史的意義
 - (1) 大内農地改革論の問題点
 - (2) 小農維持政策の歴史的意義
 - (3) 農業生産力と生産関係の変革

1. 『日本資本主義の農業問題』の衝撃

(1) 論旨と当面の問題点

山田盛太郎の『日本資本主義分析』⁽¹⁾に代表される講座派理論に画かれた日本社会の暗さと貧しさこそ日本資本主義の本質をなすと実感していた敗戦直後の多くの若者にとって——私もその一人であるが——大内力の『日本資本主義

の農業問題』がもつ鮮烈な論理性にはたしかに刮目させるものがあつた。この大内の著書は1948年に初版⁽²⁾がでたが、その後52年には改訂版がだされた。初版は著者自ら「著書としてはわたくしの処女作」としているが⁽³⁾、2009年4月の没後に「インフレイションと日本農業」と題する未発表の原稿が発見され、2011年に公開された⁽⁴⁾から、実質的には処女作ではない。

(1) 山田盛太郎『日本資本主義分析』、1934、岩波書店。

(2) 大内力『日本資本主義の農業問題』、初版は1948、日本評論社。

(3) 大内力『日本資本主義の農業問題』（改訂版）、1952、東京大学出版会、「はしがき」（初版の「はしがき」）ivページ。

(4) 大内力『インフレイションと日本農業』、大内力先生遺稿刊行会編、2011、山愛書院。なお本書の「まえがき—大内経済学の形成—」（佐伯尚美稿）によれば、未発表の草稿はこのほかに「農業生産力への反省—農業財政学研究序説—」（1945年7月執筆）、「古きものと新しきもの—知多農村調査報告—」（1945年10月執筆）、「自作農主義の効果—社会党農業綱領批判—」（1945年11月執筆）、「インフレイションと日本農業」（1946年6月執筆）、「農業過剰人口の存在形態」（1948年8月執筆）が発見されているという。なおのちに知ったのだが、柴垣和夫によれば、大内の処女論文は「農村財政の諸問題」、1944年3月、だという（大内力「私の経済学を語る」上、『エコノミスト』、1979年2月20日号、52ページの柴垣の発言による）。

けれども学界への鮮烈なデビューはこの『日本資本主義の農業問題』を処女作として行われたのである。なおこの書の第一章ないし第三章の元になったのは1946年に発表された「過小農制度と日本資本主義」⁽⁵⁾であるという⁽⁶⁾。

この『日本資本主義の農業問題』の狙いは農地改革の歴史的意義を明らかにするところにおかれていると考えられるが、そのために講座派理論の徹底的批判が前提にされている。そこに本書の魅力もあるのだが、逆にそのために分析の対象とする日本資本主義がどの時代のものかについては明確な規定がなく、いわばその成立期から農地改革までの全時期が対象とされているので、日本資本主義の発展段階についての著者の考えが読みとりにくくなっている。著者は本書で日本農業の構造分析に重点をおいているのであるが、その構造も本来、資本主義の発生、発展、爛熟の歴史過程のうちに変化するのだから、この点を捨象して構造を一般的に説くことには大きな限界があるはずである。だが、その点の解明は著者ののちの仕事になり、そこでは水準の高い業績を残していることは周知の事実である。

大内の本書での狙いは講座派理論が日本の明

治初期以来の農民を少なくとも敗戦までは封建的農民＝隷農と規定していることに徹底的批判を加え、そのうえで農地改革の歴史的意義を明らかにしようとしたことにあったのであって、そのために明治初年以來連綿として存続している小農による農業の特質と、それを必然ならしめる日本資本主義の「特殊性」を明らかにしようとしたのであり、それを基礎にして農地改革の歴史的意義を明らかにしようとしたわけである。

事実上分析の対象とした時期は日露戦争以後、とくに第一次世界大戦以後から農地改革までの時期であって⁽⁷⁾、この時期以前においては多少とも農民層の両極分解がみられたのにたいして、この時期にはこの傾向が逆転して農民層が農民のまま零落するのを伴いつついわゆる中農標準化傾向が現れた時期である。まさに「日本資本主義の農業問題」が出現した時期だったのである。本書はこの時期を日本資本主義の「特殊性」に基礎をおく小農的農業を中枢とする農業問題発現の時代として切りとって分析したのち、農地改革が農民の将来にいかなる展望を約束するものであるかどうかを考察したものである。初版のでた1948年は、45年に第一次

(5) 「過小農制度と日本資本主義」、『季刊経済思潮』、第一号、1946。大内力「日本農業の論理」(同、『日本農業の論理』、日本評論社、1949、所収)、174ページの注(1)による。

(6) 前掲『日本資本主義の農業問題』(初版)「はしがき」4ページによる。

(7) 『日本資本主義の農業問題』52年版では「日清戦争を手始めに日露戦争、第一次欧洲(原)大戦、満洲事変、太平洋戦争とたえず戦争をくりかえしつつ執拗に大陸進出をこころみなければならなかったのである」(196ページ)とあるが、そのすぐあとで「もちろん、とくに日露戦争以後においては、たんに商品市場として大陸を支配するばかりでなく、資本市場としてこれを確保しようとする帝国主義的色彩が強くあらわれている」(同ページ)といている。そしてこのあとレーニンの『帝国主義』からの引用をしたのち「日本の農業がとくにおくれており、日本の労働大衆が、とくに貧困であるとすれば、日本では資本過剰が比較的早く、かつ深刻にあらわれて、帝国主義の一般的傾向を超えて日本を帝国主義にせざるをえなかった理由も、おのずから明らかであるにちがいない」(197ページ)という。だが、後年の榎西光速・加藤俊彦・大島清・大内力『日本資本主義の発展Ⅲ』(1959、東京大学出版会)では「日清戦争前後の時期に産業資本の確立期をむかえた日本の資本主義は、日露戦争に勝利をしめたのち、一九一〇年代にはいると、いち早く、早熟的に独占資本段階への移行を開始した」(461ページ)とある。この段階規定のほうが正しいのであって、したがって概括的にいえば日露戦争後から日本資本主義は帝国主義段階への形成期が始まり、第一次世界大戦後にその段階にはいったとみるべきであろう。

農地改革案が成立したが⁽⁸⁾ マッカーサー元帥の承認をえることができなかったために46年に第2次農地改革案が成立した⁽⁹⁾ その2年後に当たる。改革事業の完了は49年秋であったから、その完了の前年に出版され、52年改訂版は完了後で、しかも農地改革の結果を固定化する農地法が成立した年に出版されている。初版と改訂版とでは出版時の状況はかわっているが、内容は基本的にはかわっていない。ここでは新かなづかいで書かれ、増補訂正されている52年版を検討の対象とし、必要に応じて48年初版をとりあげることにする。

この『日本資本主義の農業問題』は「日本民主化の根本的課題」という副題をもつ「序説」と第一章「実態」、第二章「学説」、第三章「分析」、第四章「展望」という四章構成になっている。このうち講座派理論にたいする批判が展開されている「学説」は衝撃的な内容になっている。いま順を追って各章の内容を簡単に明らかにしておこう。もちろん対象としているのは太平洋戦争まえの時代の日本農業である。まず「序説」で「われわれに課せられた仕事」は「日本の農民はなにゆえ貧乏であるかという問題に、科学的に答えることでなければならない」⁽¹⁰⁾ とし、「実態」で日本の農業が零細な小農によって担われていること、そしてその小農の多くは「半封建的」な小作制度のもとにおかれていることを説いたのち、小作料が高率物納制であることを明らかにしている。その収穫量にたいする割合は明治初年の70%近くから昭和10年ごろの50%にまで低下しているもののかなりの

高率である。自作農にしても新たに自作農になったものはこの高率小作料は高地価を意味するからその生活を圧迫することになる。そのために小農にあっては一般に「過労と過剰労働力とが同時的に存在」⁽¹¹⁾ することになる。それにもかかわらず農業所得は家計費の80%をカバーするにすぎない。このことはマルクスの分割農的土地所有に比定しうるものである⁽¹²⁾。こうして日本の農民のほとんどは『『半封建的』過小農』に属するのであり、「農村に封建的思想・感情ないし慣行を色濃く残存せしめるにいたるのはとうぜんである」⁽¹³⁾ というのである。

ついで「学説」にはいる。まずとりあげられるのは東畑精一である。東畑は耕地面積にたいして農業人口が過剰なのが農民の貧困の原因をなすという。そのことを大内はこう説明する。この耕地面積にたいする労働力が多すぎることが「農業経営を小さくし、集約的なものにしてきたのであるが、そのことがまた労働生産力を低下せしめ、農民の生活水準をおし下げるとともに、地価や小作料を引（原）あげてきた、というのである」⁽¹⁴⁾ と。そしてこう反論する。東畑の「明るい見とおし」⁽¹⁵⁾ は、日華事変が太平洋戦争に発展し、農村の人口はますます減少したにもかかわらず、ついに実現されなかった。東畑においては「人口と土地とが直接に、いわばマルサス的な方式で対置されている、……しかし経済学の問題として考えれば、人口と土地、人間と自然とが、このように直接に対置されることはけっして正しい把握の仕方ではない」⁽¹⁶⁾。そしてこの東畑説にはつぎのような難点がある

(8) 農地改革の動きは日本自体としては戦時中から展開されている。1938年農地調整法、39年小作料統制令、41年臨時農地価格統制令、食糧管理法にもとづく小作料の代金納化、米の二重価格制度による小作料の事実上の引き下げ、41年臨時農地管理令がそれである（大内前掲書52年版、219ページ）。

(9) その正式名称は「農地調整法中改正法律案および自作農創設特別措置法」である。

(10) 前掲『日本資本主義の農業問題』（改訂版）（以下同様）、4～5ページ。

(11) 同、30ページ。

(12) 同、42ページ。

としている。「耕地が相対的に不足だというのが、耕地の不足はかならずしも自然的絶対的不足ではない。……ただそれがじっさいに拡張されえないのはなぜかといえば、『農民の赤貧と無権利がその乏しい資産をもってしては未開墾地や原野等を耕作する余裕を与えない』（これはシャーリフの言葉である。——犬塚）からであり、『本質的には地勢ではなくて、土地所有』（これは近藤康男の言葉である。——犬塚）が耕地の拡張をさまたげているからである。とすれば、耕地の相対的不足をもたらすものは『半封建的』過小農そのもののなのであって、土地不足から小農制を説明することは正に逆である

う」⁽¹⁷⁾ というのである。たしかに日本の小農層が貧乏であったのはたんに土地の広さと農民層の数との比較からは説明できない。しかし抽象的にはそのことと関連がないわけではない。つづいて大内は「農業経営は、……小農経営の限度をこえていちじるしく大きくなるようなことはありえない」として、その原因をつぎのようについて。「農家の低所得性が、したがってまた一般に経営資本の欠乏が、あらゆる技術的改良を阻止する結果だといってよいであろう。つまり農民が貧乏であることが経営の拡大を妨げるのである。……この点からも、単純に過剰人口から小農制を説明するのは疑問である」⁽¹⁸⁾ とい

(13) 同、50 ページ。農家分類については 48 年初版では 52 年版の小農はほとんど過小農と表記されているが、その過小農というのは Roscher の定義によるもので、それによると「自家労力でもって一杯一杯に経営をなすうだけの経営規模をもつ農家が小農であり、それより大きなものが中農および大農、それより小さなものが過小農である。中農および大農は多かれ少かれ雇用労力に依存する経営であるが、そのうち経営主が労働者とともに労働するもの、すなはちマルクスのいゆる小親方に相当するものが中農であり、さらに大きな経営で経営主はたゞ管理や監督の任に当たるだけのものが大農と呼ばれる。また過小農はつねに自己の経営では消化しきれない過剰労働力を有する経営だといふことになる」（初版本、10 ページ）。52 年版では過小農と小農との二通りの言い方がされている。そのちがいの根拠は 52 年版でつぎのように説明されている。「小農」というのはロッシヤーの定義を変えて、エンゲルスの「自分の家族とともに通常耕作できるよりも大きくなく、そして家族を養うよりも小さくないところの土地所有者あるいは小作人」という定義を採用している。そして「この定義のなかには」ということは「小農」というのはということになるが、「(一) 自分の家族だけで経営できる、という技術的条件と、(二) 家族を養うにたる、という経済的条件と、二つが含まれている。そこで技術的にいって家族労力だけでは経営ができないで、多かれすくなかれ雇用労力に依存しなければならない、小農よりも大きな農民を、われわれは大農、および中農と呼ぼう」。この大農と中農の定義は 48 年版と同じである。そして「過小農」についても家族労働力が経営規模より過大であるということと同じ定義である。52 版の定義は一見精緻になったように見えるが、かえって混乱を生んでいる、農業経営規模が家族労働力で処理できる最大のものでありながら、農業所得のみでは生活しえないために農閑期に農外労働に従事せざるをえない農家はこの定義によると小農でもないし、過小農でもないということになるからである。小農の二つの条件のうち経済的条件は充たしていないからであり、家族労働力の自家農業内完全燃焼できるという点では過小農でもないからである。むしろ自家労働力で経営できる最大の規模という技術的条件できまる規模を中心にして階層分類するというロッシヤーのほうが優れているのではないだろうか。技術的条件は経営面積の規模によって規定される性質が強いのでそう簡単に動くものではないと考えていいであろう。経済的条件のほうはその各階層の運動機構を分析するときに必要なのである。

(14) 前掲、大内『日本資本主義の農業問題』（改訂版、以下同様）、55～56 ページ。

(15) 同、57 ページ。

(16) 同、58 ページ。

(17) 59 ページ。なおこの引用文中の大内自身が引用している二つの引用文のうち、最初のものはシャー・リフ『戦争と日本経済』（和田勇訳）、あとのものは近藤康男『転換期の農業問題』1934、日本評論社、からのものという。

(18) すぐまえの引用文とともに、同、60～61 ページ。なおここで「結果」というのは「原因」とするべきであろう。

うのである。たんなる過剰人口から説明するのでは農民が貧乏なのは貧乏だからだといっていることになりかねないというわけである。問題は農民が貧乏であることの根拠にある。それはたしかにたんなる「過剰人口」ではないが、日本の農民層が産業予備軍としての構造的過剰人口として存在せざるをえなかったという特殊歴史的な事情が土地問題を媒介にして農民の貧困を生んだのである。農民が構造的過剰人口を構成せざるをえなかったということは簡単にいえば工業労働者の増大が大きな制約下にあったという日本資本主義の後進国の位置に由来する。その意味でそれはけっして農業内部のみの問題ではなく、日本資本主義自身の問題なのである。事実、大内はこの書でも後にだんだんこうした脈絡を明確にして行くのである。

日本の農民が貧乏であったことの根拠がかれらが容易に賃銀労働者になれなかったという構造的過剰人口にあるということについては多少説明を要することであるから、ここで簡単に説明しておきたい。農業における労働生産力の上昇は原則として一労働力当たりの経営土地の拡大を前提条件にしている。農業生産力の上昇のためには、農業労働者数にたいして経営規模がより大きく拡大されなければならない。ところが農業に利用しうる土地総面積は原則として一定であると考えていいから、農業労働生産力の上昇は、農業労働者（ここでは農民）総数が減少し、経営規模の拡大とともに経営体総数は減少することを条件としている。農業労働者が減少するということは、通常かれらが非農業労働者、ことに工業労働者になるということである。この移動は工業労働者の雇用拡大を通じて展開される。その結果、農家総数が減少し、一戸当たり農家の経営面積が拡大しうることになり、農業機械等を導入しうれば、労働生産力を上昇しうることになり、雇用労働力を導入して、経営を拡大しうることになる。農業における資本

家的経営の成立は基本的にこのような論理で実現されうると考えていいであろう。ところが日本のような後進資本主義の国でははじめから相対的に高い工業生産力をもって出発するほかはなかった。商品経済的な対外競争に負けてしまうからである。いわゆる資本構成の高い生産力をもって展開せざるをえなかったわけである。それはそれだけ雇用労働者への吸引力を弱めることを意味する。農民が賃銀労働者になる道がそれだけ制約されるからである。その結果、多数残存する農民はより多くの所得を獲得しようとして、小生産者としてたがいに競争することになり、そのことは農産物価格を低下せしめることになる。このことはさきにのべた農業生産力の発展過程の論理を逆説的に読めば容易に理解しうることである。こうして日本の農民が貧困ならざるをえなかったのは日本資本主義がいわばイギリス資本主義にたいして後進資本主義たらざるをえなかったことに由来する構造的過剰人口の形成にその根拠をもつといっているのである。それは後進資本主義の発生、発展の歴史過程特有の問題だった。

もともと小生産者にとっては資本家的商品経済は苦手である。その生産物たる農産物の需要の変化に対応するのが困難だからである。生産物の増大はもちろんのこととして減少もそうである。それでも需要が継続的に増大するときはいい。価格上昇とともに農民層は上下に分解して、一方では農業生産のブルジョア的发展があり、他方では農民のプロレタリア化がすすむ。資本主義の発展期にみられる現象である。問題になるのは需要が長期にわたって減退し、雇用機会が閉塞している不況期には農業を辞めるわけにゆかないので、かえってその農業生産を増加させ価格をさらに低下させるということにもなる。資本家的経営のばあいには破産することができるが、小生産者はもともと破産している状況なので破産することもできない。農民層は

半失業の構造的過剰人口に転化する。こうして「単純」ではない「過剰人口から小農制を説明する」ことこそが正しいのである。

ついで講座派批判が展開されるが、ここからがこの書の真骨頂をなすところである。最初にとりあげられるのが近藤康男である。近藤が山田盛太郎の「土地所有者たるの資格が圧倒的に優位を占める場合に於いては、利潤を目標とする資本主義的農業経営の成立し得る余地を存しない。……これ日本資本主義発達の場合に何故に、農業上、利潤の成立を許さぬ全剰余労働吸収の地代範疇——半隷農主的寄生地主制が鞏化せられるかの根拠を明示する」⁽¹⁹⁾ という主張を引用したのち、「……基本的な鍵は、先述した如き（資本投下によって——犬塚）可能なる生産力の発達を現実に移すべく生産関係が樹立されることである。基本的なのは土地制度を農業生産への投資を可能ならしむべき線に沿って改めることである」⁽²⁰⁾ という点を取り上げて、大内は「それならばかかる地主・小作人関係は、或いはその経済的表現である『利潤の成立を許さぬ全剰余労働吸収の地代範疇』は、それならばどうして成立し、どうして存続してきたのか、という点を問題にしなければならないであろう」⁽²¹⁾ とする。そのさい資本主義社会における地代という所得範疇はいかにして成立するかが問題になる。一般に商品の価値は機械などの償却部分、原材料などの不変資本プラス労賃、利潤、地代によって構成されるが、問題は不変資本部分をのぞく三者のうち、なにが最初に決定され、控除されるかが問題である。それは労賃であって、残余が剰余価値を形成する。つぎに

決定されるのが利潤であって、平均利潤を基準として決定される。こう説いたのちに、「このように生産された価値はまず労賃を支払い、次に利潤を支払い、最後に地代を支払う。したがってほんらいの地代は、……労賃および利潤を前提とし、それらによって規制された与えられた限界内の大きさにとどまるべきものである。逆にまず地代が決定され、それが労賃や利潤を規制するのではないのである」⁽²²⁾ と説く。

「それならば、日本のばあいには、『利潤の成立を許さぬ全剰余労働吸収の地代範疇』たる小作料が、いなそれどころか、しばしば労賃部分にすら食いこむような高率小作料が成立するのは何故であろうか」⁽²³⁾ と問えば、近藤は「地主の力が伝統的に強大である」点、すなわちその土地所有が保有している強烈な力はつぎの二点に現れているという。一つは「封建地代の一種たる生産物」たるこの「現物地代は経済上……労働地代の形態変化に過ぎない。……経済外的強制はその純粹な形態に於ては封建的武力であるが、資本主義経済の下に於ける土地所有制度も経済外的強制たり得る。即ち国民経済の資本主義化が不完全にしか行はれず、人口の多数が土地を離れては生活し得ない事情の下に於ては、地主小作人関係は、その法律的形式は物の賃貸借といふ経済的關係であり、その発現の様式も小作料せり上げといふ過程をとるに拘らず、生殺与奪の権を一方が他方に対し握ることとなり、主従関係を再生産し、……直接生産者の手許には必要労働のみが留まり、剰余労働の全部が地主の手に移り、利潤の剰余地が失はれる」⁽²⁴⁾ というものであり、もう一つは明治初年

(19) 前掲、山田盛太郎『日本資本主義分析』、191 ページ。

(20) 前掲、近藤康男『転換期の農業問題』、12 ページ。

(21) 前掲、大内『日本資本主義の農業問題』、72～73 ページ。

(22) 同、77 ページ。

(23) 大内、前掲書、78 ページ。

(24) 近藤康男『改訂・農業経済論』、1942、時潮社、61～62 ページ。

の地租改正のさいの「地租が、その形式に於て、貨幣形態となり近代的租税となったのに拘らず、その経済的実質に於て貢租の性質を有するのは、窮極に於ては農業生産様式に於いて封建以来の形態がそのまゝに踏襲され、農業技術の停滞、農具や役畜の欠乏に制約せられるところの零細農耕、それに基づくところの零細なる土地所有の支配といふことに照応してゐる」⁽²⁵⁾ というものである。要するに地主の力はいわゆる経済外強制にあるというのである。

しかしこれにたいして大内は日本の「半封建的」小作料の根拠をこのような「経済外強制」に求めることは、何も近藤だけではない、として「日本の『正当派』マルクス主義者においては古典的議論であり、われわれはその典型的なものをたとえば野呂栄太郎氏や平野義太郎氏や山田盛太郎博士にみいだす」⁽²⁶⁾ といつて、この三人の学説批判を展開する。それは簡単にいうところである。まず「野呂氏にあっては明らかに高率小作料の基礎は『経済外強制』にもとめられている。しかもこのばあい注意を要することは、この『経済外強制』なるものが、純封建的なものとして、『嘗て封建領主が、小農民の上に有した所の『経済外強制』と同じ範疇のものとして理解されている、という点である」⁽²⁷⁾。「かかる野呂氏の見解はさらに山田博士や平野氏によってうけつがれ、発展させられた。まず山田博士によれば、日本の『半封建的土地所有

制＝半農奴制的零細農耕は、軍事的半農奴制的日本資本主義の基本規定として現はれる』のであるが、かかる土地制度は、一八七三年（明治六年）の地租改正によって、『旧幕藩を基調とする純粹封建的土地所有組織＝零細耕作農奴経済から軍事的半農奴制的堡壘をもつ半封建的土地所有制＝半農奴制的零細農耕への編成替へを』経て成立したものである。しかもこの『半封建的土地所有関係＝半農奴制的零細農耕。かくの如きものが日本農業を構成づけ、又、軌道づける』のであるから、かかる土地制度はすくなくとも『特殊的、顛倒的、日本資本主義』の存続するかぎりには本質的变化をうけないで存続するものであるらしい」⁽²⁸⁾ といつて、最後に山田説をこう総括する。「かくの如き、土地所有者たるの資格の圧倒的優位。利潤の成立を許さぬ全剰余労働吸収の地代範疇。即ち、小作者を隷農制＝半隷農制的従属関係におき、土地所有者を依食化し、自作者を特殊型ならしむる所の、かくの如き地主資格＝地代範疇なるものは、畢竟は、二層の従属規定によって、与へられた所に外ならぬ。即ち、一は、総収穫高の三四％を徴収する地租の線、二は、総収穫高の六八％を徴収する地代の線。如何なる零細片の土地所有も、右の二層の従属規定から免れることを得ない。この二層の規定を確保するものが、公力＝〔経済外的強制〕、その相関である」と⁽²⁹⁾。

このように「経済外強制」こそ、明治維新以

(25) 近藤康男『日本農業経済論』、1942、時潮社、35～36ページ。

(26) 大内、前掲書、83ページ。なお、野呂栄太郎の代表的著書は『日本資本主義発達史』（1947、岩波書店『野呂栄太郎全集』、第1巻）、山田盛太郎のそれは『日本資本主義分析』（1934、岩波書店）、平野義太郎のそれは『日本資本主義社会の機構』（1934、岩波書店）である。

(27) 同、86ページ。

(28) 同、88ページ。なお『』内は山田、前掲書からの引用文である。

(29) 同、89ページ。なお山田のいう「公力＝〔経済外的強制〕」のなかの「＝」の意味は大内がいうように〔大内、前掲書、91ページの注62〕、よくわからない。しかしいずれにせよ山田にあっては「公力」とは絶対王政の権力を意味するのであろうが、その権力がもつ「経済外的強制」と領主の農民にたいする「経済外的強制」とは性格の異なるもので、それを「＝」で結んで済ますわけにはゆかない。

来の、正確にいうと地租改正以来の日本の地主小作関係を封建的生産関係と規定する基底的规定であるにもかかわらず、近藤、野呂、山田にあってはその存在を実証できないでいることを大内は明らかにしている。そして『『経済外強制』は、明治初年に移転の自由、職業の自由、土地売買の自由、などがみとめられたときすでに除去されているのであって、かかる自由を地主が制限する力はまったく存在しない』⁽³⁰⁾ という大内の判断は正しいのである。しかしたとえば「移転の自由、職業の自由」等といっても現実には誰でも自由に移転したり自由に自分の希望する職業につくことが実現されるという意味ではない。封建時代のように、制度として禁じられているわけではないという意味である。封建社会から資本主義社会への転換はその意味で法制度の転換を前提にしているのである⁽³¹⁾。封建

社会は法制度という上部構造と経済構造とが結合している社会であって、資本主義社会はそれが分離されて、経済構造が商品経済原理を基礎として自立化していることを原則としている社会である。資本主義社会の上部構造においては身分的権力的関係は排除され、自由平等の関係が保障されたが、それは下部構造における資本・賃労働を基礎とする資本家的商品経済関係の自立性によって維持されているのである。

平野もまた高い小作料の原因を「半隷農制的従属関係」、「半封建的土地所有」にもとめているのであるが、これまでの近藤、野呂、山田が「経済外強制」の存在を具体的に明らかにしてこなかったのにたいして、平野はつぎのように明らかにしようとしている点が特徴的である。「小作の本質は、鎌止め、小作権の取上げなどの経済外的強制の下に、所与の土地に緊縛せら

(30) 大内、前掲書、98ページ。

(31) 暉峻衆三は近著『わが農業問題研究の軌跡』、2013、御茶ノ水書房、において、にわかには理解困難なことをいっている。『『労農派』、およびそれを批判しながらもその流れを汲む宇野や大内は法制度がそのまま実態化するものとして捉えた。また、『講座派』、およびその代表格である山田は制度と実態との区分を不明確にしたまま『封建性』を強調したために、宇野や大内から、山田らは維新後の農業・農村を『封建制』とイコールに捉えている、と厳しく攻撃されることになった。山田らの理論展開にも、攻撃されてやむをえないような不明確さと欠陥があったというべきであろう』（同書、218ページ）という。

ここで最初に指摘しておくべきことは暉峻が、山田は『日本資本主義分析』で「封建制」ではなく『『封建性』を強調したために』といているのは意図的と思えるほどの誤りであるということである。すでにみたように「半封建的土地所有制＝半農奴制的零細農耕」といっているのはたんなる「封建性」でないことは明らかである。ところが暉峻は山田の本来の主張が「封建性」にあったといっている。「山田が執筆したと推定される……『農地改革顛末概要』の『序言』は『云う迄もなく、ポツダム宣言に闡明されているところの所謂日本民主化の主内容日本封建性の廃止であり、その実体は農地改革にある』（前掲、暉峻『軌跡』、218ページ）と書かれていることを紹介したのち、「言葉を厳密に選ぶとすることで定評のあった山田だ。その山田によって、戦後の言論が自由化された段階に明記されているのは、『封建性』、『封建的』なるものであって、『封建制』ではない」（同、219ページ）という。山田の本来の主張が「封建性」であって、戦前の言論統制があったときには「封建性」とは書けずに「半封建的土地所有＝半農奴制的零細農耕」としたというのである。だが、これは逆ではないだろうか。すぐまえにみたように山田は「封建性の廃止」といっているのであって、廃止しうるのは「封建制」であって、思想・感情としての封建性は制度ではないのだからそう簡単に「廃止」できるものではないであろう。山田の「封建性」とは「封建制」の意味なのであろう。本音は「半封建的土地所有制＝半農奴制的零細農耕」のほうにあったと考えるほうが山田理論としては筋が通っている。暉峻は「戦後、山田は規定を修正的に明確化した」というが、これではすこしも明確になっていない。むしろ山田は戦前の見解をこの『顛末概要』で変えたと理解するほうが自然である。

れる農民が、その全剰余生産物を、直接的関係において、汲みとられる関係である」⁽³²⁾ というのがそれである。だが大内はこの「鎌止め、小作権の取上げ」は経済外的強制ではないとする。それは「農民を土地に緊縛するものではなく、逆に農民を土地から追いたてようとするものであることはいうまでもないであろう」⁽³³⁾ といひ、「地主が小作地をとりあげて、他の小作人にこれを耕作させるということは、土地にたいする小作人の競争を前提としてのみ成りたちうることである。いいかえればそれは農民が土地に緊縛されているからではなくて、農民が土地から解放されているから生ずる現象である」⁽³⁴⁾ と

正当に批判する。このばあい地主が小作地をとりあげるのは小作人の契約違反を前提にしているのであって、「債権にもとず（原）いた強制執行および契約解除」⁽³⁵⁾ という純然たる商品経済的行為である。

ついでいわゆる新講座派といわれる信夫清三郎、石渡貞雄、小池基之の学説批判に移る。まず信夫は経済外強制には純粋に封建的な時代のものと絶対主義の段階のものとの二つがあって、「絶対主義は直接生産者が資本家になろうとする場合に商人と地主がその資本主義への萌芽をつみとるために作り上げた政治形態」⁽³⁶⁾ である。明治維新以後「そういう絶対主義の権力

もう一つの問題は、そしてこれがより重要な問題であるが、「法制度」と「実態」との関係である。「宇野や大内は法制度がそのまま実態化するもの」としたと暉峻がいうとき、「法制度」とは文脈からすると明らかにブルジョアの法制度のことである。宇野や大内が「法制度」も実態も封建制的なものではなく、いわばブルジョア的なものとして捉えたというのはそのとおりである。暉峻は「法制度」はブルジョアの建前であり、実態は「半封建的」だとしていることになる。そして暉峻のいう実態とは「半封建的地主的土地所有」のことなのである。すなわち、こういふ。「日本資本主義の後進性と早熟性と関わって、維新後もなお社会の広大な基礎をなす農村部では、大量の伝来的小生産農民がひきつづき滞留することとなった。そのことを基礎にして、幕藩体制下にすでに生成、展開しつつあった商人・金貸資本と、その一形態をなす地主的土地所有がさらに本格的に展開し、『前近代的』、『半封建的』な諸関係が、明治維新後も地主・小作関係をはじめ農村部に広く、かつ色濃く伝承されることになった。これが実態である」（以上の引用は、同、218 ページ）という。だがこの暉峻説は講座派理論より理論構成としては後退した主張になっているのではないであろうか。山田は地主の封建地主たる根柢を小作農民にたいする「法制度」としての経済外強制力に求めていた。しかしそれは実証されなかったことは大内が明らかにしている。暉峻は幕藩体制下にすでに生成、展開した地主的土地所有は「法制度」としての封建的権力をもつものではなかったと考えていたはずであるから、その地主的土地所有が有するであろうとされる『『前近代的』、『半封建的』な諸関係』も「法制度」としての封建的権力ではないはずである。にもかかわらず『『前近代的』、『半封建的』な諸関係』という「実態」があるとはどういうことであろうか。暉峻は封建制とは「法制度」の問題ではなく「実態」の問題だと考えていることがそもそも間違いでなかろうか。封建制とはもともと「法制度」としての存在であって、制度そのものが実体をなすのである。だがその実体がなくても、貧者が虐げられるのは経済的強制によるのである。小作農がたんに貧しいなどということは封建制の実在を証明したことにならないし、その貧しさの真因を解明したことにもならない。「思想、感情、慣行」としての封建性の実在についても同断である。暉峻が「これが実態である」とわざわざいっているのは、「法制度」が実態と離間していると考えているからであるとしか考えられない。

³² 平野義太郎『日本資本主義社会の機構』、1948、岩波書店、34 ページ。

³³ 大内、前掲書、102 ページ。

³⁴ 同、103 ページ。

³⁵ 同、102 ページ。

³⁶ 共同研究会「農業民主化の基本問題」、『朝日評論』、二の二（10～11 ページ）、大内の引用による。大内、前掲書、110 ページ。

を背景として地主と小作の関係がある。……それが具体的に現れると土地の取上げなどというものになる。そういうものが地主が小作料を取上げを保障しておるわけです」⁽³⁷⁾という。こうして大内は信夫の見解を長文の引用をもって紹介したあと「かつての『講座派』の主張したような純封建的な『経済外強制』は明治以後の日本には存在していないが、そのかわり絶対主義的『経済外強制』が存在していて、それが高率小作料を実現する根拠となっている、というのである」⁽³⁸⁾という。この信夫のような主張は石渡によっても展開されている。「経済外強制も絶対君主制の成立段階により又特殊性により種々の変形を経るし経てよいはずなのである。……高度な資本の成立してゐる下での絶対君主制は、封建的経済外強制そのまゝをなすことは出来ぬばかりか、それは絶対君主制自体をさへ成立せしめ得ない。こゝでは経済外強制はたゞ政治的自由や言論の自由を徹底的に弾圧するだけで充分なのだ。……ここで経済外強制は二つの歪曲をなす。(一)は経済外強制の発動が外形を変へること(二)は経済外強制をする主体がここの領主等でなく中央の政府によつて統一的に国家権力として発動するといふことである。これは純粹の封建的経済外強制ではない。それ故特にこれを『半』封建的といふ所以もあるのである」⁽³⁹⁾という。小池にあつてもほ

ぼ同様であつて、「『地主的土地所有』はこのような機構⁽⁴⁰⁾の土台として、維持・存続されてきたのであり、その限りにおいて、『農民層』は一つの『身分的階級』として、かかる『地主的土地所有』の対立物であつたのである」⁽⁴¹⁾といっている。

以上の新講座派の理論にたいして大内の批判が展開される。これまでの経済外強制論が否定されたことは評価できるが、これで問題が解決されたわけではないとして、いくつかの論点をしめす。第一に、小作農は地主に直接に人格的、身分的に隷属はしていないはずなのに、信夫は小作農が「小作料支払の義務から解除されず、身分的な隷属から解放されることはなかった」という。しかし「小作料支払いの義務から解放され」ないのは、およそ土地私有が存在する社会ではどこでもあることである。「小作爭議の被告を国家の裁判にゆだねなければならないのは、地主と小作人が法律的に平等な、お互いに自由な人格だからである」⁽⁴²⁾と批判する。第二に、地主と小作農が対等の人格であるとしても、その地主が小作農から高い小作料をとりたてうる根拠は、信夫によれば「絶対主義の権力」にあり、「天皇制の『おもみ』」にあり、石渡によれば「中央政府」の、「統一的」な「国家権力」にあるというが、「しかしそれだけではたいした説明にはならない」。「国家権力は、契約に定

⁽³⁷⁾ まえの引用文とともに、共同研究会文書からの引用である。大内、前掲書、110～111ページ。

⁽³⁸⁾ 大内、前掲書、112～113ページ。

⁽³⁹⁾ 石渡貞雄「農民民主化の方向」、『世界経済』、一の一〇、14ページ。大内の引用による。前掲書、113ページ。この石渡の主張は国家が「領主等」に代わって国家権力を発動して小作料を取り立てるというのだから、『「半」封建的』どころか「超封建的」である。

⁽⁴⁰⁾ 大内によれば、この「機構」とは小池によつて「改訂を施されたこの論文では、『このような』というのが何をさすのか不明確になっているが、この論文（『農地改革の歴史的課題』——犬塚）のはじめのもの（『経済評論』、一の一四、所載「日本農業革命の理論」）では、地主的官僚的政治機構のことになっている」（大内、前掲書、113～114ページ）ということである。

⁽⁴¹⁾ 小池基之「農地改革の歴史的課題」、18ページ。大内の引用による。前掲書、114ページ。

⁽⁴²⁾ 大内、前掲書、116ページ。

められた小作料を忠実に支払うべきことを強制しているだけであって、農民が農民という身分に生まれついたがゆえに地主との隷従関係に入り高い小作料を支払わなければならない、と強制しているわけではない⁽⁴³⁾からである。第三に、「信夫＝石渡理論が八・一五以前の日本の政治形態を絶対主義と規定している点も問題」⁽⁴⁴⁾である。ここで絶対主義の歴史的位置を詳しく論ずるわけにゆかないが、私の理解によれば、いずれにせよ資本主義成立直前の時期における封建権力とブルジョア権力の均衡状態にある時期の政治形態であって、事実、信夫によれば、日本の「国家の組織と行政とは、財閥的・独占的な資本家と寄生的な地主の利益によって支えられ⁽⁴⁵⁾ているとされる。しかし「資本はここでは財閥的・独占的資本である。すなわちたとえ財閥というような特殊な形をとってはいても、資本は独占的な金融資本の段階にたっているのである」⁽⁴⁶⁾という大内の判断が正しい。こういう時期の政治形態を絶対主義と規定するのは誤りであり、ましてやさきにみた石渡の「高度な資本の成立している下での絶対君主制」などというのはアナクロニズムにほかならない。

そのあと、そして最後に、神山茂夫のマルクスによる「事情の力」という経済外強制の概念をもって、日本の地主・小作関係の「封建制」を根拠づけようとする説にたいする批判が展開される。神山はいう。「都市及び農村における資本主義の未発達の結果、土地を奪われた農民は、完全にプロレタリア化する諸条件をもたず、

余儀なく小作人となり、かつその小作地にどの程度にか縛りつけられざるをえない事情のもとにおかれる。マルクスが物納地代における『経済外的強制』の要因としてあげたところのこの『事情の力』こそは、わが小作農民を土地に縛りつける重要な原因の一つである」⁽⁴⁷⁾と。それにたいして大内はまず、領主のもとにある「直接生産者はむしろ直接強制のかわりに Macht der Verhältnisse によって、そして鞭のかわりには法的規定にかりたてられて、自分自身の責任のもとに剰余労働を給付しなければならなくなる」とマルクスがいつているばあいの Macht der Verhältnisse を「高島訳の『資本論』のように『事情の力』と訳するのは、けっして適訳とはいえない。……むしろ……この Verhältnisse というのは、非自由民としての封建的農民の領主にたいする地位、ないしは関係を意味する言葉なのである。したがって、これを、農民が制度上土地から切りはなされ、身分的には自由となっているにもかかわらず、ただ事実上他にエンプロイメントがないために土地から離れえないという、すぐれて経済的な事情にあてはめ、そこから『経済外強制』を根拠づけようとするのは、まったくの誤解である」⁽⁴⁸⁾。まったく間然とするところのない批判である。

こうして明治維新以来 8・15 まで日本の地主・小作関係が封建的・半封建的關係であったという講座派理論は成り立たないことが明かとなった。それでは小作料がなにゆえ現物形態であり高率なものであったかが改めて問題にな

(43) 同、117 ページ。

(44) 同、117～118 ページ。

(45) 同、118 ページ。

(46) 同、同ページ。

(47) 神山茂夫『日本農業における資本主義の発達』、263 ページ。大内からの引用による。大内、前掲書、122 ページ。この神山説とほぼ同様なことを小池もいつているという。大内、同、122～123 ページ。

(48) 大内、前掲書、124～125 ページ。なお Macht der Verhältnisse は、大内にあっては「彼の地位からする力」と訳され、宇野にあっては「諸関係の力」と訳されている。大内、前掲書、注(117)、125 ページ。

る。現物形態であったのは小作料が高率であったからであると大内は説く。「日本の小作料はしばしば農民の労賃部分にくいこむほどの高さをもっているのであるが、かかる重い負担は貨幣形態においては小作人にとってとうてい耐えがたいものとなる。なぜならば、貨幣形態の小作料となれば、小作人は米価の変動の危険をも負担しなければならないことになるが、そうなれば低米価のときには高率小作料は支払う余地がないからである。それゆえに米価の変動の危険負担は地主がこれを引受けることによって、小作料は最大限まで引きあげられる、ということになったのである。このいみで、日本の小作料が物納形態を原則とすることは、高率小作料であることの結果であって、それ自体が『封建性』をいみするものではないといわなければならない」⁽⁴⁹⁾ ということになるのであり、同様に「減免慣行は豊凶作という自然的危険負担を、すくなくとも一部分地主の負担とする制度である」⁽⁵⁰⁾ ということができる。かくて「このようにして、高率小作料の根拠さえ経済的に解明されうるならば、それに付随した他の問題はかたんに解決するのであるが、その高率小作料自体は……小作地にたいする競争によって説明しうるものである。しかしここでいう競争というのは、けっして単純な土地対人口比率というごときものではない。……かならずこの両者を媒介する生産関係が考察の中心におかれなければならない」⁽⁵¹⁾ といって問題の中枢を明示する。これまでの諸学説もいちおう生産関係を問題にしてきたのではあるが、それはあくまで農業内部の生産関係であり、具体的には地主・小作人関係であった。しかし小作人は「いつでもその

土地を放棄して自由に近代的な賃銀労働者になりうる自由人であり、そのいみでは日本の資本主義社会全体の法則性に支配されている存在」⁽⁵²⁾ である。「日本の農民を規制する生産関係はけっして、地主・小作の関係にかぎるわけではなく、むしろこの関係も日本資本主義の生産関係の一環として成立しているものだといわなければならない。とすれば、地主が小作農からその剰余価値の全部を小作料として吸収しうるとしても、それは地主のもつ何らかの『経済外強制』によるものではなくて、資本主義の法則性にもとず（原）いて、全国民経済的な機構のうちにおいてはじめて可能となるわけであろう。またしばしば小作料が労賃部分にまでくいこむとしても、それは小作料ないしは剰余価値が大きいから労賃が小さい、と理解してはならないにであって、労賃が小さいから剰余価値ないしは小作料が大きいのであろう。問題を全機構的に考えればこの結論は動かないところである」⁽⁵³⁾ と結論する。大内日本農業論の理論的核心をなす部分である。「かくてわれわれはいまや問題をたんに農業部門の内部において考えないで、日本資本主義の機構のなかに、あるいは、よりくわしくいえば、日本資本主義の総過程のうちにわれわれの問題の解答を求めなければならないことになった」⁽⁵⁴⁾ といってこの「学説」の章を閉じるのである。

こうして明治維新から8・15にいたる時期において地主・小作関係を封建的・半封建的生産関係と規定するものとしての経済外強制が存在したという講座派理論は完膚なきまでに否定された。だが封建社会から資本主義社会への転化の歴史過程はその経済外強制の否定を前提にし

(49) 大内、前掲書、130～131ページ。

(50) 同、132ページ。

(51) 同、132～133ページ。

(52) 同、134ページ。

たうえて、資本主義の歴史過程を形成せしめる非純粹商品経済的諸要因の作用をも考慮しなければならないものであった。

そして事実、つぎの第三章「分析」は構造分析のかたちをとっているが、内容は歴史過程の分析を含んでいるのであって、この「分析」において大内は最初に(1)「貨幣資本 G の存在」、(2)「労働力 A の存在」、(3)「生産手段 Pm の存在」、(4)「生産物市場の存在」にわけて、それぞれその発生・発展の過程を説明しようとしている。そしてその結論は著者自身の言葉でいえば、つぎの如くである。「けっきょく日本の『半封建的』な過小農なるものは、日本資本主義の成立・発展過程のうちに成立し、かつ維持されてきた、という事実である。いいかえれば、それは日本の総資本の拡大再生産の過程において、その資本の要求におうじてつくりだされかつ維持されてきたのである。それゆえにわれわれはいまや小農制をつくりだし維持してきたものがたんなる人口過剰、土地欠乏というような自然的条件ではなくて資本主義社会の必然的法則としての過剰人口、すなわち資本の再生産の条件として存在する産業予備軍としての過剰人

口であることを知る。また同時に、『半封建的』過小農を作り出しかつ維持してきたものが、封建的ないし半封建的土地所有のもつ経済外強制やあるいは絶対主義権力のもつ強力^{ゲヴァルト}やによって実現される封建地代それ自体ではなくて、資本の再生産の条件として与えられた低賃金にもとず（原）く農家の低所得であり、高率地代は逆にかかる過小農の低所得によって維持されているものにすぎないことをはっきりと把握できるのである。問題を真に『全機構的に』把握しようとするならば、かかる結論は動かないところであろう」⁽⁵⁵⁾。一口でいえば、小作農が貧しいのは、小作料が高いからではなくて、反対に小農民が貧しいから小作料は高くなるということなのである。一見常識とは逆であるが、これには経済学的に科学的根拠があるのである。その根拠を大内はのべているのであるが、いま簡単にいえばこうである。

1. 小農民が自家の農業生産において獲得する価値生産物（生産物価値から農具、肥料などの不変資本部分をのぞいたもの）のうちで最初にその量（価格）がきまるのは経済学的にいえば農民の労働力の価値（労賃部分に相当する。通

53 同、135 ページ。農民の生産する価値生産物のうち最初にきまるのは農民労働力の価値部分であって、残余が剰余価値になるというのは労働力の価値の運動と剰余価値の現実的形態としての利潤部分や地代部分の現実の運動との関係の結果としていえるのであって、原理論の世界では、それが結局労働力の価値がさきにあるものとして規定されるということになるのであるが、現実の世界では原理論には含まれない具体的な諸要因が入りこんできて、原理論どおりにはゆかないばあいが起こりうることも視野にいれなければならない。とくに賃労働者の労働力とは異なる性質をもっている農民の労働力のばあいは、現実に雇用関係のもとで労働力の価値水準がきまるわけではないので、その偏差は大きくなる。しかもそれは資本主義の発展段階によっても異なるので複雑なものとなるのは避けられない。ただ講座派理論は小作料のほうがり論的に先に決まるとしていることが問題なのである。大内はその点を突いたものであるが、現状分析としてはさらに彫琢をくわえる必要があるといわなければならない。資本主義が相当に発展しているにもかかわらず、農民層が構造的過剰人口として存在していることが問題であって、それは封建制の残存の問題ではなくて、日本資本主義自体の成立と発展の特殊性によるのである。それは何か、を大内は追求してゆくのである。大内のこの処女作は、当時のマルクス経済学の学界の支配的学説だった講座派理論にたいしてマルクス経済学の科学的立場から「異議あり」の手を挙げたところに最大の意義があったといっていいいであろう。

54 同、137 ページ。

55 大内、前掲書、213～214 ページ。

常 V と表記される)である。残余が利潤部分と地代部分になる。

2. その V 部分の水準は一般の賃銀労働者の V 水準よりたしかに低いものであるが、それは産業予備軍としての過剰人口として存在する小農民は賃銀労働者とは異なって、小生産者であるためにより多くの所得をえようとして労働を多投する競争を展開し、その結果生産量は増大し、農産物価格を低からしめることになり、自家農業労働力の価格水準 (V 水準) は一般の賃銀労働者の V 水準より低いものになる。

3. 価値生産物のうちこの V 部分を引いた残余は利潤部分と地代部分よりなるが、利潤部分は小生産者にとっても、あることに越したことはないが、なくてもそれだけでは小生産は破綻しない。それが小生産者の資本家とは異なるところである。生産増大競争は結局利潤を実現しないところまで展開される。結局、その利潤部分の価値は無償で社会に贈与されることになる。それにたいして地代部分はそれが実現されなければ、そもそも小作農として存在しえないことになるから、実現されて地主の取分になる。結局、価値生産物は農民の労賃部分と地代部分⁽⁵⁶⁾とによって構成されることになるが、農民の競争はその労賃水準を下げるから、結果として地代部分は増大することになるわけである。

この日本農業における農産物価格の形成機構は、この著作ではその基本線が示されただけであるが、その後の著書であり、われわれがこの後検討する『農業問題』⁽⁵⁷⁾でより明確な骨格があたえられることになるが、その論理構成自体

は学界でこの『日本資本主義の農業問題』においてはじめて出現したものである。そしてこの大内の日本農業における農産物価格の形成理論はさきの「分析」の最初に示されている四つの条件の分析を通じて形成されたものである。だが大内によるこの四条件の分析には疑問をはさまざるをえない問題点がある。

まず最初の「貨幣資本の条件」についていえばこうである。この「貨幣資本の条件」とは、資本主義成立のための資本の蓄積にかかわる条件のことである。資本主義が成立したのちの資本の蓄積は「生産された剰余価値の一部が蓄積されてゆくのが原則である。けれども資本主義の発端においては、どうしても資本主義の外部における資本の蓄積が前提されなければならない。これがすなわち『いわゆる原始的蓄積』, „die sog. ursprüngliche Akkumulation“ である」⁽⁵⁸⁾ といって、この原蓄過程をつぎの三点にわたって説明している。第一は、「資本主義がいちおう成立したのちにおいても資本家はあらゆる機会を利用して資本の蓄積をしようとする。……もし彼が自己の剰余価値以外のところから貨幣をえてこれを資本化することができれば、それは彼の『禁欲』なしに『蓄積』をおこなう最上の手段となる」⁽⁵⁹⁾。第二に、「徳川時代に資本の蓄積がなおきわめて微弱であったために明治初年においてはこの原始的蓄積は維新政府の財政措置によって強行されざるをえなかった。……近代的産業の育成に努力した明治初年の諸政策はまさにかかる原始的蓄積の強行過程である」⁽⁶⁰⁾。第三に、この諸政策を遂行するのに必要な財政収入は租税収入で賄うほかはない

⁵⁶⁾ この地代部分は厳密にいうと絶対地代と差額地代よりなるが、絶対地代は当該農業労働が生産した剰余価値よりなっているが、差額地代は当該資本主義社会の農民をもふくむ全労働者の生産した剰余価値部分からの控除部分よりなりたっている。

⁵⁷⁾ 大内力『農業問題』, 初版, 1951, 改訂版, 1961, いずれも岩波全書。

⁵⁸⁾ 大内, 前掲『日本資本主義の農業問題』, 144 ページ。

⁵⁹⁾ 大内, 前掲書, 144 ページ。

が、その中心は地租収入である。それを確保するために「地租改正」政策がおこなわれたが、そのさいの「政府の果たした役割は、農村において形成された価値を地租という形で吸収し、それを資本家的生産の育成のためにさまざまな形で滔々と流してやることにほかならなかった」⁽⁶¹⁾ というのである。

日本のような後進国で資本主義を成立させるためには、国家財政資金を産業育成に投じざるをえないことは理解できる。しかし資本になるべき資金を投じたからといって資本主義的生産が成立するわけではない⁽⁶²⁾。もともと貨幣の蓄積そのものは資本主義以前の諸社会において主として商人資本によっておこなわれている。問題は貨幣が蓄積されれば資本主義が必ず成立するというわけではないことにある⁽⁶³⁾。事実、小生産者から商品を安く買って、他で高く売るといふ商人資本は資本主義が成立すると本来は消滅して、商品流通は商業資本によって担われることにならざるをえないことになる。いうまで

もなく小生産者の労働力が社会的に商品化されなければ、いいかえれば農民（小生産者）と土地との分離が実現しなければ、資本主義は成立しえないのである。そしてその農民と土地との分離はたんに商品経済の力だけでは実現できるものではないのであって、なんらかの強力手段が必要なのである。そもそも大内が貨幣の蓄積をもって資本の原始的蓄積とみなしていること自体が問題だった。マルクスが『資本論』一卷二四章第七節で資本の原始的蓄積をことさらに説いたのは封建的隷属民たる農民が領主によって政治権力的に土地から分離される過程を賃銀労働者の特殊歴史的発生過程として説く必要があったからであって、その過程はたんに商品経済の論理のみでは説けないからである⁽⁶⁴⁾。資本主義の成立をとくに当たって、この土地と直接労働者たる農民との権力による分離を重要視していないことは大内理論の重要な問題点をなしている。

ここで大内の現状分析の方法についての疑問

⁽⁶⁰⁾ 同、145 ページ。

⁽⁶¹⁾ 同、145～146 ページ。

⁽⁶²⁾ 政府資金を生産者に有利に貸付けたからといって、資本主義が成立するわけではない。農民と土地との強力的分離によって労働力商品化が実現されなければ、資本主義は成立しえないのであって、ただ当時の日本は西欧資本主義諸国の種々なる圧力をうけて早急に資本主義を成立させるほかはなかったのであって、そのためにはたんに財政資金を投じるだけでは不可能であった。農民と土地との強力的分離を早めるほかはなかった。その分離そのものは貨幣資本がたんに増加しただけで実現されるわけではない。資本が産業資本たりうるための無産労働者が存在していないからである。だが日本においてその無産労働者の創出の前提条件は地租改正という強権力によって実現され、地租改正成立後の数年間はきわめて高い地租が徴収され、土地所有を失う農民が多数出現した。それが日本資本主義の成立に際しての強力による労働力商品化の実現過程であった。それだけではない。その過程で農民から吸い上げた財政資金をもって近代国家機構をつくりあげ、殖産興業の資金にもしたのである。それらすべての資金は農民を近代的土地所有者たらしめることの代償としてきわめて高い地租を徴収するという政治的行為によってえたものである。むしろ原因結果が逆転して、高い地租をとるために近代的土地所有制の創出を実施したというのが真実である。商品経済には結果が前提をつくりだすという転倒の性格があるのであって、それが人をして政治行為も商品経済的行為と見誤らせることになる。とくに資本主義の発生期には商品経済的行為ではない政治行為までが農民の労働力の価格を価値以下にしてしまうのである。それは商品経済が政治を抱きこむことによって歴史過程を生むのであって、たんなる商品経済的行為ではない。

⁽⁶³⁾ 古代ローマ社会は商人資本が栄えたが、資本主義には転化せず、生産力が低かったために自壊せざるをえなかったのである。

点を二つ提起しておきたい。一つは資本主義の形成過程は商品経済の発展という観点のみから説けるかという疑問、いいかえれば経済学原理論のみでと説けるかという疑問であり、もう一つは大内の分析は歴史のいちおうの到達点の構造分析であるが、そこでえられた結論はそのままその到達点にいたる歴史過程にそのまま通用することができるのかという疑問であり、いいかえればその構造に歴史的变化はないのかという疑問である。前者の疑問についていえば、すでにみたように講座派の経済外強制論を徹底的に批判した大内が、しかしその講座派の多くの人たちがそうであるように、賃銀労働者の形成＝労働力商品化は商品経済が発展すれば自然に実現されるものと考えていないか、という疑問である。

労働力商品化の発生こそがマルクスのいう資本の原始的蓄積の本質をなすのであり、それはとりもなおさず資本主義の成立をいみする産業資本の成立条件をなすものである。大内はこの労働力商品化の形成過程についてはここではあたかも当然の前提として存在しているかのごとくであって、なにも語らない。それはもちろん「分析」の二段目で説くことになっているからであろう。しかし地租改正は資本の蓄積を促進するための財政資金の確保を直接の目的にしたものであったが、いわば意図せざる結果として封建的な農民の土地占有を否定して近代的土地

所有に転化するという革命を実現したものである。西南雄藩の初期ブルジョア政権によって、有力諸藩の封建的土地支配権をわけのわからないうちに剥奪したのである。この権力による土地制度の変革は資本の蓄積促進をはるかに上回る歴史的意味をもっている。封建体制が直接生産者たる農民にたいして経済外強制を行使せざるをえないのは、封建領主が農民の土地占有権を認めざるをえない関係にあったからであって、その農民の土地占有権を意図せざる結果として明治政府が否定したところにその革命性がある。その否定はたんなる商品経済的行為で実現できるものではない。その点が大内にあって、十分に考慮されていたとは考えられないのである⁽⁶⁵⁾。歴史的変革はもちろんのこととして、歴史的過程もまた経済学原理論のみによっては説明しえないと思われるのである⁽⁶⁶⁾。

もう一つの疑問は、構造分析と歴史過程の分析との関係の問題である。大内が「分析」でとりあげている時期は明治初年から8・15までの時期であるが、主にとりあげているのは大正中期から8・15までの時期であることはさきに指摘したが、それは資料の関係もあるであろうが、戦前期の日本資本主義の性格がほぼかたまつたといっている時期であると判断したからであろう。それは一定の歴史的発展の到達点としての時期をえらんだと思われる。問題はその時期にいたるまでの歴史過程の分析方法である。その

64 私「原理論と歴史分析とはどこが違うか」(名城大学『名城論叢』第11巻第4号(2011年3月))という論文の93ページ以下で、マルクスの原始的蓄積論を論じたが、そのマルクスにあっては相反する二つの見解が展開されていることを問題にした。一つは農民と土地との強力的分離による労働力商品化の実現としての原蓄論であり、もう一つは自己労働にもとづく私有の他人労働にもとづく資本主義的私有への転化としての原蓄論である(『資本論』, 第1巻, 大月版, ②, 993~994ページ, *Das Kapital*, Bd. 1, S. 789~790.)。本来の原蓄論は前者であって、私有の根拠も労働力商品化を基礎にして首尾一貫した論理として説けると思っている。それは私有が私有を生むという意味で首尾一貫しているのであり、それゆえに私有は歴史的産物なのである。それにたいして後者は本来の私有は自己労働にもとづく私有であって、他人労働にもとづく私有は本来の私有ではないという見解を基礎にしている。しかし宇野もいっているのであるが、自己労働にもとづく私有といっても、土地の私有はそれでは説明できないことをどう考えるかという問題がある。そもそも私有という概念が歴史的な概念なのである。

ばあい宇野弘蔵の段階論は有力な示唆を与えるものである。事実、大内ものちに宇野の段階論

(65) 大内は『日本資本主義の農業問題』（改訂版）、150ページの注(7)で「もちろん地租改正のさいにいっきよに地租が近代化したとはいえないであろう。すくなくとも、形式的には一方では地租が一定額の貨幣として固定し、他方では土地私有権（使用、収益、処分の自由）がみつめられたことによって、このとき近代的租税になったわけであるが、しかしこのとき採用された課税標準たる地価の算定にしても、なお多くのあいまいな点をのこしているし、……その実質的の重さはなお『封建的』貢租と変わらなかった。これが名実ともに近代的租税となるのは後のインフレーションおよびデフレーションの過程を経過したのち、ほぼ一八九〇年代のことである」といっているが、地租改正の制度的変革を重視するならば、1873～81年の制度完成期を重視すべきではないかと思われる。この時期に領主による農民支配の廃止＝農民的土地占有の否定がおこなわれたとみていい。なお大内力『農業史』（1960、東洋経済新報社）の第二章「原始的蓄積期」では「近代的土地所有は、むしろこのときの地券の発行によって初めて成立したものではない。すでにわれわれが知っているように、それは徳川中期以降、商品経済の発達と農民層の分解とをつうじて事実上成立してきた」（52ページ。執筆者は大谷瑞郎）とある。この書は4人（大内力、大谷瑞郎、齋藤仁、佐伯尚美）の「分担執筆になるものである。しかしわたくしがあとで勝手に削ったり書きたしたりしているから、主たる責任はむしろわたくしにある」（「はしがき」iiページ）と大内はいつている。大谷の論文は封建制から資本主義への転換が商品経済のみで実現できるという典型的な商品経済史観である。

(66) 後年、大内は歴史過程の分析と経済学の法則との関係をつぎのようにいつている。経済学の「運動法則が循環運動のなかで現われるということは、別の面からいえば、この種の運動はおおよそ資本主義を前提とする限り、どういう国のどの時代にも存在するということをいみする。つまりそれは超歴史的な法則性なのである。……それは資本主義の、……生成・発展・変質（＝衰退）という歴史的運動をこえてつねに作用する法則であるといういみで超歴史的なのである。といつても、そういう法則性は無媒介的に、そのままの姿で現われるわけではない。それがときどきのさまざまな条件によって、種々の歪曲をうけ、まわり道をして自己貫徹してゆくものであることは……景気変動に関連して示唆しておいたとおりである。だが、歪曲されたりまわり道をしたりすることは、けつしてそういう法則性が止揚され、作用しなくなるということではない。法則は無限に複雑な歪曲を経ながらも自己貫徹をしてゆく。なぜならば、それは商品経済に必然的に現われる法則性であり、資本主義をして資本主義たらしめる基本的な原理にほかならないからである」（『大内力経済学大系』、第1巻、「経済学方法論」、1980、東京大学出版会、64ページ）と。初期の考えをほぼそのまま堅持しているわけである。私はものちにこれを検討したいと思いつているが、問題は法則が完全なかたちで存在する場合はどこかということにある。それは純粋資本主義という抽象的世界であつて、現実にはどこにも存在していない世界である、と考えるか否かにある。もともとその法則は資本主義の現実の発生から発展までの歴史的運動のいわば極限を想定し、その極限状態の中核を純粋商品と規定して、あとはその商品の内部構造の論理的展開を、現実の商品経済的運動を背後において、その運動にそつて論理を展開することによつて見出された法則であると私は考える。いわば一つの商品経済的運動の傾向を徹底化した極限世界という抽象的世界の内部構造を明らかにすることによつてえられた法則である。いわばその抽象世界のなかで螺旋的に拡大循環している法則であると私には思われる。またそういう抽象的世界を想定しなければ論証できない法則なのである。現実はいかかると純粋の抽象世界にはなりえないし、そのこと自体がその法則の人類にとっての他の重要な側面をあらわしていると思われるのであつて、いずれにせよ資本主義の法則は帝国主義段階を知る位置にあるわれわれには、現実にはあるときは促進され、他のときには阻害される性質を内包していると認識できる。このばあい純粋資本主義自体の内部の法則は19世紀中葉の資本主義の発展期までの時代をその発展にそつて抽象化してえられる世界においてのみ認識できるのであつて、事実マルクスにはできたのである。そして『資本論』を知つたものには法則貫徹の方向に現実が展開することは容易に理解できるが、しかし法則貫徹が阻害される方向に現実が展開されることは19世紀末以降の事実を知らなければ簡単には理解しえない。しかしわれわれはすでにそのことを知りうる位置にある。そこにこの法則の歴史性があるわけである。この点をもう少し具体的に、今後の大内力の学説検討を通じて考えてゆきたいと思うわけである。

を基礎にして独自の段階論を展開することになり、それはわれわれものに検討したいと思うのであるが、しかし宇野の段階論は宇野自身がいっているように資本主義の歴史過程には直接使えないものである。とくに資本主義の発生期そのもの、発生期から発展期、発展期から爛熟期、といった段階から段階への歴史過程そのものの分析には直接使えないのであり、宇野はそれらは現状分析そのものの課題だとしているのである。宇野自身がいっているように段階論は資本主義の典型的な発生、発展、爛熟の時期を重商主義段階の資本主義、自由主義段階の資本主義、帝国主義段階の資本主義としていわば静態的にタイプ論としてとらえているのみだからである。前二者の段階はイギリスを、最後の段階はイギリスとドイツとアメリカをとってその内部構造を解明している。歴史過程を分析するには段階論を前提にしなくてはならないのであるが、その前提のいみは原理論が段階論の前提であるのと同様に、逆説的いみでの前提なのである。現状分析としての歴史過程の分析においては、段階論の各段階を短縮したり飛び越えたりしていることを考慮せざるをえないのである。またそういうかたちで段階論は現状分析に役立ちうるし、現状分析を科学たらしめるといっていいように思われる。

こういう問題点はあるが、むろんあと知恵の類の問題である。大内はすでにみたように明治

初年以來の日本農業が「半封建的」構造をもっているようにみえるのは日本資本主義の「特殊性」という性格に由来するものであることを明らかにしようとしたのであるが、その「特殊性」の中身はここではついに明確にはされてはいない。後進性は強く主張されているがそれが特殊性そのものとはいってははいない。むしろ「半封建的」にみえる性格は封建制の残存によるものではなく、日本資本主義自身の資本主義としての性格なのだということの発見にこそ意味があったのである。講座派理論は単純化していえば本来、資本主義といえはイギリス資本主義のように資本家、賃銀労働者および近代的土地所有者の三大階級で構成されている社会であると考えていたのであって、大内はそれにたいして小農民が一般に農業を担っていても資本主義たりうるということを理論的にも実証的にも明らかにした点にその最大の功績があったといっている⁶⁷⁾。その後の世界史は多くの資本主義国の農業が小農民によって営まれていることをますます明らかにしているのである。小農民が大勢を占めていても資本主義たりうるということの発見は資本主義の歴史的限界の発見なのであった。

つまり歴史的 position を明確にしえた到達点を基準にしてそこにいたる途中の歴史過程の役割を探ることがその分析の課題になるということが重要であると思われる。のちにわれわれがみる

67) この点について大内には宇野からの影響は直接的にはなかったと考えられる。晩年、大内は『日本資本主義の農業問題』のヒントになったのは「鈴木（鴻一郎）さんの『増産と農地制度』（『社会政策時報』1942年3月号、同、『日本農業と農業理論』、1951、御茶の水書房、所収）という戦争中に書いた論文」であり、「この鈴木さんの論文は宇野理論からヒントを得た論文」であるという（大内力『埋火——大内力回顧録——』、2004、御茶の水書房、69ページ）。なお大内は当時宇野の『経済政策論』上（1936、弘文堂）を知らなかったという（『埋火』、72ページ）。ただ『日本資本主義の農業問題』を書いた当時は宇野の段階論を「半分ぐらいというか、少し入門しかけたということでしょうか」、『経済政策論』上では「それほどはっきり段階論という考え方になっていなかった。……むしろ戦後の……『経済政策論』の方に、段階論が非常にはっきり出ている」（同、97ページ）という理解であった。いずれにせよ宇野の段階論を先に知っていたのは鈴木だった。大内はむしろ後進性（農村過剰人口——低賃銀）という点に注目していた段階だった。

ように大内がそのことをかたちをかえて法則はいつでも貫徹するといったのでは、その課題に応えたことにならないであろう。もともと法則にはあえていえば二つのものがある、ひとつは純粋資本主義という抽象的世界において、始めがあって終わりがあり、かつその終わりが始めを生むという循環的法則であり、もうひとつは資本主義の発生・発展・爛熟の各歴史過程において始めと終わりが不可逆的な相違をなすことになっていて、それぞれ独自の歴史的展開を示す、いわゆる段階論的展開としての法則性である。前者が純粋資本主義的商品経済の諸要因のみによって展開される法則であるのにたいして、後者はその純粋資本主義的商品経済の諸要因と非純粋資本主義的商品経済の諸要因との合成によって展開されるいわば歴史的法則性である。問題はこの後者のなかの非純粋資本主義的商品経済の諸要因にあって、その要因いかにによって資本主義の歴史過程が特殊に展開されるのである。その点はのちに詳しく論じたいが、かんたんにいえばその非純粋資本主義的商品経済の諸要因とはさしあたり小生産者や政策、生産力水準、国際関係、等である。注意を要するのは純粋資本主義的商品経済が否かにあるのであって、上にあげた諸要因は商品経済のみによっては支配されていないという点にある。原理論における貨幣、資本、労働力商品、生産手段、生産対象、等はすべて商品経済的運動のみをなしうるとされているものである。そしてもちろん原理論における商品のいわば価値もいつも価値どおりに売買されるわけではないし、資本家の行動もつねに法則どおりに行われるわけではない。けれどもその法則からはなれる行動にもおのずと限度があって法則に規制されるのであり、そのくりかえしのうちに法則が貫徹するのにたいして、たとえば小生産者のばあいは法則に規制されることもあれば、法則から離れたまま法則の規制をうけずに、いわば実体的に

動くということもあるという決定的違いがある。法則にたいする復元力があるかないかというちがいが決定的なのである。それゆえに小生産者は歴史的条件次第では、賃銀労働者になるばあいと資本家に転化するばあいとさらには農民のまま零落するばあいなどがあるのであって、そのちがいはつねに純粋に商品経済的要因のみによって決定されるというわけではない。資本には倒産はありうるが、小生産者には倒産は存在しない。生産力にしても、綿工業的生产力にあっては商品経済に適合的であるが、小生産者の技術や重工業的生产力にあっては商品経済の法則がいつも全面展開されるわけではない。国際関係にしても国家の政策にしても、そして国家そのものも、いつでも商品経済的行動をしているわけではない。法則はもともと資本家的商品経済という特殊歴史的なものの法則であって、したがって法則は資本主義の発生、発展、爛熟の歴史過程においてかたちをかえて、いつでも貫徹するものということではなくて、人類社会には必ず存在する非商品経済的要因の作用のいかにによって法則の作用が促進され、資本主義的發展がもたらされることにもなり、あるいは法則の作用が阻害されて、資本主義的發展が阻害され、一種の畸形化の道をあゆむことにもなるのである。促進されるばあいは非商品経済的要因の作用を入れても結果は同じであるというわけにはゆかないであろう。国によっては発展段階の省略、飛び越えがありうるのであって⁽⁶⁸⁾、そのことは結果の構造規定によって判断されうるのである。ドイツは資本主義の発生を自由主義段階として実現し、日本はそれを帝国主義段階として実現したともいえるのである。

さきにみた日本における地租改正事業が農民の土地占有を政治的に否定するというそれ自身は商品経済的行為とはいえない権力的行為をおこなったうえで、同時にあらためて農民的土地

所有というかたちで近代的土地所有が設定されたのであり、あるいは封建的権力の支配化のもとで事実上存在していた農民身分の地主的土地「所有」をも明治ブルジョア政権が地租をとるためにそのまま近代的土地所有として認めたのであるが、イギリスの近代的土地所有の設定は日本のばあいとは異なって領主が隷農を土地から追放してみずからが近代的土地所有者になるというかたちでおこなわれた。イギリスでは封建領主の自己否定的権力行使によって自己の領地より農民を追放して自ら近代的土地所有者になったのにたいして、日本では西南雄藩の下層武士層による初期ブルジョア政権が封建的土地領有制を否定して農民占有地をそのまま農民的土地所有地として近代的土地所有を設定した。地租を徴収するためである。しかしともに農民の土地占有を直接に暴力または法によって否定

することによって、資本主義を成立させる歴史を切り開いたのである。そのことは結果を前提にした判断によって明らかになったといえる。いいかえればこの運動の途中には様々な要因がいりまじっているが、到達点がわかっていたので運動の方向に沿って諸要因を整理しつつ論理を展開すれば到達点に帰着することになると同時に、その運動の歴史的意義も解明されることになるというふうに理解できるのである⁽⁶⁹⁾。それをはじめから到達点の目標を前提にしないで、ただたんに歴史過程を分析したのでは、イデオロギー的偏向の介入を避けられないことになるであろうと思われる。そして封建制が否定されて資本主義的制度が発生してからは純粋資本家的商品経済の諸要因と非純粋商品経済的諸要因とのせめぎあいが展開され、前者の要因が徐々に急速にかはあれ拡大増加してゆくが、両要

(68) 日本では宇野のいう自由主義段階も、さらには重商主義段階もなかったとも考えられるのであって、日本資本主義はその発生、発展を金融資本形態のもとに行われたとも考えられる。いずれにしても資本主義国は重商主義段階、自由主義段階を経なくとも、発生、発展それ自体は展開する。段階論は特定の典型国について展開される資本のタイプ論であって、重商主義、自由主義、帝国主義という段階論はすべての資本主義国の発生、発展、爛熟の歴史的発展段階とは必ずしも一致するものではないと思われる。段階論がタイプ論たるゆえんである。

(69) このような方法をとらないで歴史過程をそのまま事実の展開にそって解明しようとすると客観的分析が困難になることを丹羽邦男の研究を対象にして検討するとこういうことになる。その著書『土地問題の起源』(1989, 平凡社)の「二 農民の立場から——幕末・維新期の土地政策」の「5『王政復古』の理想——維新政府の土地政策」は維新政府が明治元年十二月一つの布告をだしたことから説きおこされている。丹羽によればこの布告は「後代の研究者によって、土地を所持する農民に私的土地所有権を認めた最初の政府法令と誤読された経緯」があるというもので、その誤読の元は「百姓持」という近世初期の農民の「土地所持」を所有権と理解したことにあるという。この布告は「近世石高制下の農民土地所持の原則」と「士・商・工身分」の者に土地が買い取られている現実を認めたものに過ぎないとしている。しかし維新政府の土地政策はこの布告の一年前に「堺県で、管下村々役人に発せられた演達」であって、和泉、河内などを治める堺県知事小河一敏が県内「支配村々役人共へ」当てた指令であって、「小河が尊攘の志士として明治維新に託した『王政復古』の理想を、民政へ実現しようとする熱意が籠められている」ものである。その趣旨は「農民を、『朝廷の御民』で、『朝廷の御土地を受けもち』耕作にはげむものと位置づけ」、「このようなあるべき姿に『復古』するため、たとえ、何十年前に売却した田地であっても、失った田地を相応の代金で請戻し、無高の百姓をなくすよう村役人が世話することを命じている」という。そして丹羽は「農民経済の発展した畿内では、このような内容の演達は、現実離れしており、一片の空文に終わっただろうと考えるのは、後世の利口すぎる歴史家の陥り易い即断である」という。丹羽によれば和泉、河内は商品生産の発展にもとづき地主的土地所有が広汎な展開をみせ、小作と地主に階層分化している。そして「小河は堺県知事としてこの現状を充分認識した上で、まず堺県で『王土思想』にもとづく土地政策を実施し、さらに政府中央に建議して、全国におよぼそうとした」というわけである(以上、前掲書、83～89ページより引用)。

因の判断基準は原理論の諸規定が与えている。それだけではない。原理論は商品経済的運動の

ここからが本論である。当時「豪農の田地を民につくらせ」る方法には「小作」と「上^うわ米」の二種類があった。「小作」とは「豪農の田地を小民につくらせ、肥糞の類も皆与え遣わし申し候て、毛上は有るを限りに地主の方へ受けとり、その中より貢を奉り、田地の高に掛り候諸出金を弁え出し、その残りを地主の所得に仕り、その所得の中より小作の者へわち遣す法に御座候」というものであり、「上^うわ米作り」とは地主より田地を小民にわたしてつくらせ、小民より直に年貢を納め、高懸り物を弁え、田地の広狭、高の多少に随い、一箇年何程宛と決め、地主へ米を遣し候事に御座候」というものである。この両者のうち「全国的にみると『小作』が多く、小民は苦しみが強い。『上^うわ米』も、年貢の外に『上^うわ米』を地主に出すのだから、四公六民のところが小民にとっては六公四民にもなるが、「小作」よりましである」（以上、同、91～92ページ）と丹羽はいう。この「小作」と「上^うわ米作り」とを比べると、商品経済的にすんだ貸借形態は「小作」のほうである。丹羽はそういう捉え方をしていないことはすぐあとでみるが、この「上^うわ米作り」の法を小河は提案するのである。丹羽もそれを支持している。その根拠をつぎのように展開する。「当時の地主・小作関係には、領主の石高制との関わり方を異にする三つ形態が存在した。(1)小作人が貢租・諸掛りと地主への作徳米を、領主・地主に振り分けて納めるもの（いわゆる『分割納付』）、(2)小作人が小作料を村役人に直納、これを村役人が貢租・諸掛りと地主への作徳米を振り分け、後者を地主へ下付するもの（いわゆる『藩倉納付』）、(3)地主が、小作人から小作料の納付をうけ、そのうちから貢租・諸掛利を上納し、残りを作徳として取得するもの（いわゆる『地主庭先納付』）がそれである」ことを明らかにしたのち、「この(1)および(2)の形態にあっては、小作人は、多かれ少なかれ、年貢負担者＝本百姓すなわち村共同体の成員の地位を依然として保持している。そして、この形態は、広く全国をみれば、すくなくとも幕領においては普通存在であった」（同、92～93ページ）といて、ともに小作人による(1)の「分割納付」と(2)の「藩倉納付」こそ「上^うわ米作り」の法としてこれを支持する。その理由はすでに引用したように小作人が「年貢負担者＝本百姓すなわち村共同体の成員の地位を依然として保持している」ことに求めているようなのである。そして結論としてこうするのである。「このような現状の下で、小河の提起した『上^うわ米』の法は、全国的にみて実施可能な方策であったといえよう。そして、その成功度に依じて地主的土地所有は弱化し、地主の私的土地所有は否定され、たんなる策得米拾得者にすぎない存在になってゆくであろう」（同、93ページ）というのである。この丹羽の分析方法と結論は経済学を基礎とするものとは到底いえない。丹羽が問題としている時期は明治元年から四、五年までの、地租改正前の時期であって、まさに歴史的転換期である。当時はすでに商品経済化の動きはけっして無視しえない勢いで展開している時代であり、しかも本来の封建的土地領有制の崩壊が制度的に開始され始めた時期である。土地の賃貸借関係も本来商品経済関係を基軸にして成りたちうるものである。丹羽のあげる三つの土地貸借関係のうちもっとも商品経済に適合的なのはすでに指摘したように(3)の「地主庭先納付」である。それはもっともいい土地所有形態はいかなるものかといった素朴な問題ではありえないのであって、資本主義的土地所有とはいかなる土地所有かということこそがはじめから問題だったのである。「分割納入」におけるように小作人が土地所有にかかる貢租・諸掛りを地主に代わって村役人までもってゆく行為は商品経済的行為ではないし、「藩倉納付」におけるように小作人が村役人に小作料を直納するのも、村役人がこの小作料を貢租・諸掛りと地主への作徳米とにふりわけける行為も商品経済的行為ではない。それらは商品経済の実体がまだ商品経済の形態に完全に包摂し切れていない状態の、おそらく経過の形態である。そういう形態の瑕疵はそこに非商品経済的要因が侵入する余地を残すことにある。商品経済が発展すれば消滅するはずのものである。通常の賃貸借関係が発展すれば、これらの関係は消滅するはずである。このように地主・小作関係が曖昧なかたちになるのは封建制度下では当然のことであって、地主・小作関係が封建制とは異質の関係だからにほかならない。事実、「小作」が「上^うわ米」より多いというのはその結果であろう。そういう「小作」が多いので「小作は苦しみが強い」というのはある意味で当然である。商品経済は競争関係を伴うので、「苦しい」ことは十分ありうる。いずれにせよ「分割納入」や「藩倉納付」は「地主庭先納付」よりはるかに商品経済的形態として未完成なものなのであって、商品経済が発展すれば消滅してゆく運命にある。

展開とその発展形態をも抽象的にではあるが示している。それを基準にして現実の歴史的特殊性を明らかにすることができるわけである。いいかえれば原理論の論理が資本家的商品概念自身の自己展開として発展するのにたいして、歴史的過程の論理はこの原理論の論理の循環的自己展開の過程のなかに非商品経済的諸要因がはいることによってその要因の性格による固有の偏倚を生む。そのことによって様々な歴史過程が展開されることになるわけであって、そのことをつうじて各種の非商品経済的要因固有の歴史にたいする作用が明らかになると考えられるのである。いいかえるならば商品経済的要因の発展と非商品経済的要因との絡み合いの発展過程を、原理論を基準として分析すれば日本資本主義の形成・発展過程が解明されうということなのである。だが、当の農民にとっては農地所有者になったけれども高い地租をとられるし、小作農にとっては封建時代よりおそらく高い小作料をとられることになったであろうから、わけのわからないうちに生活はかえって貧しくなったとしか感じなかったであろう。

大内の第二の「労働力の条件」(無産労働者の

創出)についても疑問とするところがある。劈頭、大内はこういう。「資本主義的生産にとつて、無所有の自由なる労働者層が必要であることはいうまでもない。だからこそ資本主義は封建制度のもとにおける農奴を身分的に自由にするとともに生産手段からも自由にし、いわゆるフオーゲル フライ鳥のごとく自由なプロレタリアート層を作りだすことからはじまるのであって、さきにみた『いわゆる原始的蓄積なるものは、生産者を生産手段から分離せしめる歴史的行程にほかならない』(これは『資本論』からの引用文——犬塚)のである。日本においては封建的な身分制度の廃除は明治初年におこなわれたが、『生産者を生産手段から分離せしめる歴史的行程』は地租改正をつうじておこなわれた⁽⁷⁰⁾と。別に言葉尻をとらえるわけではないが、「資本主義は封建制度のもとにおける農奴を身分的に自由にするとともに生産手段からも自由にし、いわゆる鳥のごとく自由なプロレタリアート層を作りだすことからはじまる」という文章は資本主義は土地と農奴の分離をもってはじまるという意味であって間違いではないが、その分離をおこなう主体が必ずしも明確ではないともいえる。資

丹羽は「上わ米」の法が拡大されれば、地主的土地所有は弱化し、否定されるであろうというが、それは地主的土地所有が封建的、半封建的制度であるという認識を前提としている見解である。地主・小作関係そのものは経済的關係であって、領主・隷農關係が支配服従關係であることを考えれば、制度としてはどちらに歴史の進歩があるかは容易にわかることである。すでに大内説の検討を通じて明かなように、地主的土地所有を封建的土地所有と規定したことがそもそも錯誤であって、明治以降、消滅または立ち消えたのは「上わ米」の法のほうであって、「小作」ではなかったのである。小河の明治四年九月の建議も、丹羽によれば、建議の後半の部分では「自らこれを『姑息』の、『愚説』』といったという。ここでしかし、私がいいたいのは丹羽説批判が直接課題ではなく、歴史的過渡期の分析方法であって、なにが真に新しく、何が真に古いのかを一方では歴史の行き先そのものを基準にしつつ、他方では歴史の収斂した方向を基礎とする原理論を基準にして判断しなければならないということである。何が新しく、何が古いかはただちに判断することはじつは必ずしも容易なことではない。そこにイデオロギーがはいり込むからである。いわば現実の動きそのものが「判断」したことに従うほかにないであろう。それにしても資本主義の発生、発展期の解明はまだ容易である。原理論=『資本論』の理論に収斂する方向でいこう考えればいいからである。困難は帝国主義段階と第一次世界大戦以後の時期の分析方法である。原理論から離開するというのは、収斂ではなく拡散だからである。地域も方向も範囲も様々な拡散するのだから、現状分析がことのほか重要になってくることだけは確かであろう。

(70) 大内、前掲書、164 ページ。

本主義そのものがかかる分離をおこなうという意味にうけとられかねないのではないであろうか。資本主義社会はプロレタリアートを再生産するが、創出するわけではない。しかしプロレタリアートが創出されることから資本主義は発生するが、そのプロレタリアートを創出する主体は何であろうか。まさか商品経済というわけにはゆかないであろう。日本では、これに相当するのはさきにみたように明治維新の初期ブルジョア政権というなかば封建的な下層武士団による地租改正政策という政治的行為である。こうなるのも日本資本主義成立の後進性に由来するわけである。ところが資本主義の祖国ともいうべきイギリスではすでにのべたように個々の領主自身による農民追放という自己否定的政治的行為である。それにたいして日本では封建時代にもっていたいわば封建的権利としての農業の土地占有権がわけがわからないうちに国家によって近代的土地所有権に転化させられた。それは農民にとって望むところであったといっているのかもしれないが、そのかわりすでにみたようにきわめて高い地租を課せられることになった。それが実際上小作料を高める作用をもったことは過渡期の現象として否定できないであろう。そして近代的土地所有者になった農民には、土地の占有を失ったという実感も土地所有者になったという実感もないままに高い地租を支払うことを義務づけられたという実感のみが残ったにちがいない。それにたいしてイギリスでは領主は客観的にはみずから農奴支配権を放棄しておきながら、それを自覚することなしに近代的土地所有者にみずからを転化させた。その直接的動機は支配地たる領地としての大面積の土地から隷農を追放して土地を牧羊業者の要望にこたえて封建地代より高い地代で貸したほうをえらんだことによって、かかる転化を成しとげたのである。これも当の農民にとってはわけのわからぬうちに封建的土地領有制が

近代的土地所有制になったわけである。このばあい近代的土地所有を前提としての結果たる土地の賃貸が事実上さきに出現して、始めて近代的土地所有が措定されるという関係によるのである。土地の賃貸には実体があって、近代的土地所有には本来実体がないことを示している。それが土地所有の資本主義的形態なのである。土地の賃貸は実際に存在して、その前提としての抽象的な土地所有という形態が存在することが判明するという逆転した関係である。日本のばあいはイギリスとは異なって初期ブルジョア政権が旧領主にたいしては土地と農民にたいする支配権を僅かの債権を与えてこれを取りあげ、直接農民にたいしては土地占有権を否定し、高い地租徴収と引換えに近代的土地所有を付与した。こうしてイギリスでは個々の封建領主自身による自己否定的権力行使によって200年以上の歳月をかけて農民の土地占有権を否定しつつ封建的土地領有者からみずからを近代的土地所有者とする転換が実現されたのにたいして、日本では初期ブルジョア政権がきわめて短期間に封建時代の農民の土地占有権を否定すると同時に農民を近代的土地所有者に認定して高い地租を徴収したのである。こうしてイギリスと日本との近代的土地所有成立事情のちがいは歴史性のちがいを前提とする実施の方策がちがうことに由来する。その歴史性のちがいはイギリスにおいては隷属農民の土地占有の否定が土地から農民を直接切りはなすという徹底的なかたちでおこなわれた⁽⁷¹⁾のにたいして、日本では土地と農民との実際上の分離を省略して、直接農民に近代的土地所有権を与えたというかたちでおこなわれた。それは農民から高い地租をとるためであった。

ここに興味深いいわば弁証法的な関係がある。国家による地租徴収権は論理的には近代的土地所有権の確立を前提にしているが、現実の行為としては結果としての地租徴収権が先に現

われて、それによってその結果が前提としての土地所有権を措定するという関係である⁽⁷²⁾。イギリスのばあいには近代的土地所有の結果としての土地賃貸借が前提としての近代的土地所有を措定することになるであろう。このイギリスと日本のちがいは先進的な資本主義化と

後進的な資本主義化とのちがいに由来するといっていであらう。こうしていずれにせよイギリスにおいてはきわめて長期にわたる資本主義の発生期に、しかし少しずつ農民から無産者になり、無産者から一方では家内工業的小生産者になり、他方では圧倒的多数がいわば本格的

(71) イギリスにおいては農民と土地との分離がエンクロージャー・ムーヴメントとしておこなわれたことには、封建地代が貨幣形態で支払われたことが大きな影響を与えたと宇野はつぎのようにいっている。「経済外強制の必要とされる根本的条件は、直接の生産者たる農民が、『相続またはその他の伝統によって』土地の占有者たることである。マルクスのあげた（封建地代の——犬塚）三形態にもこの点は共通して前提されている。金納地代の形態をとるとき、その経済的基礎は著しく変化せざるを得ないのであるが、それでもなおこの形態が封建的地代たるためには、この根本の条件が依然としてのこされていなければならない。勿論、その占有は自営農民による自由な所有と異って、土地そのものを商品経済的に処分し得るものではない。それと同時に土地所有者側（領主側——犬塚）においても、同様に直接の生産者の占有を保証し、これを侵害しない点に封建的關係が成立している。経済外強制をもって直接の生産者の剰余労働を直接的に獲得しうる根拠も、またしなければならぬ理由もそこにある。土地所有者自身が、イギリスのエンクロージャにおいて見られたように、農民と土地とのこの直接的関係を切断して、農民の占有を否定することは、すでに封建的關係から近代的関係への転換を示すものに外ならない。その場合の強力的手段には、多分に封建的性格を認めざるを得ない場合もあるであろうが、しかしこれをも経済外強制として、従来の封建的地代獲得の強制と同一視することは出来ないであろう」（『いわゆる経済外強制について』、『宇野弘蔵著作集』第八巻〔以下⑧と記す。以下同様〕〔「農業問題序論」〕、79～80ページ。）と。封建地代が金納地代になると、農産物価格の変動に応じて地代額は変動しうることもなるが、封建制のもとでは原則としてそうはならないであろう。この時期土地生産物は一般に上昇傾向にあるから地代率は低下する。それとともに農民の商品経済活動も活発になるであろう。そうした農民のなかから経営農地の拡大を借地として実現しようとする動きがでてくる。その借地料は封建地代より高くなりうる。領主もそれに応じて、支配地の農民を「経済外強制」を逆向きに行使して支配地から追放することになる。事実、イギリスでは牧羊業として大経営、もしくは形態的には初期資本家の経営が発生した。だがこのばあいの「経済外強制」は農民の土地独占を前提にした本来の封建的なそれではなくて、その前提を否定するものとしての「経済外強制」＝農民追放強制であって、封建制に固有のものとは異なるものである。上記宇野からの引用文はこのことを主張するものであった。

(72) 林健久『日本における租税国家の成立』（1965、東京大学出版会）によれば、地租「改正により原則として全国の土地について一地主が確定され、はじめは地券を媒介として、のちには土地台帳の整備によって、土地を商品として売買するための法制度が完全に整備された。そして、土地が近代的所有権の対象として確定されたことは、同時に農民が土地から切りはなされてプロレタリアートになる自由をえたことを意味する」のであって、同時に「それは日本における近代的租税制度の形成をも意味している。というのは、近代的租税制度は私的所有権の確立をまわって、はじめてその成立が正しいからである」。そして「近代的所有権が確立してくれば、……支配権力は私的所有権のディメンションを超えた普遍的なものとして立ちあらわれ、公的な性格を明示しつつ、私的所有権にもとづく果実の第二次的分配に参加するという形の収入すなわち租税に依存することになる。それに対応して、私的所有はその表現として租税承諾権をもち、その行使によって自らの原則的な立場をまもるのである」（以上、いずれも189ページ）という。ここでも私的所有という前提が結果としての租税承諾権によって措定されるという関係が展開されている。商品の所有が売買というその結果によって措定されることと同様である。抽象的なもの現実的現象形態によってその抽象的なものの存在が措定されるわけであるが、これは商品経済に特有の抽象性の自立性を表している。ただしその抽象性は空間にあって、自立的に浮かんでいるものである。商品経済の具体的諸関係は地上に映るその影であるといえないであろうか。

に賃銀労働者になったのにたいして、日本ではきわめて短期に封建農民から自由な小農になり、ほぼそのまま資本主義社会にずれこみつつその農民層のなかから長い期間をかけて徐々に一部は商工業の小生産者や小営業者になり、多くは賃銀労働者になったが、その賃銀労働者に転換をとげたのは農家の次三男や婦女子であった。並木正吉は明治初年からほぼ戦前期まで日本の農家戸数はほぼ550万戸、農業従事人口はほぼ1400万人という一定数であったことを明らかにしている⁽⁷³⁾。離農したかれらはかりに貧困であっても、よかれあしかれ出自としての農民の小生産者的プチブル意識からは容易には解放されない存在であったといえるのではないであろうか。それも労働者階級が労働者階級を生んだイギリスにたいする日本の後進性の現れである。

さて第三は生産手段の条件であるが、ここで対象とされているのは農業の生産手段ではなくて、工業の生産手段としての農産物のことをいっている。農業の生産手段ならば土地、水利、肥料、農具等いろいろあって、みな簡単にすむ問題ではないので、大内はのちに『農業問題』以下の多くの著書で詳細な分析を与えている。ここでは繭・生糸の生産、輸出をとりあげている。日本の資本主義の発生・発展期は先進国イギリスとはもちろん異なるし、同じ後進国のドイツともちがう。イギリスの発生期は毛織物という手工業製品の輸出のみでなく、その原料となる羊毛という農産物をも輸出し、もっぱら貨幣とともに金銀財宝を手にいれた時代だった。イギリスはその発展期にその貨幣で後進諸国から農産物や工業原料の綿花を輸入し、綿製品を輸出して大きな利益とともに、その貨幣をとり

もどした。ドイツ資本主義は日本より先進国であるが、イギリスにたいしては後進国であった。その発生・発展期は食糧農産物（穀物）をイギリスに輸出し、それでえた貨幣をもってイギリスから毛織物や綿製品をはじめとする工業製品を輸入した。いずれの国も資本主義の発生期は農畜産物の輸出をもって外貨を稼いだのであった。先進国はみなみずからを工業国とし、後進国を農業国とする関係を展開した。それはリカードの比較生産費説で説明しうる現象であって、先進国は農産物を自国でつくるより相対的に安価に、後進国は工業製品を自国でつくるより相対的に安価に手に入れる方法である。しかもそれは資本主義の発生がかつて農業の一部を構成していた工業を分離独立させる機能をもっていたことを明らかにするものであった。資本主義はみずから自立性をもちながらその成立は他国との貿易関係をもって実現されるものであることを示すものである。さらにいえば商品経済なるものが共同体と共同体との間で発生する外的なものであることを明らかにし、さらに生産力の発展なるものが外的刺激によって促進される性質をもっていることを示すものでもあった。

日本資本主義の発生・発展期にも先進国にたいするこういう関係がミニチュア版として現れたのが繭・生糸の輸出であるが、その生産は中上層農の副業としておこなわれたにすぎないことを大内は指摘している⁽⁷⁴⁾。ただその養蚕が副業的にしかおこなわれなかった根拠を「小農的養蚕が多くのはあい労賃部分だけをも実現しえないほどに安い繭価格を成立させるという事実」⁽⁷⁵⁾に求め、その低価格の実現は「製糸資本家が小生産者を事実上の債務奴隷として支配す

(73) 並木正吉『農村は変わる』、1960、岩波新書、152～153ページ。

(74) 大内、前掲書、184ページ。

(75) 同、185ページ。

るところの特約取引制度によっていよいよ完全なものとなる」⁽⁷⁶⁾ のであって、結局国内の資本による小生産者の収奪によるとしている。それはもちろん正しい指摘であるが、じつは原因はかかる国内条件によるだけではない。さきにくべた工業先進国にたいする後進国の輸出入の特質が背後において作用していることにもよるとみなければならないであろう。

ただしそれは消極的ないみにおいて重視しなければならないことである。イギリスにたいする後進国ドイツが資本主義の確立期においてイギリスに穀物を輸出して、その見返りとして綿製品とともに機械類を輸入して資本主義的發展を促進させたという事実があるからである。西欧資本主義圏から遠くはなれた極東にあって、生活様式の異なる日本は農産物輸出においてはドイツより不利な条件下にあったという事情が重視される必要があった⁽⁷⁷⁾。後年大内は先進国・後進国問題をより重視するようになるのであって、大内段階論はこの問題を必須の条件としてその内部にとりいれることになる。だがこれはのちに問題にすべきことであるが、後進性は段階論にいれるべきか現状分析にいれるべきか、という問題があることをここで表明しておきたい。ただこの大内の処女作では「この（養蚕という『農業部面の資本蓄積』の）面でも農業の発展は資本の力によって抑えられ、過小農が過小農として固定する傾向を強くしめす」⁽⁷⁸⁾ ものとして、もっぱら国内条件をもって規定し

ようとしているのである。

この国内条件重視説は、しかし他面ではのちのちまで維持されているのであって、これも大内説の特徴の一つといいいであらう。われわれとしては現状分析のどの部分が国内条件によってより強く規定され、どの部分が対外条件によって規定されているかという問題を考えていいのではないかと考える。だがのちに大内は日本資本主義の後進性を重視するようになるのであるが、こんどは一足飛びに段階論の重要な要因としてこれを重視するようになる。

最後に第四の市場の条件を検討しよう。資本主義の発展過程にとっては商品の販売市場の問題がじつは生産過程の問題より重要である。それは生産過程が發展の基礎をなすにもかかわらず、發展の直接的動力をなす販売市場の拡大のほうが重要であるという資本主義自体がもっている顛倒性を現している。大内はこの資本主義の発生・發展過程をレーニンに依拠しつつ商品経済の發展によって農民層の分解がひきおこされ、それによって自立的に資本主義が成立することを説く。すなわちレーニンの『ロシアにおける資本主義の發展』からの引用をしめしつつ、商業的農業の發展は工業製品にたいする市場をつくりだすことから議論を展開する。それはこういう手順でおこなわれる。資本主義の發展はいわゆる資本構成の高度化をともなつて展開するのであるが、それは雇用労働力を絶対的には増大させるが資本にたいして相対的に減少させ

(76) 同ページ。

(77) 大内はこの『日本資本主義の農業問題』では日本資本主義の後進性をことさらに注視するということをしていないように思われる。本書全体をつうじてこの「後進性」という言葉は意外と少ない。4箇所でてくるにすぎないように思われる。すなわち(1)は167ページではイギリスにおけるようなエンクロウジャー・ムーヴメントがみられなかったことを日本の後進性によるものとしている。(2)は172ページの日本の工業の人口吸収力が弱かったことは日本資本主義が海外市場を独占的に支配できなかった後進性によるとしていること、(3)は196ページの後進国日本の対外進出が他の帝国主義国との軋轢をともなっていたこと、(4)は199ページの日本の資本が外国市場に進出するばあいダンピングをおこなうということにあらわれる後進性である。

(78) 大内、前掲書、187ページ。

る。そのため生産力の増進にたいして商品の需要の相対的縮小はいずれは決定的制約を生むことになる」と説いたのち、「抽象的な原理論のかぎりで考えても、このようにして資本主義にとっては市場の梗塞はさけられない運命である。だが、問題をより具体的に考えれば、いずれの資本主義も、国内にも国外にも、なお資本主義化していない経済圏を、すなわちローザ的な表現をもちいれば、非資本主義的外圏をのこしている」⁽⁷⁹⁾ といっ、このローザの見解を肯定的にとりあげる。もちろんそのさい非資本主義的外圏を「剰余価値の販売市場として」位置づけるローザの誤りを批判したうえで、『生産物の販売市場として』と読みかえるならば、正鵠をえた指摘となしうであろう」⁽⁸⁰⁾ という。

そしてこう結論をだす。「資本主義が封建時代の自然経済を主としていた農村にたいして、商品経済を浸透せしめ、その自給体制を掘りくずしていったこと、そしてそれによって農業の商品生産化がすすみ、自給的な家内工業が駆逐され、農業技術の進歩が生じ、かくて農民層の分解がおしすすめられることは明らかであろう。農民のプロレタリア化は、このような農民層の分解の半面にほかならなのである」⁽⁸¹⁾ という。このあとレーニンの前記『発展』から、商業的農業の発展が国内市場をつくりだし、農業の専門化が進展し、そのことが工業製品ならびに農業用生産手段にたいする需要をつくりだして商業的農業が発展し、最後に労働力にたいする需要をつくりだす、といったレーニンの文章を引用して、「このような形で農村が資本主義にとって、重要な国内市場の場であること、そして資本主義はこのような国内市場を自己の固

有な再生産機構の外にもつことによって、たんにその成立を可能にしたばかりでなく、その急激な発展をも可能にしたことは、疑を入れない事実であろう」⁽⁸²⁾ と結ぶ。

だがこのレーニンと大内の主張には重大な欠陥がある。工業品にたいする国内市場を農業がつくりだすのはいいとして、その農業生産物にたいする最初の市場はどこがつくりだすのであろうか、という問題がはじめてから無視されている。資本主義以前の時代には農業は自給経済を原則としていた。その商品経済は補足的な位置におかれていたはずである。そうした状況のもとで農民層の分解は自然に生ずるのであろうか。労働生産力としての農業生産力の上昇も自然に生ずるのであろうか。第一に、生産力上昇を誘引する農産物にたいする需要の増大は農業の内部のみで自然に生ずるのであろうか。第二に、もっと重要なことは需要増大にともなう農業労働生産力の増進には一経営当たりの土地面積の増大が必要であるが、そのためには封建体制下にあっては土地に貼りついている農民を排除しなければならない。その農民は封建領主の支配下にある。たんに商品経済的要因のみでは、しかも農民個人の力のみではその支配を排除することは不可能である。すくなくとも自然発生的商品経済の発展程度ではその支配を解除することはできない。しかも土地総面積は原則として一定であるから、農業人口は減じなければならない。そもそも封建体制下では無産者を排出するにいたる農民層の分解は原則として生じえないのである。封建的制約のもとで例外的にしか発生しない。封建権力はたんに商品経済が発展すれば自然に崩壊するというものではな

(79) 大内、前掲書、192 ページ。

(80) 同、193 ページ。

(81) 同ページ。

(82) 同、194 ページ。

い。封建社会は商品経済が発展すれば自然に崩壊するというを前提とするここでのレーニンや大内の見解は成り立たないのである。

封建社会を崩壊にみちびく商品経済はじつは封建社会の内部のものではない。イギリス資本主義の発生期にヨーロッパ大陸への羊毛・毛織物の輸出の増大という外的条件がもたらした商品経済である。レーニンも大内も資本主義の発生という歴史的対象をいわば『資本論』の原理論の論理で説こうとしていると思われるのであるが、しかし資本主義発生の歴史過程は国内商品経済の発展自体のみで説けるのであろうか。イギリスやドイツや日本やにおいてもはたしてそれは説けるのであろうか。商品経済は共同体の真っ只中から発生するほど人類社会にとって本質的なものであろうか。資本主義をもたらしような商品経済が共同体と共同体の間で発生したということはイギリスやドイツや日本やにおいてもいえることではないであらうか。資本主義発生期のイギリスにおける羊毛・毛織物にたいする商品経済的需要はヨーロッパ大陸という外部からの需要であり、資本主義発展期のドイツの麦類にたいする商品経済的需要はイギリスという外部からの需要であり、資本主義発展期ならびに帝国主義段階の日本にいたっては大内が強調するように⁽⁸³⁾、工業製品ははじめから海外市場目当てにつくられたのである。

以上のような小さからぬ疑問点はあるのだが、それは以下にのべる大内の分析結果をより確かにするものにするにすぎず、大内による日本資本主義の分析を欧米資本主義の分析と同一次元の論理で説くための一つの問題点を提示したものにすぎない。その大内の分析結果はおおよそこういいていいであらう。もともと国内市場

が小さかった日本資本主義は帝国主義段階になるといっそう海外市場の拡大を必要とすることになる。工業製品を輸出するためにはさしあたりアジア後進諸国の農産物がある程度輸入しなくてはならない。とくに植民地朝鮮・台湾の米の輸入は必要だったが、同時にそれは日本の小農に犠牲を強いるものだった。しかもその小農制の政策的維持は日本の低賃銀体制確保のためには必要であった。大内はこうして「要するに小農制の維持を利用することによって、農民に負担と犠牲とを強要しつつ対外侵略を強行した事実是否定すべくもないのである。このいみで日本の小農社会は日本の帝国主義の支柱であったといつてよく、国内市場のきょくたんに狭隘な——それはまた小農制の結果でもあるが——日本においては、資本主義はかかる基盤なしにはおよそ成立し発展しえなかったといつてよい」⁽⁸⁴⁾と締めくくる。そして「明治以来のあらゆる農業政策がつねに小農維持を固執しなければならなかったゆえんもまたそこにある」⁽⁸⁵⁾といつていいが、のちに明らかにしてゆくように小農維持はそれ自体が目的ではなく、工業製品輸出増進にたいする対応策なのである。

ところで大内の分析全体の総括は以下の如くである。「われわれはいまや小農制をつくりだし維持してきたものがたんなる人口過剰、土地欠乏というような自然的な条件ではなく、資本主義社会の必然的法則としての過剰人口、すなわち資本の再生産の条件として存在する産業予備軍としての過剰人口であることを知る。また同時に、『半封建的』過小農をつくりだしかつ維持してきたものが、封建的ないしは半封建的土地所有のもつ経済外強制やあるいは絶対主義権力のもつ強力^{ゲヴァルト}によって実現される封建

⁽⁸³⁾ 同、196 ページ。

⁽⁸⁴⁾ 同、209 ページ。

⁽⁸⁵⁾ 同、210 ページ。

地代それ自体ではなくて、資本の再生産の条件として与えられた低賃銀にもとず（原）く農家低所得であり、高率地代は逆にかかる過小農の低所得性によって維持されているものにすぎないことをはっきりと把握できるのである。問題を真に『全機構的に』把握しようとするならば、かかる結論は動かないところであろう」⁽⁸⁶⁾。要するにここの基幹的な論理は日本の賃銀労働者が貧しいために日本の小農民も貧しさからは解放されない。農民が貧しいから、逆に剰余としての地代は高くなる、という従来からの大内説である。ここでこれまでと異なって新たな要因がだされているのは日本の農民を貧しい境遇においこんでいる直接的要因は日本の賃銀労働者の低賃銀であるが、その低賃銀を規定するものとして「産業予備軍としての過剰人口」をあげている点である。この過剰人口にたいしては論理上重要にもかかわらず、ここではことさら説明はない。この過剰人口は景気変動の不況期に現れる資本主義に通常みられる、ほぼ原理論上の、あるいは発展期の資本主義にみられる一時的失業人口としての相対的過剰人口ではなくて、恒常的失業状態にある過剰人口であろう。かりにそうだとすると、資本主義のどういう状態、あるいは段階のときにあらわれるものかについて説明があってしかるべきものと思われるが、残念ながらここにはない。大内が日本資本主義の後進性の主張に慎重なのはそのことと関係があるとも予想される。おそらく当時としては今後の課題としたのではないと思われるが、「産業予備軍としての過剰人口」説は示唆的にせよ、一歩前進した問題提起であろう。

ただしこの問題とは別に、「かかる日本資本主義の特殊な構造は日本の資本主義がその成立の当初から、その与えられた歴史的・社会的条

件のゆえに背負わなければならなかった、いわば原罪であって、それは資本主義自体の死による贖罪を経なければ潔められえないものだからである」⁽⁸⁷⁾ というのは論理的帰結をのべているにすぎないが、ある意味で結論を急ぎすぎたともいえる。この書が世に出て以来すでに半世紀以上を閲しているのに、資本主義は矛盾を質的にも量的にも深めつつ、執拗に生きのびている。没落期の資本主義は発展期のそれがいわば一つの典型的な資本主義に収斂してゆくものであるのに反して、原理論的資本主義から拡散してゆくものであるから、それは様々に拡散してゆく状態にあるともいえよう。事実、古典的な帝国主義段階では帝国主義諸国はいくつかの型に分かれたが、しかしいまや金本位制離脱後は意外と共通性を強くしつつあるともいうる。いまや封建論争の時代ではないが、これをイデオロギーのちがいによる論争と理解したのでは何のための論争だったのかということになる。その科学的な決着を前提にしてそのごの資本主義の変質状況の解明こそが急務となっている。事実、大内はその点でも大きな業績をのこしているのである。

第四章「展望」は敗戦直後からおこなわれた農地改革の歴史的意義を論じたものである。この農地改革は占領軍の後押しで実施されたものであるが、講座派はこの農地改革によって日本農業を支配していた封建的地主制は解体され、「独立自営農民」が形成されることによって農業ブルジョアジーとプロレタリアとへの両極分解が展開され、日本農業の近代化が達成される考えた。そういう観点から農地改革の実施方策について批判を展開し、不徹底を非難したのであるが、改革後結局は両極分解は展開されないで、今日にいたるまで資本家的農業が広汎に

⁽⁸⁶⁾ 同、214 ページ。

⁽⁸⁷⁾ 同、214～215 ページ。

形成されるという事態は発生しないままに終わっている。講座派理論は結果的にいえば本来の資本主義は19世紀中葉のイギリス資本主義のみだという考えを基軸にしているのであって、資本主義なるものを理想型においてしか理解しえない理論なのであり、資本主義の歴史過程は原理論としての『資本論』のみでは説けないことを理解しえない理論なのである。農地改革が徹底したかたちで実現すれば日本が明るい近代的社会としての資本主義社会になるという認識は資本主義が資本主義でありながら一定の歴史過程を展開しようという本質を見抜けない完全なアナクロニズムであった。講座派理論は資本主義自体の特殊な歴史過程を理解しえない死せる理論であることは戦後の事実が示している。

大内は「実態」「学説」「分析」を通して日本農業の構造分析をおこない、つぎの結論に達した。「小農をこのように（ミゼラブルな生活と低生産力を改善しえない——犬塚）小農として維持してきたのは、けっして、地主のもつ封建的権力、すなわち『経済外強制』ではなくて、日本資本主義それ自体の構造的特質であった。だから農村に封建的な色彩がいかに色濃く残っていようとも、それは何らかの封建制度が農村に残存しているのではなく、農民が半自給的な、半商品経済的な小農形態にとどめおかれたがために『思想・感情・乃至慣行』として残存しているものにほかならないのである。そしてこのような小農経営こそ日本の『資本主義が自らに課されたる問題を解決することなくして発展する為の犠牲』として維持されてきたものなのだ

から、いかにパラドシカルにきこえようとも、日本農村においては、封建的なものがとりもなおさず資本主義的なのである」⁽⁸⁸⁾。これは戦前の日本農業の構造分析の端的な結論なのであるが、それは日本資本主義の発生から太平洋戦争にいたるまでの日本資本主義の歴史過程を前提とする結論であった。そしてこの結論を前提にして、農地改革を検討した結果が「要するに、全農民が『独立自営農民』になったとしても、そこに何らかの剰余価値が蓄積され、そこから農業の拡大再生産がおこなわれるというようなことは、いかなるいみでも期待できない、ということになる。むしろリリパットの自作農は、じゅうぜんと変わらない、あるいはそれ以下の生活水準を維持しようにすぎないことをわれわれは期待すべきであろう。このばあいには、農民層の分解がおこなわれるとしても、それは農民層が全体として没落し、半プロレタリア化ないしはプロレタリア化してゆくのであって、けっして農業ブルジョアジーと農業プロレタリアートとへの分解は生じないのである」⁽⁸⁹⁾というのが、農地改革の評価としての大内の一応の結論である。

だがここで農地改革が大内によれば近代的土地所有である地主的土地所有をほぼ壊滅状態に追い込んだ根拠を大内は明らかにしていない⁽⁹⁰⁾。資本主義にとっては土地所有は所有権の根幹を構成するものである。農地改革はそれを制度として廃止したわけではもちろんないが、有償買取とはいえ政府が強制的に買い上げたのは資本主義社会としては異例中の異例であることには変わりない。さきの大内の引用文のなか

⁽⁸⁸⁾ 大内、前掲書、284ページ。なお文中『資本主義が自らに課されたる問題を解決することなくして発展する為の犠牲』の引用文は宇野弘蔵「わが国農村の封建性」（初出は『改造』1946年5月号。『宇野弘蔵著作集』、⑧、55ページ）からのものである。なお大内の引用した宇野の文章はこの著作集版では、「自ら」と「為」はともにひらがなとなっている。

⁽⁸⁹⁾ 同、290ページ。

の宇野の言葉になぞらえていえば、「資本主義がみずからに課された問題を解決することなくして発展するための犠牲」とされたのは宇野にあっては農業の資本家的発展である。しかし犠牲にされたのはたんにそれだけではない。小農的農業自体も危うくなる。土地の非農業的利用の増大傾向に農民自身も乗ってしまうからである。この点は重要な問題なのでのちに改めて問題にする。いずれにせよそれは資本主義がいまやたんなる帝国主義段階をいわば超えて、いっそう修正を余儀なくされるにいたったことをしめすものである。農地改革による地主・小作関係の変革は昭和恐慌後の金本位制停止とともに資本主義に新たな国家独占資本主義体制の到来を告げるものであった。いずれにせよそれはのちの問題であるが、戦前の農業問題の所在と農地改革の結果との関係でいえば、戦前の零細小作貧農の広汎な存在という特質が農地改革後は零細自作貧農の創出ということになるというのが大内農地改革論の結論になるのであった。

こうした結論がでるまでの大内の論理の運びをごく簡単にみておこう。自作農創設がいかなるいみをもつのかと問い、第一に、この農地改革によっては農業経営の零細性はいささかも解消しない。改革後にできあがったものは小人的な自作農である。第二に、日本の「過小自作農」はどのような発展をしめすかというとき、多くのひとがレーニンにならって「アメリ型の道」を提唱した。「農民がすべて『独立自営農民』になれば、じゅうらい地主によって吸収されていた剰余価値が生産的資本として農業に投じら

れ、農業の拡大再生産が可能となる、という理由から、農業ブルジョアジーが日本においても成立し、それによって生産力の増大、農業生産の社会化が可能となる、という見解である」⁽⁹¹⁾。このような農業ブルジョアジーの成長を期待する見解にたいして大内は「農民が貧しいのは小作料が高いからである、という誤った理論にもとず（原）くものである。このような理解のしかたが本末転倒であり、われわれは逆に農民が貧しいから小作料が高い、というふうに把握しなければならない」⁽⁹²⁾と反論する。農民をとりまく雇用市場で高い賃金がえられるのであれば、農民はそちらに行く。そういう雇用市場が構造的に存在しないからこそ、やむをえず小生産者としてはたらき、より多くの農産物を生産するが、そのことがまた農産物過剰を生み、農産物価格をひくからしめてしまう。日本のような後進資本主義国はこうして過剰人口としての産業予備軍を多数農村に抱え込まざるをえないのである、というのが大内の解答である。

こうして農地改革が農村にもたらすものはなにかという問いにたいして大内はつぎのように答える。「それは要するにリリパットの自作農の創設である。そしてその点においてはこの改革はたしかに徹底したものであることは事実である。しかしこの改革によってただちに農業経営自体の大規模化が生まれるとは考えられないし、そういう発展にたいする障碍はかならずしも軽減されとも思えないのである。いな、日本資本主義のおかれている諸条件から考えれば、小農制はいぜんとして解消しないといってい

90) なおここで大内は講座派の議論のなかに地主的土地所有の無償没収をすべきだという主張があることについて、それは「『講座派』理論の自己否定であり、矛盾である」(260ページ)といっているが、その問題とは別にして、「土地所有は資本主義社会の本質的構成要素ではない」(259ページ)いっている。これはしかし重大な問題なので、『日本資本主義の農業問題』の総括のところで、他の重要な問題とともに、改めて検討したい。

91) 同、285～286ページ。こういう見解は栗原百寿、塙遼一、信夫清三郎、らによって提唱された。

92) 同、287～288ページ。

の生活を困苦欠乏に追いやり、農村の封建的色彩を色濃く残存せしめ農村の民主化をはばんできた根源であるとすれば、この農地改革が農村の民主化にとっていかなる役割をはたすかも、おのずから明らかであろう。農村民主化の途は遠いといわなければならない⁽⁹³⁾ といい、さらに農業政策にふれて「日本の小農社会は日本資本主義が生みだしたものであり、かつ、日本資本主義は、かかる小農制社会を利用しつくすことによって、ようやく自己の再生産構造を維持しえたのである。その意味で、過小農を過小農として維持することは、明治以来の日本ブルジョアジーの変わらざる念願であり、政府の伝統的な小農保護政策はまさにこのような資本の利益の表明にほかならなかったのである」⁽⁹⁴⁾ といって本書を閉じるのである。

こうして大内が本書における農業問題の位置づけにおいては農業が資本主義とは関係なく単独で動き、それ自体でその性格が規定されるという見方を退け、農業問題が資本主義の構造、性格によって規定されるという正しい方法を終始重視したことは、講座派理論が農業も資本主義の重要な構成部門であることを強調しながら、事実上農業が封建的地主制の支配下にあるとしたために、農業問題を農業内部に局限して論じつつ、むしろ大内とは反対に農業構造の性格によって資本主義が規定されるという逆立ちした方法をとっていることを際立たせるものであった。しかも講座派の日本農業分析そのものが存在しない封建的経済外強制を基礎とするものであったことはほぼ完膚なきまでに批判された。そして農地改革の評価においても、講座派が農地改革によって半封建的農業構造が解体されることによって、日本農業においても農民層の両極分解が開始され、農業の資本主義化が開

始されるであろうと認識したことにたいして、それは時代錯誤の認識にほかならないのであって、農地改革の結果出現するのはリリパットの自作農でしかないことを明らかにした。

しかしこの農地改革の評価にしてもその改革が始まったばかりの時期の評価であって、その改革が具体的にいかなる結果を生むかはまだ明確にしえないときのものであった。したがって講座派にしても大内にしても改革のいわば理論的帰結を展開するほかはなかった。現実の結果はしかし、大内の理論的想定が正しかったこと示すものであった。ただ、その後の事実の経過をみると、戦前の昭和恐慌後の回復過程における零細小作農が、賃労働零細兼業小作農だったのにたいして、戦後は農地改革後の零細自作農が賃労働零細兼業自作農に転化している事実は注目に値する⁽⁹⁵⁾。兼業賃労働者の性格が違っているのであって、これが高度成長期に梶井功らが明らかにした土地もち労働者⁽⁹⁶⁾に転化してゆくのである。それはいわゆる国家独占資本主義の特質の一つをなす賃銀労働者の一つの歪曲された形態をなすと考えられるのである。

農地改革はじつはこれよりのち一方では借地大型小農をつくりだし、他方では土地もち労働者をつくりだした。そしてそれは改革完了後、まれにみる高度成長をつくりだした一つの重要な原因をなしたといっているのである。詳しくはのちにまたふれることになるであろうが、ここで簡単にその点を明らかにしておきたい。梶井功は『小企業農の存立条件』において、昭和43年の農家経済調査によって30アール未満の農家の性格を「はたらく時間の八〇％は非農業であり、農業所得は必要な家計費のせいぜい一〇％しかないというような世帯、そして必要な家計費は賃金所得で充分賄われており、家計費

93 同、299 ページ。

94 同、300 ページ。

充足上では農業所得を必要とはしない世帯、これはもう農をその業というよりは、農村に住み、余暇に農地を耕作している勤労者といった方がよさそうである」⁽⁹⁶⁾とみて、これは昭和「40年以降の新事態」とみた。この農家層においては「自家農業への就業量は約半分に減ったが、その減少は職員勤務就業の六〇％増と恒常的賃労働就業の増にもっぱらふりむけられたのであり、賃金率の高い職員勤務あるいは恒常的賃労働への就業拡大が顕著であった」⁽⁹⁷⁾。主な就業先を農外に求めながらも零細農地の営農にこだわるのは農業「基本法が描いた路線は画にかいた餅、というのが基本法一〇年の経過であった」⁽⁹⁸⁾ということになる。

こうして1960年代後半以後出現してきた土地もち労働者の農地を梶井の「小企業農」、あるいは伊藤喜雄の「あたらしい上層農」が借地し

て従来にはみられなかった大経営を展開することになるのであるが、この大経営についてはもっとのちの機会に検討することにして、ここではその大経営体に農地を貸しだす土地もち労働者の特殊な性格について考えてみたい⁽⁹⁹⁾。といっても農業内部に限った話ではなくて、こういう自作農労働者が現れたということの意味である。かれらはたんなる兼業労働者ではなく、所得のいくぶん高い職員の勤労者のようであるが、そうではなくたんなる兼業労働者でもいいが、いわばかれらの外部への供給価格は相対的に高かったのではないかということである。もっともそれは土地もち労働者にかぎったことではない。小作料負担から解放され、さらに自作地代分が追加所得として獲得しうることになったことによって、すべての旧小作、自小作農民の農外兼業への供給価格が高くなった。さ

95) じつは自作農化傾向は昭和恐慌以後徐々に発生したのであって、それは農家の自小作別では明確に現われていないが、田全体では、表「自・小作地別田・畑の面積」に示したように、明治末期から昭和恐慌までは自作田は微増に過ぎないが、小作田はかなり明確な増加をみせて、小作田化がすすんだが、恐慌以後は自作田が増えて、小作田が減少している。畑ではそういう動きは明確ではない。その意味で昭和恐慌にたいする政策的介入による影響をも考慮すれば、この時期から賃労働兼業自作化傾向が出現していたのであり、その延長線上に農地改革があったともいえるのである。

表 自・小作地別田・畑の面積

(単位, 1000 町歩)

	田			畑		
	自作田	小作田	計	自作畑	小作畑	計
1903 年	1437 (100)	1395 (100)	2832 (100)	1486 (100)	948 (100)	2434 (100)
1929	1475 (102.6)	1711 (122.7)	3186 (112.5)	1559 (104.9)	1092 (115.2)	2651 (108.9)
1940	1549 (107.8)	1651 (118.4)	3200 (113.0)	1708 (114.9)	1109 (117.0)	2817 (115.7)

注) 加用信文監修・農政調査委員会編『改訂日本農業基礎統計』, 1977. 農林統計協会。66 ページによる。原資料は『農林省累年統計表』。

96) 梶井功『小企業農の存立条件』, 1973, 東京大学出版会, 28 ページ。

97) 同, 31~32 ページ。

98) 同, 33 ページ。

らに敗戦による食糧不足は農業所得を増加させた。それにともなう農民の兼業労働への供給量は相対的に少なくなり、その供給価格を増大させることになる。他方敗戦によって壊滅状態にあった工業の復興が急がれたことは労働力需要を増大させた。こうした事情は一般に労働力の価値を増大せしめることになり、資本の側に生産力上昇を強制することになる。こうして農地改革完了直後から高度成長への胎動が始まり、昭和30年以降の高度成長につながるわけである。もちろん農地改革はその役割の一部をはたしたに違いないが、いずれにせよこの高度成長は農地改革をはじめとする政治過程の作用を抜きにしては語れないのであって、まさに国家独占資本主義的現象と考えられるのであ

る⁽¹⁰⁰⁾。

(2) 「共同研究」(京大)と問題点

大内力の『日本資本主義の農業問題』にたいする最初の批判は「『共同研究』一大内力氏『過小農制度と日本資本主義』一」として京都帝国大学経済学部の紀要『経済論叢』に現れた⁽¹⁰¹⁾。その「批判」の狙いはつぎの文章にこめられている。「大内氏は過小農制の存立根拠を『農村内部』でなく、日本資本主義の全機構の中に或はその総過程の中に捜し求めようとせられる。これは吾々も同感である。併し日本資本主義の機構という場合当然その中に広義の政治的諸関係も含められねばならず、そしてこゝに絶対主義の重荷をせおつた日本資本主義の姿があらわ

(99) 伊藤喜雄がこの土地もち労働者をどういうものとして把握しているのかは、必ずしも明らかではない。もっとも「あたらしい上層農」の概念規定についても必ずしも明確ではないが、その著書『現代日本農民分解の研究』(1973, 御茶の水書房)の巻末で、「補論“資本型”上層農の性格について」というコメントを提示している。だが「土地もち労働者」については同書でも、「かれら(「兼業土地持ち労働者」のこと——犬塚)は農地改革を生みの親とし、改革後の分解と経済成長とを助産婦として出現した階層であって、これもやはりレーニンの同じ規定では律しきれない、なかんずく地価騰貴という条件下での兼業土地持ち労働者をどうみるかは今後の重要な課題であろう」(同書, 517ページ)というのみである。また伊藤の著書『現代借地制農業の形成』(1979, 御茶の水書房)においても「土地持ち勤労者層の形成」という章で詳細な分析を与えているが、ついに明確な規定を与えてはいない。なお土地もち労働者に関連する農地法上の規定はほぼ三つあって、一つは所有農地を貸しだすばいはその農地の所在する市町村に住所もたなければならない(6条1項1号)、二つめは借地期間はとくに更新しない旨の通知がないかぎり10年以上とする(20条1項3号)、三つめは小作料は田にあっては収穫された米の価額の25%、畑にあっては収穫された主作物の価額の15%を原則とする(24条)、である。

(100) 大内力は前記「私の経済学を語る」(下)のなかで敗戦直後の独占体制の解体を「戦後性」ととらえ、農地改革を「後進性」ととらえて、こういっている。「日本資本主義の後進的な構造をうまく利用して、高度成長ができたのではないか。まさにそういう戦後性と後進性という一種の特殊条件によって支えられたのが高度成長であって、そういう意味で、それは比較的短期的な、国家独占資本主義からいえば異常現象ではないか。こういう問題意識で『日本経済論』を書いたのです」(42ページ下段～43ページ上段)といっているが、そのあとで高度成長＝異常現象説を否定して、「国家独占資本主義なるものは、そもそも高成長であるか、低成長であるかという一般的な問題の立て方をしたことそのものが間違っていたというべきでしょうね」(43ページ中段)といっている。私がここでいうのもそういう意味においてである。

(101) 「『共同研究』一大内力氏『過小農制度と日本資本主義』一」は『経済論叢』(京都帝国大学経済学会), 第61巻第2号(1947年)所載のものであるが、著者名は表記されていない。ただ本文中に「島」, 「山岡」の名がでてくるので、島恭彦, 山岡亮一のことであると思われる。なお大内の「過小農制度と日本資本主義」はみる機会がえられなかった。だが『日本資本主義の農業問題』の第1章から第3章まではこの論文を基礎とするというのであるから、大きな違いはないとしていいであろう。

になつて来る筈である。ところが大内氏が問題解決の鍵を求めている『農村の外部』には、工業部門や市場等があるに過ぎず、日本資本主義の機構とは工業や市場等と農村との間の経済的関係をいうらしいのである。併しわれわれは絶対主義の媒介を全然無視して、この両者の間の関係を考察することは出来ないと思ふのである。現に大内氏が、『分析』の中で述べている、農村資金の工業部門への動員、これは財政金融機構を媒介とするものであり、それには当然絶対主義の権力機構と権力意志とが結びついていなければならない。また農村の低賃金と低価格とを足場とする資本の海外進出、その背後には当然絶対主義の支持があつたと見なければならない⁽¹⁰²⁾ というのがそれである。およそ批判の対象とする見解に対立する見解をのべるときには、自己の見解の正しいことの根拠を簡単にでも先に説明することが論争の作法である。大内にたいするこの批判には絶対主義的政治権力機構の存在が前提されているのであるが、そうであればその絶対主義政治機構の存在をその根拠とともに実証しなければならないはずである。すくなくともそれが争点であることをのべなければならない。ところがその存在はあたかも当然のこととしてなんら語るところはない。その点は下部構造としての地主・小作関係が封建的関係であるのは説明する必要がないほど明白であるとしていることによると思われたが、

じつはそうではなかった。この「共同研究」によれば、地主・小作関係が封建的関係であるかどうかは小さな問題であつて、明治以降の日本を支配していたのはマルクスのいわゆる国家最高領主⁽¹⁰³⁾ としての絶対主義国家だったというのである。以下、その主要な問題点を三点にわたって検討しよう。

そこでまず戦前の日本社会が絶対主義国家だったという説から検討しよう。島はこう切りだす。「日本資本主義の基盤が農村にあるという意味で、また絶対主義の力強い支柱も其処に見出されなければならない。ということは『経済外的強制』の問題は特に農村、具体的には土地所有にかゝわる問題であるが、それは大内氏の云はれるような『農村部内』の問題ではないということである」⁽¹⁰⁴⁾ といったのち「それよりも問題は、大内氏が『経済外的強制』の概念をマルクスが労働地代について述べた甚だ厳格な意味に、即ち『人格的隷属関係、人格的非自由、農民の土地への緊縛（、一犬塚）移転の自由の制限』等に限定していることである（。一犬塚）そういう風に限定すれば、あるいは明治初年以來の日本の農村では経済外的強制というものとは全く見られないといわれるかも知れない。併しこの概念はそういう幅のせまいものであろうか（。一犬塚）この点について山岡君の意見は次のようである」⁽¹⁰⁵⁾ といって山岡説を紹介する。それによれば、われわれがさきに注(103)に引用

(102) 前掲、『経済論叢』61-2, 54 ページ、上段一下段（上下2段になっている）。

(103) 「国家最高領主」とはとくに説明はないが、つぎの文章にててくるものであろう。「もし、彼ら（農奴一犬塚）に直接に土地所有者として相対すると同時に主権者として相対するものが、私的土地所有者ではなくて、アジアでのように国家であるならば、地代と租税とは一致する。または、寧ろ、その場合にはこの形態の地代とは別な租税は存在しないのである。このような事情のもとでは、従属関係は、政治的にも経済的にも、この国家にたいするすべての臣従関係に共通な形態以上に過酷な形態をとる必要はないのである。国家はここでは最高の領主である。主権はここでは国家的規模で集中された土地所有である。しかし、そのかわりにこの場合には私的土地所有は存在しない」（『資本論』〔大月書店版〕⑤、第三卷、1041 ページ。Das Kapital, Bd. III, S. 799）。

(104) 前掲「共同研究」、54 ページ、下段。

(105) 同、55 ページ、上段。

したマルクスの文章をひいたのち⁽¹⁰⁶⁾、山岡はこのマルクスの見解によれば「非自由なる言葉はかなり広い解釈が許されるのではなかろうか。人格的非自由といっても、農民の土地への緊縛といっても、そこには種々なる段階が存するものと考えてはならないか」⁽¹⁰⁷⁾ というのである。そしてさらに「明治初年法律によって移転の自由、職業の自由、土地売買の自由は認められはしたけれども、この法律が低い層の農民の隅々にまで、言葉通りの実効をもたらすには、なお相当の長年月を要するであろう」⁽¹⁰⁸⁾ という。この最後の引用についていえば、封建的なものが思想、感情、慣行としてあったことは事実であるが、封建制が制度としてあったかどうかが決定的に重要なのであって、それはもはや存在しなかった。しかしこの文章からはその点は判然としていない。

じつはこの「共同研究」の真の狙いも別のところにあったのであって、再び島が文脈を引きとったかのようにあって、こうつづく。「さて地主と小作人との間に見られる以上のやうな広義の支配隷従の関係即ち経済外的強制に、更に又明治以後の日本では絶対主義の側から来る『経済外的強制』が離れ難くからみついている。なるほど……租税と地代、地租と小作料とは異なる範疇として区別されねばならない。併し封建的支配を多分にその中に織込んでいるわが絶対主義国家の現実はいわゆる『法治国家の理念』によつて割切れるものではない。明治政府の下では『総収穫高の三四%を徴収する地租』と『総収穫高の六八%を徴収する地代』とは相互規定的關係にあり、後者は直接前者の物的基礎をなしていた。それ故に絶対主義国家の公権力によ

つて地主の小作料徴収権従つて又土地所有権は保護され支持されたのであり、警察力によつて農民運動が弾圧されたのである。一般に明治初年以來、官治行政の機構が地方の封建的支配機構と急速に結びついてゆく過程、封建的勢力が公権力化される過程を無視してはならない。結局絶対主義の下では、農民の地主的支配よりの解放は名目的なものに止まり、高率小作料の重荷は解消しなかつたのである」⁽¹⁰⁹⁾ と。たしかに地租が小作料の半ばにおよぶのは高いといつていいであろうが、しかし小作料自体は農民が土地に緊縛されていないかぎり、外部労働市場が狭隘であることによって農民の借地競争が激化して高くなることは十分にありうることである。それに当時近代国家を早急につくろうとしていた明治政府はイギリスとは異なつて関税とか物品税とかはとりようがなかつたのであって、地主、自作農から租税をとるほかはなかつた。国家としてはそのために近代的土地所有をつくらざるをえなかつたといつていい。地租をとるために近代的土地所有制度をつくつたといつてもいいのである。その顛倒性も日本資本主義の後進性によるのである。農村外部の労働市場が狭隘なのは欧米先進資本主義諸国の経済的圧迫下にある資本主義発生期の日本にとつては当然のことなのである。資本主義になればどこの国でも、農民はすべて賃銀労働者に転化していて、しかも労働者は豊かになるなどとはいえない。資本主義国同士激烈な競争を展開しつつ発生、発展するのは資本主義の本性に由来する。それは封建制か資本主義かという問題ではなくて、資本主義自体の発展段階の性格の違いに由来する問題なのである。資本主義の型を固

(106) ただし(103)の引用文中で「国家はここでは最高の領主である」をふくむ以下の文章は引用されていない。

(107) 同、55 ページ、下段。

(108) 同上。

(109) 前掲、「共同研究」、55 ページ、下段～56 ページ、上段。

定的に考えてはならないのであって、資本主義はつねに歴史的变化をとげる存在であることはわれわれはすでに確認していることである。明治11年から22年まで地租はたしかに高かった。この12年間のうちの明治13年と14年をのぞく10年間は単純平均（地租合計÷農林業所得合計）で農林業所得の13.0%の高率であった⁽¹¹⁰⁾。しかしこの12年間は地租の年間総額は「四二〇〇万～四三〇〇万円で固定している。これにたいして（農林業）所得はインフレーション、デフレーションの波をそのままに、大きく揺れ動く……（しかし、明治）二三年以降は農林業所得額がそれまでの三億円から五～六億円へと急激にふえるため、負担率の方は逆に七～八%へと半減して（明治）三〇年代に入っていく」⁽¹¹¹⁾。地租の高率性は西南戦争とともに始まったが、1890年には収束する。この時期は「軽工業とくに綿糸紡績業を中心に産業の近代化がすすめられる」時期であって、「日清戦争による飛躍的發展をへて一九〇〇年前後（明治三十年代前半）にはそれは（産業の近代化は）一般に産業革命を達成して、産業資本の確立をもたらすことになる」⁽¹¹²⁾とすれば、1890年は日本の原始的蓄積の終了期に当たるといいいであろう。この時期までに林健久がいうように「封建反動として西南戦争を戦った薩摩藩の武士たちは、……一方において利子生活者となった武士階級をプロレタリアートの地位に追いやり、他方、封建貢租を近代的租税にくみかえる改正作業をスムーズに進行させるという予期しない結果をもたらした」⁽¹¹³⁾のである。一般に資本主義の産業資本時代は相対的にもっとも安

定している時代なので、資本主義の構造分析がもっともよくできる時代であるが、資本主義の発生期や変質期は歴史的に質的变化の過程にあるのであって、構造分析も歴史的に変化しつつある構造として解明されなければならない。そのばあい変化の方向を探ることが重要なのである。つまり明治20年代初頭までに近代的地代の形成とともに「封建的貢租」から「近代的租税」への実質的転換が実現されたことが重要なのである。

こうして日本における土地と直接生産者の強力的分離は、イギリスのばあいとは異なって法制的分離として実現され、あとは商品経済的要因によって、いいかえれば外部労働市場における賃労働者雇用の増大によって、実質的分離が完成されるということになったのであった。日本においてはすでにそこには封建的権力の介入は存在しないのである。たとえ小農民としての存続を「強制」されたとしても、被雇用機会がないという商品経済的強制なのであって、後進資本主義諸国では通常みられる現象である。日本のばあいにはそれが強く現れたのは事実である。戦前の日本の農家にあっては次三男と娘が外部労働市場にでてゆくのであって、長男は農家の跡継ぎとしてのこるのが通常であった。そのため農業就業人口はあまり変化がなく、およそ1400万人ほどであった⁽¹¹⁴⁾。それは農村に封建的關係が存在したからではなくて、日本資本主義の特質によるのである。それを封建制によるものとするのは逆説的にいえば資本主義なるものの認識が甘かったというほかはない。封建論争も根本的にいえば資本主義をいかなるもの

(110) 林健久『日本における租税国家の成立』、1965、東京大学出版会、180ページの第59表「農林業所得の地租負担率」による。原資料は地租については大川一司編『日本経済の成長率』、『明治大正財政詳覧』、農林業所得については山田雄三編『日本国民所得推計資料』によるという（林、前掲書、23、25、62ページによる）。

(111) 前掲書、180ページ。

(112) 梶西光速・加藤俊彦・大島清・大内力『日本資本主義の発展Ⅰ』（新書版）、1957、東京大学出版会、31ページ。

(113) 林、前掲書、181ページ。

として押さえるかという問題だったのである。

第二に問題になるのは「国家最高領主説」である。注(109)として引用した文章に「絶対主義国家の公権力」とか「封建的勢力が公権力化」という言葉がでてくるが、それはなにかという問題である。まずすでに検討したように地主・小作関係の地主も封建地主であったとされていたが、それとこの国家最高領主との関係が定かではない。これもすでに引用したが、「地主と小作人との間に見られる以上のような広義の支配隷従の関係即ち経済外的強制に、更に又明治以後の日本では絶対主義の側から来る『経済外的強制』が離れ難くからみついている」というばあいの封建的地主と国家最高領主との関係はいかなる関係なのか判然としない。前者の地主は発生過程からいえば商品経済的關係から発生したものであって、その小作との関係はその「小作地」から「小作料」が取ればいいのであって、後者の「国家領主」はそのことを前提にしているが、「小作料」の額まで規定しているわけではない。地租を高くしているのは事実であるが、そこには一定の限度がある。恣意的に高くすれば、小作農は移転の自由を「共同研究」も認めているように保障されているのであるから、職人職をもふくむ外部雇用市場に移動するだけである。「国家領主」制のもとでも、都市には資本・賃労働関係が存在しているらしいから、それは可能である。「小作料」は地主・小作の商

品経済的競争関係で決まるのであって、「国家領主」はそのことを前提にして、地租をとるのである。ところが「共同研究」の理論では地主もまた「国家領主」のもとで封建的隷属関係にあるものとされている。都市の資本家や地主も「国家領主」に封建的に隷属しているとしているのかどうかは定かではないが、維新以降の租税は国家に封建的に隷属しているからとられるのであろうか。すくなくとも明治維新以後、地主・小作間で小作料額が自由な契約によって決められたものであるならば、その収納関係を国家が法をもって守るのはブルジョア国家としては当然である。念のためにいえば商品の価格が高いか低いかは、いわば外部から客観的には決められないのであって、購入者が高いと思っても買わざるをえないのは日常的に経験していることである。実質的に高いのだと認識するのは購入者のほうであって、販売者はそうは思わない。買わない自由は保障されているとされている。それが商品経済的、いいかえればブルジョア的自由平等の原則なるものである。

島は「広義の支配隷従の関係即ち経済外的強制」というが、この「広義の」というのはどういう意味で広義なのかもわからない。さらに不思議なのはすでにふれたが、農村は国家最高領主に支配されているのに都市はそうではなく、資本主義的経済が存在していると考えている。「日本資本主義の全機構」を問題にしなければ

(114) 農家労働力の日本における農外流出の特殊性をこのように明確にとらえたのは先にも示唆したが、並木正吉の『農村は変わる』(1960, 岩波新書)である。日本農家の「次三男は、戦前、小学校を卒業しても、数ヵ年の間、家にとどまって農業の手伝いをするが多かった。それは、長兄が兵隊勤務を終え除隊するまでであったり、あるいは長兄の嫁(農家でてま〔＝労働力〕という)をもらうまでであったり、あるいは、次三男が兵隊生活にはいるまでであったりした。その理由は、次三男が労働力として必要であったからである。そのような経営が、一定の規模以上の農家であったことも、ことの性質上当然であった。/自分の家の農業を手伝ったあとでは、東北の一農民の言葉をかりると、「それまで育ててもらった恩返しをした」後では、次三男は、労働力としては、その家に不必要な存在に一変する。必要なまから穀つぶしに一変するのである。……戦前の次三男の就職先の主なものは商店の丁稚小僧であった。それについては大工その他の職人であった」(同書、85ページ)。農業就業人口の推移については、同書、161ページ以下を見よ。

ならないといっているのは、むしろ日本は全体としては資本主義社会だということであろう。国家最高領主説では都市も資本主義たりえないものである。なぜなら農村では直接生産者が土地に緊縛されているならば、労働力の商品化は不可能であり、都市に無産労働者は理論的に存在しえないからである。いずれにしても、こういうわけで地租改正以後に封建制的地主・小作関係は存在しないのであって、イギリスにおいては資本主義の発生過程の途中にブルジョア革命が生じたのとは異なって、ブルジョア権力が半ば確立しつつあるときに、地租改正が行われ、いわば資本主義の発生が開始されたともていいのである。イギリスではブルジョア経済が先行してのちにブルジョア政権が確立したのにたいして、日本では資本主義の発生とブルジョア政権の確立が同時化、もしくは後者がいくらか早く先行したともていいのではないかと考えられる。これも「歴史過程と原理論」⁽¹¹⁵⁾ というさきの拙稿において展開した、生産力の発展にたいして生産関係の変革が前提になるということの現れであると思うのである。それというのも資本主義なるものが形態が先行して、実体がそのもとで形成され、形態に包摂されるにいたるという性質をもっていることによるのではないと思われる。生産関係の変革と生産力の発展がほぼ同時に発生したということは日本資本主義の後進性に由来するわけである。

「共同研究」の第三の、そして最後の問題点は、形式的平等の観点からいえば見解のちがいが論争されている部面だけではなく、そのおのおの見解の基礎となっている最深部においてまるで異なったことをおのおの正しいものとしてた

がいに抱いているために、したがってここでは相手も当然自分と同じ見解であろうと決めてかかっていることになり、違和感を抱きつつ議論がいつまでも平行線をたどって決定的な点で切り結ぶということがないということにあるのではないかということである。イデオロギーのちがいという問題ではなく、科学的認識の違いである。どちらかが間違っているか、両方とも間違っているかである。

私がそう思うようになったのは鳥のつぎの見解を知ったことがきっかけであった。二箇所に書かれていて、最初は「日本資本主義経済の諸問題の究明には、その全機構を動的にとらえる経済史学とこれを分析する経済理論との弁証法的統一よりなる経済学が是非とも必要である」⁽¹¹⁶⁾ というものであり、もうひとつは「過剰人口とか低賃銀とかの量的なカテゴリーから高率地代を説明するのが唯一の経済学的解明でないこと、高率地代の中に含まれている歴史的なもの、質的なものの分析もまた同様に経済学の課題であることをわれわれはとくに指摘したい。われわれがさきに日本資本主義の問題を取扱うについて、経済理論と経済史学との統一の必要であることを述べたのは正にこの点に関してである」⁽¹¹⁷⁾ というものである。もっとも「過剰人口」とか「低賃銀」とかがたんなる「量的カテゴリー」とは思わないが、「経済理論と経済史学との統一」という点は現状分析の方法として私自身の考えでもあったので、大きく気を強くしたのであった。もちろん「経済理論」とは『資本論』の基幹部分をなす、商品からはじまって諸階級に終わり、ふたたび商品に帰するという拡大循環的理論体系であって、原蓄論の歴史過

(115) 拙稿、「歴史過程と原理論」、『名城論争』第14巻第3号、2013年11月、名城大学経済・経営学会、98ページ以下をみよ。

(116) 前掲論文、58ページ上段～下段。

(117) 同、59ページ上段～下段。

程の部分は傍系の部分とみなす理解が私にはあって、島にあってはそうではないであろうが、「経済理論」とは島にあって『資本論』であろうと思ったのである。そしてたしかに『資本論』ではあったが、——もっともそこに疑問がないわけではないが——私の理解する『資本論』ではなかった。

日本「資本主義」社会を科学的に分析するには「経済理論と経済史学との統一」のもとでおこなわれなければならないということのこの意味は、日本は資本主義社会ではなく、封建制から資本制への転化の途中にあるという結論においてのみはじめて成立する、という意味なのであった。この「共同研究」の主張は非常に屈折したものなのであるが、それはつぎの主張に現れている。二つあって、一つはこうである。「『労農派』の批判はこの『講座派』の方法的誤謬に対するアンチテーゼとも考えられる。殊に最近の大内氏、宇野氏の論文は、『封建的』とか『経済外的強制』というようなことが一種の合言葉のように一派の間でふりまわされ、かかる合言葉ですべて問題が片付けられようとする非科学的態度への反撃だと思われる」といって、井上晴丸の名を上げ、「吾々がいま取り上げている大内氏の論文や宇野氏の最近の『所謂経済外強制について』という論文なども、こういう立場から自説を積極的に展開されたものだと思う。問題はあくまで科学的、経済学的に究明されねばならぬという主張についてはまったく同感である」といい、「併し『講座派』の立場はともかくとして、われわれが『経済外的強制』の概念を持ちだすのは経済学以外或は科学以外の強制によって問題を片付けようとしているのではない。絶対主義の権力機構が日本資本主義の機構と離れがたく結びついている、或は資本の総行程の媒介体とさえもなつているとすれ

ば、日本資本主義経済分析を試みる経済学者自身この絶対主義の問題をとりあげるのは当然ではないか。必ずしも『経済外強制』という文字にとられる必要はないが、かゝる権力の要素は『経済学内』の問題であるといえる」⁽¹¹⁸⁾ という。この説の難点は絶対主義権力の存在を実証していないし、しかも絶対主義権力の有力な基礎をなす封建的土地領有者には不思議なことに一言もふれていない。資本主義も帝国主義段階ともなれば独占資本が直接間接政治権力をもつことになるのであって、それを絶対主義権力とみなすのは資本主義の発展段階にたいする無理解に由来する。いいかえれば『資本論』が対象としている資本主義は生成、発展、爛熟という歴史的展開をする資本主義の、発展期までの過程を思惟によって徹底的に抽象化してえられた抽象的な資本主義である。そして理論として少々厄介なことに『資本論』の資本主義は抽象的に自立しうがゆえに、あるいはもっと正確に言えば抽象的にのみ自立しうがゆえに、歴史的な存在なのである。爛熟期の資本主義はその経済の内部に政治をとりいれなく存立が危うくなるのであるが、その政治は絶対主義ではない。成立期には政治力が経済力になったが、爛熟期には経済力が政治力になるのである。そして厄介なことに日本資本主義は成立してすぐに爛熟の様相を帯びてきているということにある。

「共同研究」のもうひとつの屈折している点是这样である。「大内氏は高率地代がまず『経済外的強制』によって収取されるのではなく、むしろ低賃銀が基礎であることを明らかにするために、所得範疇の成立順位に関するマルクスの理論を援用する」。そして価値生産物から「労賃が労働力の再生産費として限界の基礎をなし、まず最初に決定される。次に社会的総資本

(118) 以上3つの文章、前掲論文、57ページ下段～58ページ上段。

に対する総剰余価値の割合として平均利潤率、したがって利潤が決定され、最後にこの平均利潤の成立の結果、価値と生産価格が喰い違いの生ずるところに初めて地代が発生する。だから地代がまず発生し、それが労賃や利潤を規制するのではないと大内氏はいうのである。併しこういうマルクスの理論をこゝで突然持ち出すこと自体が甚だおかしいのである」といって、「共同研究」の著者は大内が一言も語っていない「資本—利潤，土地—地代，労働—労銀」という三位一体の公式をだして、それが「資本主義社会特有のフィクション」だとマルクスはいると見当はずれの論難をする。そして「こういう資本主義社会を前提とする理論が、歴史的連関を無視し、日本資本主義社会と封建社会とのつながりをたちきつて突然持ちだされるということは、『経済学的強制』を否定するために『経済学外的強制』を用いたというよりほかはない」⁽¹¹⁹⁾と結ぶのである。農業が小農層によって支配されているが、工業、商業では明らかに資本家的経営が支配している社会を資本主義社会と見るのは間違いだというのはいくら敗戦直後だとはいえアナクロニズムである。資本主義社会というるためには資本家、賃銀労働者および土地所有者のみで構成されている社会であるときめつけるのは、じつは現実の資本主義の具体性と純粋資本主義の抽象性を理解しえず、結局、資本主義の本質を理解していない証拠なのである。

(3) 大内の反論と問題点

「共同研究」の批判にたいする大内の反論が「日本農業の論理—島教授その他の方々に答う—」⁽¹²⁰⁾として1948年に発表された。その反論の要旨を摘記しよう。まず自説をつぎのようにまとめている。日本の農業問題は日本資本主義自体がつくりだした問題であるという基本的な視座を確認する。それはこれまで農業内部それ自体の問題としてとらえるという従来の通説となっている方法とは異なるものであって、この通説は明治以降の日本の土地所有を封建的土地所有と規定し、地主は封建的地主として「経済外強制」を通して小作農を従属的地位におこんだという理解である。だがこの「経済外強制」は明治以降の日本農業には存在しない。そしてそのことを前提にして日本の零細農業を規定しなければならない。こうして「われわれはいまや過小農制を作りだし維持するものがたんなる人口過剰一般ではなくて、資本の再生産の条件として存在する産業予備軍的な過剰人口であることを、また同様に過小農制を作りだすものが土地所有の力にもとず（原）く高率地代それじたいではなくて、資本の再生産の条件として与えられた低賃銀にもとず（原）く低所得であることを、はつきりと把握できる」⁽¹²¹⁾というのがそれである。

そのうえで反論をつぎのように展開する。主な論点は三つある。第一は、絶対主義的国家権力の無視という批判にたいするものである。そ

(119) 前掲論文、58ページ下段～59ページ上段。

(120) 『経済学研究』、第4号、1949。のちに大内力『日本農業の論理』、1949、日本評論社、に所収（第6章）。

(121) 前掲、『日本農業の論理』、179ページ。なおこの引用文にある「資本の再生産の条件として存在する産業予備軍的な過剰人口」といういい方は必ずしも正しいいいかたではない。大内はこの1ページまえに産業予備軍的な過剰人口と同じような意味で「相対的過剰人口」という概念を使っているのであるが、この「相対的過剰人口」は景気循環過程の不況期に形成される原理論的概念であるのにたいして、産業予備軍は典型的には帝国主義段階に現れる慢性的な不況期の過剰人口である。「資本の再生産の条件」の資本のように資本一般がつくりだすものではなくて典型的には独占資本がつくりだすものである。なお『宇野弘蔵著作集』②「経済原論Ⅱ」、329～331ページをみよ。

の大内の反論はおよそつぎの四点である。第一点は経済過程と政治過程とをいっしょにして論ずるのは科学的方法ではない。基本的関係は前者にあって、後者は前者によって規定されるものである⁽¹²²⁾。第二点は日本の国家権力が維新以来終戦にいたるまで一貫して絶対主義と規定されるべきかは経済過程の分析をととして規定しなければならない⁽¹²³⁾。第三点は絶対主義の存在、その機構は島自身説いてはいない。そして第四に、神山茂夫は国家権力の相対的独立性を理解しないことは「労農派」の欠陥だというのが⁽¹²⁴⁾（『天皇制に関する理論的諸問題』、1947、21ページ）、「国家権力が経済に与える作用は、その力が一度経済的力に変化され、社会の生産力があるいは増大させ、或はその増大を阻止することによって、初めて歴史の発展を促進したり、或は阻止したり、することになるのである。いずれにせよ、経済過程の分析を前提としないで、国家権力なり、政治的諸関係なりが問題になりえないことは明瞭であろう」⁽¹²⁵⁾と反論する。

最終的に決定し実現させるのは経済過程であるという大内説に異存はないが、一般的にいえば政治的要因が経済過程をとらえたときに経済過程は自己の論理のみを貫くのか、それとも政治過程の要求による修正をうけるのかという問題にたいしてはどう答えるのであろうか。この問題を単純化していえば、資本主義がいったん成立すれば政治過程は経済過程に規定されるのであるから政治過程がどうあろうと結局は経済の法則性は、たとえば価値法則は貫徹してゆくと考えていいか、という問題である。あるいは

法則の作用に歪みが生じうるといえないかという問題である。

第二の論点は日本における絶対主義の存在の問題である。島に積極的展開はないのは大内のいうとおりである。わずかにそれがあると思われるのは「封建的支配を多分にその中に織り込んでいるわが絶対主義国家の現実はいわゆる『法治国家の理念』によつて割切れるものではない。明治政府の下では『総収穫高の三四%を徴収する地租』と『総収穫高の六八%を徴収する地代』とは相互规定的関係にあり、後者は直接前者の物的基礎をなしていた。それ故に絶対主義国家の公権力によつて地主の小作料徴収権従つて又土地所有権は保護され支持されたのである。一般に明治初年以來、官治行政の機構が地方の封建的支配機構と急速に結びついてゆく過程、封建的勢力が公権力化される過程を無視してはならない。結局絶対主義の下では、農民の地主的支配よりの解放は名目的なものに止まり、高率小作料の重荷は解消しなかつたのである」⁽¹²⁶⁾というわれわれもさきに問題にした箇所である。「だが、これは絶対主義について何もいつていないのと同じことである」といって、つぎのように反論する。「近代的租税としての地租も、それが地代所得に課せられるものである以上、地代が地租の物的基礎であることは当然であろう。また地主の小作料徴収権や土地所有権が保護されるのは、私有財産制度のもとではあたりまえであり、農民運動もそれが私有財産制度に脅威を与えるとすれば弾圧されるであろう。それが日本においてとくに徹底的で

(122) 前掲、『日本農業の論理』、184-186 ページ。

(123) 同、186-187 ページ。

(124) 神山茂夫『天皇制に関する理論的諸問題』、1947、21 ページ。大内による。前掲書、188 ページ。

(125) 前掲『日本農業の論理』、189-190 ページ。

(126) 前掲、大内著書、191-192 ページ。原文は前掲、「共同研究」、55-56 ページ。大内は 53-54 ページとしてあるが、誤記である。

あつたとしても、それは一方では日本の資本主義がふつう以上に深刻な矛盾をはらんでいた結果であり、他方では労働者階級の社会的な力がとくに弱小であつた結果であつて——そしてこれはいずれも日本資本主義の後進性⁽¹²⁷⁾にその原因をもつのであろう——それがただちに絶対主義の存在を証明するものとはいえない。また官治行政が封建的支配機構と結びついた、というのは何のことか私にはよくわからないが、もしそういうことがあるというならば、封建的支配機構が日本に存在していることをまずもつて立証しなければ無いみである。さいごに、農民が地主的支配から実質的に解放されない、ということも、絶対主義とは無関係である⁽¹²⁸⁾。ここでは小農としての日本の小作農が地主にたいして「高い」小作料を支払う根拠はどこにあるのかという問題にたいして、小作農が生産する価値生産物のうち、まず最初に規定されるのが小作農の労賃部分に相当する価値（端的に V 部分）であつて、その残余が小作料になるとい

う客観的に存在するメカニズムを説いたのち、日本資本主義のもとでは一般に賃銀労働者の賃銀が低い水準にあることによって農民の労賃部分の水準も低くならざるを得なくなり、その結果、残余として規定される小作料が高くなるというこれまでの大内理論を基礎にして、絶対主義的政治権力によって小作料が高くなっているわけではないし、そもそも絶対主義政治権力はそのとき存在していなかったというわけである。このトルソーともいべき大内理論の骨格はみごとというほかはない。ただこの理論の基幹部分を構成する日本の小農の V 部分がなにゆえ低いのかがつぎに問題になるのであつて、事実さきの引用のなかで「日本の資本主義がふつう以上に深刻な矛盾をはらんでいた」とあるのはこのかぎりでは何のことかわからない。そのさいでくる「日本資本主義の後進性」とはどういうものか、さらには農民の V 部分を低からしめている具体的過程⁽¹²⁹⁾、それを規定している資本主義の要因とそのメカニズムも判然と

(127) この「後進性」というのは日本資本主義の成立、発展が西欧資本主義諸国、とくにイギリス資本主義よりかなり遅れて出現したことをさすのであろうが、そのことが資本主義の構造にとっていかなる特殊性を形成することになるかはこれまで必ずしも明らかにしているとはいえない。ここでは後進性一般ということなのであろうが、この時期の大内はこの後進性を、先進国の発生・発展段階をかなり省略したかたちで通過したというようにはもちいていないといえないようである。問題はこの後進性が段階論の問題か、それとも現状分析の問題か、という点にあるが、私は現状分析の問題と思っているのであるが、のちにみるように大内は段階論の問題だとしている。いずれにせよ初期の大内にとって後進性は日本資本主義の特質をなすものとして位置づけてはいるが、そのこととこれまで明らかにした日本資本主義の諸特質との関連は必ずしも明らかにされてはいない。

(128) 前掲、大内著書、191-192 ページ。

(129) 日本のばあい農業人口の農外流出は農家家族全員のかたちで行なわれるのは稀であつて、農家家族がいわば一人ずつ流出するのが通例であつた。農家家族の農外流出は家族の年齢的成長とともにおこなわれるので、平均していえばさきにみたように農業就業人口は戦前は 1400 万人という一定数になるのであつた。その 1400 万人説は並木正吉がたてた説であるが、かれはつぎのような興味深いことを伝えている。「戦前の農村ではつぎのような諺があつた。《長子の一五は貧乏の谷/末子の一五は栄華の峠》戦前の農家の子供は、平均して五～六人というところ、七人、八人という家もザラであつた。その状態を基準とすると、長子が十五歳の時には末子はまだ乳飲児であつたはずで、子供達は、もっぱら消費する役目をうけもち、働らき手として期待できるまでにはなっていない。ところが、末子が十五歳のときには長子は二五歳、或は、それ以上になっており、子供はすべて労働力として生産をうけもつようになっている。だから、家としては、一番楽なときである」（前掲、『農村は変わる』、39-40 ページ）ことこれである。後進国日本の資本主義はこのていどの農家労働力の流出で事足りるほど、相対的に資本構成が高くならざるをえなかったのである。

していない。じっさいこのあと大内はこの点の解明に精力的にとりくむことになる。

第三の論点は大内の諸説が「非歴史的」見解であると非難している点である。「大内氏もわが国の農村が完全に『封建的色彩』を払拭していないこと、其処に様々の非資本主義的、ないし『半封建的』慣行が存在していることを認められる。ところがこれらの封建的『色彩』や『慣行』は、大内氏によれば封建社会から現代にまで持続して来たものではない。日本の農民は明治初年に於て人格の自由を与へられ、封建的隷従の関係から解放されたのである。それでは何故に『封建的なもの』が存在しているのだろうか。それは大内氏によればこうである。一たん土地から解放された農民が、産業資本の未成熟の故に完全にプロレタリア化せずして、過小農として農村に堆積し、土地を求めて小作料をせりあげ、自己の生活水準を低下させる、其処に封建的色彩をもつた地代形態や小作関係が生まれる。この考えは『封建的色彩は、むしろ高率小作料の結果であつて、その原因ではない。』という大内氏の言葉にはつきり現わされている」⁽¹³⁰⁾ といって、さらにこうつづける。「生きた歴史的社會を分析しているわれわれは、この原因と結果との形式論的な使いわけを甚だ奇異に感じるのだが、要するに、こゝに示されている大内氏の主張をつづめて見れば、『封建的色彩』は過去からうけつがれたものではなく、封建社会の崩壊の後に生まれた過小農（それは近代的なものでもないが封建的なものでもない）によつて新たに作り出されたものであるということになるだろう」⁽¹³¹⁾ という。引用された大内の主張をわざわざ「形式論的」にひっくり返して、「封建的色彩」の結果が「高率小作料」な

のだというのは大内の主張の真意をぜんぜん理解していないことを示している。しかも大内という「封建的色彩」をわざわざ「封建制度」に読みかえてみたり、その「封建制度」が封建社会崩壊後に生まれた過小農によって作りだされたなどと解釈するのは二重三重の曲解である。

こうした「共同研究」の非難にたいして大内はおおよそつぎのように反論する。第一に「封建的色彩」が明治以後はじめて生じたとはいっていない。第二に明治以後、封建的生産関係が消滅したにもかかわらず「封建的色彩」が色濃く残ったのは何ゆえか、或は高率小作料が形成されたのは何ゆえか、と言い換えてもいい。第三に「経済外強制」は存在しない明治以後に「封建的色彩」があいかわらず残っているのは何ゆえか、第四にその基礎は小農制にあり、その小農制を維持してきたのは日本資本主義である。いいかえれば、第五に「封建的色彩」は徳川時代と同じであっても、それを支える支柱は異なっている、封建時代にはそれを支えるものは封建的生産関係であつたが、明治以後は資本主義の総過程である。第六に日本資本主義の構造から生ずる過剰人口が農村に堆積され、それが生活水準を下げつつ競争せざるをえないところに小作料を高率にする原因がある⁽¹³²⁾、というのである。大内の反論は理屈が通っているのであり、全体として首尾一貫している。

これにたいして「共同研究」が「封建的色彩」を「封建制度」としてしか理解しえないのは決定的難点をなすのである。前者は思想・感情・慣行としての封建性であり、非制度的なものである。後者は直接生産者を土地に緊縛し、封建的地代としての年貢を強制的に収奪する制度である。当然身分的強力的支配被支配関係の制度

(130) 前掲、「共同研究」、56 ページ上段～下段。

(131) 同、56 ページ下段。注(130)と(131)の引用文は大内も「反論」で引用している。

(132) 大内、前掲書、198 ページ。

を基礎とするものである。その支配権力の基礎は土地の権力的領有制にあって、農奴或は隸農をその土地に緊縛する政治的制度である。直接生産者はいわゆる小生産者として通常家族単位で存在するが、年貢貢納の義務とともに耕作土地の占有を認められる。小生産者社会としての農村は封建時代というまでもなく、資本主義社会においても存在しうるのであって、小生産者集団のなかの一部の小生産者が経営面積を拡大しようとしても、その社会から他の一部の小生産者が離脱しないかぎりはその拡大は実現されない。通常土地面積には限りがあって、一部の小生産者が規模拡大するには他の一部の小生産者が離脱しなければならないからである。しかも封建時代においては原則として農民はその土地を離れては職もなく生きてはゆけない。封建社会ではしたがって、農村人口は固定的になるのが原則になる。資本主義社会においても、農産物価格が持続的に上昇することがないかぎり、したがって農産物の輸出が増大するとか農産物の需要が賃銀労働者の増加に伴って増大するとかの条件が与えられないと、農村人口は固定的になる傾向がある。しかも封建社会の農村も資本家社会の小農によって構成される農村も、林野とか水利とかは共同で利用することになるので、農村共同体がいわば自然に形成され、その規制のもとで共同利用がおこなわれたり相互援助がおこなわれたりすることになる。それは小生産者社会に共通にみられる事態であって、封建時代であろうと資本主義社会であろうと変わりが無いといっている。

小生産者としての農民は封建社会では通常存在するが、資本主義社会にも存在しうる。だが本来固定的に存在しうるものではない。資本主義の発展とともに、農民は減少してゆくはずだからである。資本主義の発生期においては労働力商品としての無産労働者が形成されなければならない。それはたんなる商品経済的手法では

形成されないものであって、マルクスが『資本論』第1巻24章7節で説いたような強力による強制的手段をもってしか実現されないものである。日本資本主義の発生は、イギリスにおいて旧領主層が近代的土地所有者になったこととは異なって、旧封建農民が地租改正によって身分解放されて零細な近代的土地所有者に転化させられると同時に高率地租を国家権力によって徴収されることによって生じた、いわば強力による農民層分解の展開の結果生まれた無産者の発生とともに始まったのである。だが無産者の社会的創出はイギリスのばあいのように、直接無産者を一挙に、しかし領主ごとに行われたのできわめて長期にわたったのとは異なって、日本では初期ブルジョア政権自体が農民的土地所有として近代的土地所有を設定したのは、高率地租をとるための意図せざる結果にはかならない。したがってその後は農業の商品経済化を通して10数年間は高率地租を徴収したのであり、同時に農民層分解が急速に展開し、小作農化が進展したわけである。日本では産業資本の発生、発展も政策的援助のもとでおこなわれたので急速ではあるが全体の量としてはたいしたものではなかったので、労働力の産業への吸収も量としては大きなものでなく、農家家族員の単身流出というかたちでおこなわれた。しかも婦女子が多かった。そのため農民の賃労働者化は農家数を急速に減少せしめるようなものではなかったのである。日本農業はこうしていまにいたっても農民によって営まれているのである。そしてもちろんそれはイギリスをのぞいて多くの有力な資本主義諸国においても同様である。むしろ純粋資本主義化の傾向は典型的には19世紀末までのイギリスにおいてのみみられたといってもいいのであって⁽¹³³⁾、多くの現実の資本主義諸国はもともと国内に小農民をかかえこんだまま発生・発展したのである。このように日本はイギリスに後れて、そしてさらにドイツや

アメリカ等にも後れて資本主義を発生させながら、後進国として先進国にたいして、また他の後進諸国にたいしても同時代の資本主義として世界市場において競争せざるをえなかったというところに、いいかえれば初めからハンディキャップを負いながら平等の商品経済的競争をせざるをえなかったところに後進性の本質が

あったのである。それは商品経済そのものが共同体と共同体との外的関係から発生したということに由来していたのである。そういう認識が「共同研究」になかったところに一国内に分析を躊躇せしめた原因があったのである。

この問題は「共同研究」自身によってつぎのように拡大される。それはすでにみたことであ

- (133) イギリスにおいては第一次世界大戦中より農業保護政策が出現し、とくに1930年代の不況期からイギリス帝国諸国の農業問題をも配慮しつつ国内のとくに畜産物にたいする保護政策が展開されるようになった。イギリスが帝国内特惠関税政策をとったのも帝国諸国とイギリス国内の農業問題の処理方法だったのである。楊井克己編『世界経済論』（経済学大系6, 1961, 東京大学出版会）、第三篇第四章「特惠および互惠通商政策」（川口侃稿）、大島清編『世界経済論—世界恐慌を中心として—』（1965, 勁草書房）、第二編「ブロック経済期」第三章第一節「イギリス」（江口雄次郎稿）、森建資『イギリス農業政策史』（2003, 東京大学出版会）、とくに第三章「1930年代の農業経営と農業政策」、拙稿「世界農業問題の発生」、梶井功編『農業問題—その外延と内包—』、1997, 農山漁村文化協会、所収、をみられたい。なおイギリスをのぞく他の資本主義諸国では小農制が資本主義発生期以来維持されたのにたいして、イギリスにおいては発生期に成立した資本家的農業が維持されていることの根拠を考えるばあい、齋藤仁が資本主義の歴史過程一般について語ったつぎ見解は大きな示唆を与えるものである。「原蓄過程のあとに産業資本が確立し産業資本によって経済社会が編成されるようになると、資本の小農民に対する分解力は弱くなり、資本は農業への新たな参入を回避するようになるであろう。そして次の金融資本の段階にいたればこうした傾向はいっそう進むということになるであろう。しかしこうした傾向の中にあって、原蓄期に成立した資本家的農業経営がそこから資本が引き上げられずに残るという現象が同時に見られる。これは、産業資本段階では、この段階の中心的担い手である個人資本家に必要な、個々の産業に即した一種の技能的経験と知識が、現実には資本の移動にかなりの摩擦を伴わせることになっていたのである。また金融資本段階ではそれは、非独占セクターの資本家経営として残るということであつたであろう」（齋藤仁『農業問題の論理』1999, 日本経済評論社、17ページ。これは1974年に発表された「経済学における農業経済学の位置」〔『農業経済研究』46-2〕の「補説」として、前記著書に収録されたもので、「日本農業経済学会の一九七四年度大会のシンポジウムでの報告の記録である」という文章のうち、「しかしこうした傾向の中にあって、原蓄期に成立した資本家的経営が云々……」部分を境にしてその前半はドイツの事情を、後半はイギリスの事情を語ったとも理解しようとすれば、それぞれ原蓄期につくられた農業構造がそのまま維持されている根拠を語っているとも理解できると思われる。この文章のあと、齋藤は「以上の、農業展開の形態は原蓄段階に原型が与えられる、という考え方は、小農民を分解する力はこの論稿で述べた資本主義の発展段階を逐うごとに弱くなる、という農業問題の段階論次元の規定の直接の延長上にあるものとしてよいであろう。それは農業問題の原理論次元の規定とともに、現状分析のための作業仮説となる」（同、17ページ）というのであるが、この文章はいささか難解である。これは「農業展開の形態は原蓄段階に原型が与えられる、という考え方は農業問題の段階論次元の問題だ」という主張であろう。その点が私にはよくわからないが、むしろ私は「現状分析のための作業仮説」となる点にひかれたのである。齋藤説は一国内で原蓄期に形成された小農は以後も小農として、資本家的農業は以後も資本家的農業として残る傾向が強いという説であるが、私は勝手に前者はドイツに、後者はイギリスに当てはめると、その根拠がよくわかると理解したのである。そこで問題はその根拠は段階論で説けるのか、現状分析で説けるのか、ということになり、それは結局先進国か後進国かに由来する問題だから、結局現状分析の問題として処理すべきであるとかねがね思っていたことを再確認できたと思ったのである。そこには近代的土地所有の形成のされかたのちがいが影をおとしていると思われる。

るが、「地代がまず成立しそれが労賃や利潤を規制するのではない」という大内にたいして「併しこういうマルクスの理論をこゝで突然持ち出すこと自体が甚だおかしいのである」⁽¹³⁴⁾ といふのである。これにたいして大内は「わたくしは鳥教授につぎの二つの問題をお考え願わなくてはならない。すなわちそれは第一に、資本家社会において、労賃部分がまず決定され、それによつて剰余価値部分の大きさが決定されるのはなぜか、ということ、および第二に、資本家社会では小生産者もまた資本家的観念によつて支配されざるをえないのは、いかなる理由によるのか、ということ、これである」⁽¹³⁵⁾ といつて、つぎのような説明をする。「第一の点にかんしては」、といつて、『資本論』からの引用をしたのち「労働力の価値はふつうの商品とは異なつて、その商品じたいを生産するのに必要な社会的平均的労働量によつて決定されるのではなく、労働者の生活資料の生産に必要な労働量によつて、いわば間接的に決定されるのである」⁽¹³⁶⁾。この労働力商品の価値規定は、価値法則を成立させる枢軸的位置を占める規定である。したがって「資本家社会において年々新たに生産された価値のうち、なぜまず控除されるのが労賃部分であるのか自明であろう」⁽¹³⁷⁾ と

いふ。この規定を分析の基底にすえることが「おかしい」といふのは、むろん農民が封建制の支配下にあるという認識があるからであろうが、じつはどうもそれだけではないようである。そもそも小農民に価値法則を適用すること自体が「おかしい」といふ公式主義があるのではないかと思われる。だから資本主義下の小農民の存在ということ自体が「共同研究」には背理として理解されていると思われる⁽¹³⁸⁾。もっともここでの大内には無限定の価値法則適用があるのは無視しえないが、のちにそれが擬制化だということを明らかにしている。そしてのちにみるようにマルクスさえ価値法則の農民への擬制化的適用はしている。のちに問題にするように原理論としての『資本論』は純粋資本主義を前提とする理論なのであって、それがそのまま現実になることはありえないが、もちろんたんなる抽象的架空の理論体系ではなく、現実の運動方向にそつて抽象した結果としての理論体系である。だから現実はこの運動を阻害する制度的な制約があれば、この擬制化も不可能になるが、その制約がないのであれば擬制化は可能なのである。

第二の問題はさきに指摘したように「資本家社会では小生産者もまた資本家的観念によつて

(134) 前掲、「共同研究」、59 ページ上段。

(135) 前掲、大内『日本農業の論理』、202 ページ。

(136) 同、203 ページ。

(137) 同、205 ページ。

(138) 「共同研究」においては資本主義社会において農民が存在しうるのは、資本主義発生期にやがて両極分解してゆく運命にある独立自営農民として存在している以外にはありえないことが前提されているのではないかと思われる。しかし明治以降の日本の農民は明治末ごろまでは両極分解の傾向をしめしたが、その後はその傾向も発展しないで、今日にいたるまで農民範疇でくくられるものであった。高度に発展した日本資本主義のなかに封建農民が存在するという見解は、つぎの点でも矛盾する。地主・小作関係においては経済力的関係によって小作料がきまるといふのであれば、その支配服従関係はその「領主・領民間」の個別的関係であるから、その小作料の量はかなり異なることになり、相場が形成されがたいはずである。それでは個々の地主の地代所得そのものも、その所有土地が同面積、同豊度であっても異なることになる。さらにその個別的地主小作関係のあいだに散在する自作農の所得も耕地規模と経済的諸関係とは別にさまざまに異なる高さになる。それは地租徴収の原則に齟齬をきたすものになるといわなければならない。

支配されざるをえない」のはなぜか、という問題である。「ここで前提されることは、明治以後の日本の農業においては、農産物の商品化がそうとう進んでおり、かつ農民は人格的自由を与えられ、とくに土地に緊縛されていない、という事実である」⁽¹³⁹⁾ ことを確認したうえで、日本の小作料が差額地代第二形態として成立しているという大内独自の規定をおそらくここではじめて明らかにしている。そして日本の農産物価格は簡単化していえば「限界地の生産物の価格は $C + V$ の水準に決定されるであろう」⁽¹⁴⁰⁾ として決定され、より具体的にいえば最劣等追加投資の生産物の価格 ($C + V$) の水準⁽¹⁴¹⁾ に規定されるという独創的規定がでてくるのである。

ついで大内は労働力一般と農民労働力の価値規定について、のちに大内農産物価格論の基礎となるつぎの三点の規定を与えている。第一点は、労働力の価値の大きさはきわめてフレキシブルであるということである。それは「『労働力なるものの価値の決定には、他の諸商品におけると異り、歴史的ならびに道徳的一要素がふくまれて』いるからである。もちろんそれには一定の最小限がある。それは労働者の肉体を維持してゆくための生理的限界であり、むろん一時的にはこの限界さえも無視して労賃が下落することもあるであろうが、原則としてこの水準以下にはさがりえない。だがそれ以上どこにきまるかは、その社会の『歴史的伝統、社会的慣習』にもよるし、景気の状態にもよるし、労働

階級の組織的な力の強さにもよることであり、このいみで労働力の価値はひとつの『可変の大きいさ』をもっている。この点は農民のばあいも同じであつて、 V の部分が全部実現されているかないかはじつさい問題としてはそう一義的にかんたんには断定できないであろう」⁽¹⁴²⁾ という。第二点は「この V 部分は、けつして農業の内部だけで決定されるものではない。……農民が人格的に自由であれば、……一定のモディフィケーションは必至であるが、終局的には V の大きさは資本主義社会全体の賃銀水準によつて決定される」⁽¹⁴³⁾ ということである。この擬制労賃収入と農業外の労賃水準を比較して労働投下を自家農業か外部労働かの有利なほうをえらぶことになるであろう。第三点は、だがこの労働移動は、一般にそうだがとくに農民のばあいには、状況に応じてそれほど敏捷にはおこないえないで、その地域的な、ないしは個別的な価格差もきわめて大きくなる。とくに農民のばあいには土地や家屋等の小財産をもっていることがこの移動を制約することになる。「だが、いつぱんに資本主義の発達で労働の質的な差別をなくし、労働力の移動をより円滑にし、『賃銀をいたるところにおいて平等の低い水準におしきざり、プロレタリアートの内部における利害、生活状態を次第に平均化』するのと同じように、農民のプロレタリア化がいよいよすすむにつれてこの平準化もますますよく貫かれるようになることはたしかである」⁽¹⁴⁴⁾ ということである。しかし農民のばあい一定のモディフィケイション

(139) 大内、前掲書、207 ページ。

(140) 同、208 ページ。これは限界地以上の土地の生産物の価格はその標準的費用価格 + 差額地代第一形態となるという意味である。

(141) このばあいには最劣等追加投資以外の投資の生産物の価格は標準的費用価格 + 差額地代第二形態となる。

(142) 大内、前掲書、209 ページ。なおこのなかの引用文は第一のものは、マルクス、『資本論』、大月版、①、224 ページ、*Das Kapital*, Bd. I, S. 183. 第二、第三のものはマルクス、『賃銀、価格、および利潤』からのものである。

(143) 同、同ページ。

(144) 同、211 ページ。

ンをうけることには注意しておかなければならない。

2. のこされた問題点

(1) 唯物史観と現状分析との関係

ここで大内にのこされた問題点をいくつかあげておきたい。第一点は、唯物史観と現状分析との関係である。「日本資本主義の機構」という場合は当然その中に広義の政治的諸関係も含められねばならず、そしてこゝに絶対主義の重荷をせおつた日本資本主義の姿があらわになつて来る筈である」⁽¹⁴⁵⁾ という「共同研究」の批判にたいして、大内はつぎのようにこたえていることに関するものである。もちろんもはや絶対主義云々は問題にならない。問題は政治的諸関係をどういれるかという問題である。それに大内はこうこたえている。「われわれがもし経済過程と政治過程とを一緒にくたにして、いつべんに論じようとすれば、われわれの理論はたゞ混乱を生む以外にない。なぜなら、経済過程と政治過程とが一緒になつて、混とんとした形をとっているのがわれわれのまえに与えられている現実である、そしてこの与えられたカオスのなかに、因果的な法則性を見いだすことによつてこれを整序することこそ学問の仕事でなければならないからである。そこでわれわれは経済と政治との関係においても、いずれがより基本的であるのか、いいかえれば経済が政治の結果であるのか政治が経済の結果であるのかをまず明らかにしなければならないのである」⁽¹⁴⁶⁾ といって、エンゲルスの『反デューリング論』から「国家＝階級支配の道具」説を引用したのち、「われわれが国家権力を、そして政治的諸関係を、分

析するまえに、日本の農業なり日本の資本主義なりの経済学的な分析をおこなわなければならないことはあまりにも明白であろう」⁽¹⁴⁷⁾ と結論する。これはのちにみずからもその翻訳に携わったマルクスの『経済学批判』「序言」の唯物史観の直接的適用による見解である。

だが私はこの適用方法には疑問をもつ。唯物史観の理論的性格を見誤っている疑いがある。経済過程が自立性をもつということは、上部構造が経済過程にたいして中立的であることを意味するのであり、したがってまた政治構造も中立的であることを前提としている。いいかえれば経済過程が一方的に政治構造を規定するわけではなく、自由主義的政治のもとでは経済過程が自立するということである。原則としてここでは政治過程を不要としているということである。したがってその経済過程はいわば純粹の商品経済的構造をもつものであって、つまりは原理論世界としての経済過程である。唯物史観はしたがって純粹の資本主義社会を対象とする原理論を基礎にして成立する史観なのである。ただし生産力そのものはそれ自体が商品経済に由来するものではないが、この原理論に存在する生産力はいわばたまたま商品経済的形態に包摂されうるような特殊歴史的な生産力水準のものであったわけである。

ところが現実の資本主義の歴史過程は商品経済的要因を主要動力としつつも、政治その他の非資本主義的諸要因による作用、反作用の運動も加わって展開される。それが一定の時期にはその政治その他の運動が消極化して資本主義の現実が純粹資本主義に接近するのであり、一定の時期をすぎると別の政治その他の非資本主義的な商品経済の諸要因が発生して現実の資本主

(145) 前掲、「共同研究」、54 ページ上段。

(146) 前掲、大内、『日本農業の論理』、184～185 ページ。

(147) 同、186 ページ。

義を不純化してゆくと考えられる。つまり資本家的商品経済過程のみの世界は政治過程がなくとも自立しうるのである。したがって大内の主張するように事実上政治過程が存在しているのに機械的に政治過程を分離して経済過程のみを分析し、しかるのちに政治その他の要因を付加すればいいというわけにはゆかない。経済過程が歴史の主要動力であるとしても、政治その他の要因がすでに経済過程に影響をおよぼしているばあいもありうるのであって、経済過程を分析するばあいにもその点に注意しなければならないわけである。そのことを唯物史観が示唆しているのである。

大内はすでに引用したように「国家権力を、そして政治的諸関係を、分析するまえに……日本の資本主義なり経済学的な分析をおこなわなければならない」といいながら、その数ページのちには「国家権力が経済に与える作用は、その力がいちど経済的な力に変化され、社会の生産力があるいは増大させ、或はその増大を阻止することによつて、初めて歴史の発展を促進したりあるいは阻止したり、することになるのである」⁽¹⁴⁸⁾ といっている。このばあい「国家権力が経済に与える作用」を考慮しないときの経済構造の分析と考慮したばあいのそれとは当然異なってくる。いいかえればそれは経済構造の自立的な変化では必ずしもないわけである。そのばあいは国家権力が何らかの作用をおよぼしていることを前提として経済構造を分析し、しかるのちに国家権力の作用による変化を探るという方法をとることになる。具体的にいえば、その時代が例えば帝国主義段階ならば、帝国主義

段階論を媒介にしてその変化の歴史的意味を探るということになる。その歴史的意味はたんに経済構造の分析のみからは明らかにはならないはずである。純粋資本主義の経済構造はまたそれ自身として歴史的発展をするわけではないからである。歴史的発展の段階論はまたそのためにあるわけである。当時はまだ一般に宇野の段階論はしられていなかったのであろうが⁽¹⁴⁹⁾、すくなくとも唯物史観が経済構造の自立性を前提として成立するものであることを考慮するならば、原理論が現状分析にいわば逆説的に役立つように、唯物史観もまた現状分析に逆説的に役立つのである。

そして事実、考えてみると小農経済自体が商品経済のみで構成されているわけではないのである。純粹の商品経済とは資本家的商品経済のことであって、それは徹頭徹尾商品経済的形態のもとに運動しているものである。小農経済においては商品として売れない生産物は自家消費することになるし、自家労働の評価にしても、商品経済への擬制化にすぎない。商品交換という形態的洗礼を必ずしもうけていない。小農の労働力は実際の賃労働とは別の動きをするのであって、多くは労働力の価値以下のものであるし、ときにはそれを超えて大きくなるばあいもおこりうる。いずれにせよ、原理論における賃労働者の行動とは異なる行動をとりうるのであって、それがじつは農業問題をひきおこすともいえるのである。資本は破産しうるが、小農は破産しえないで、ただひたすら零落する。だからこそ純粹資本主義を対象とする原理論は三大階級のみで構成されているのであって、必ず

(148) 前掲、大内『日本農業の論理』、189～190ページ。

(149) 大内力『埋火—大内力回顧録—』（生活経済政策研究所編、2004、御茶の水書房）によれば、大内は当時宇野弘蔵の『経済政策論』（上巻、1938、弘文堂）をしらなかったという（72ページ）。『日本資本主義の農業問題』を書いた当時は段階論を「半分くらいというか、すこし入門しかけたということでしょうか」（96ページ）といい、『経済政策論（上）』では「それほどはっきり段階論という考え方になっていなかった……むしろ戦後の……『経済政策』の方に、段階論が非常にはっきりと出ている」（97ページ）という理解であった。

しも資本家的商品経済的行動をとるというわけでもなく、またとりうるものでもない小生産者は原理論にははいりえないのである。小生産者の経済的行動はつねに資本家的商品経済的行動であるとは必ずしもいえないし、さらには商品経済的行動ともいえないばあいすらある。農家の老人や子供は生産物の価格を考慮することなく、ただひたすら自己消費の目的をもって命をつなぐためにのみ労働せざるをえないこともある。資本家が破産しうること、賃労働者が失業しうことは異なるのである。したがって農民経済は商品経済と非商品経済との合体したものとして、唯物史観にいう自立的な土台には入りえないのであって、農民経済の分析は資本家的商品経済の体系としての原理論を基準としつつも、それだけでなく原理論の諸法則を何らかのかたちで阻害する側面も考慮しておこなうということになるのである。資本家的商品経済の諸法則の実現を阻害するのは、かくて封建制や封建性のみではなく、現実の資本主義においてもさまざまなものがあるのであり、また法則の実現を促進するものもときとばあいによってあるわけである。

(2) 小農の非自立性

大内にあっては小農がもっている非商品経済的性格にたいする配慮が必ずしも十分ではないという論点である。その性格とは小農の非自立性である。農民が商品経済に接触して生産を拡大しようとしても、土地は一定であるから、一部の農民が脱農しないかぎり経営面積を拡大できない。工業と異なって主要生産手段たる土地をみずから生産できないからである。しかも他の農民の脱農を実現する他の職場自体も、その農民が希望すれば必ず就職できるというわけではない。その地域の近傍に資本家的企業が成立していなければならない。その企業の成立そのものは資本自体が実現できるものであるが、そ

の実現は通常は景気の動向を見計らって資本自体が決定しうるものである。ところが後進資本主義日本では対先進資本主義との競争関係で経済規模をそう簡単には拡大できない事情があった。

こうした条件のもとでは最初の農業経営規模を拡大しようとする農民にとっては、追加利用しようとする農地の耕作農民が外部にでてゆくかどうかは自分で決定できることではないし、その農民が外部で就職できるかどうかもその当事者の農民がみずから決定できることではない。規模拡大希望の農民にとってはそれらはすべていわば他力本願である。この他力本願というのは農民が商品経済的に発展転化するのも、しないのもすべて他の条件如何に関わるということである。そういう意味で小農民は本来非自立的存在だったのである。それを補うものが農村共同体の機能だった。農村共同体あつての小農民集団ということになる。

個々の農民の経営規模の規模拡大希望も外部からの商品経済の作用によるものであるが、その商品経済は他の面でも容赦なく農村に侵入してくる。その商品の多くは工業製品であるが、それは農民みずからつくるよりは農産物を売ってえた貨幣で購入したほうがはるかに安く手にはいる。それゆえに農地を拡大しようという要求が出てくるのであるが、それが容易に実現できるものではないことはすでにのべた。それにもかかわらず外部から商品経済化の波は押し寄せてくる。それにはある程度対応せざるをえない、他方では自己防衛しなければならない。そのばあい自給経済の維持のためにもともとあつた共同体の機能が強化されることになる。もともと農村共同体は小農民のすでにのべた商品経済にたいする非自立性を補完する組織であるが、大正末期の不況期のある小作争議の事例では1〜3町規模所有の在村自作小地主は同じ共同体の構成員たる小作農との間に深刻な対立を

生む争議は起こりにくかったという。このことは「土地所有は部落内の土地所有である限り、かなり安定的であったことを物語るものである」⁽¹⁵⁰⁾と齋藤仁はいう。これにたいして「この争議の後3町歩以上層は、大地主ほどそうであったが、土地売逃げ、また子弟の給与生活者化を進める。要するに地主の解体が顕著に見られるのである」⁽¹⁵¹⁾という。要するにイギリスにおいては領主が領地からみずからの隷属民たる農民を追放して、みずからをたんなる近代的土地所有者に純化し、農業は資本家の借地経営のもとにおこなわれることになったが、日本では封建的隷属農民の土地占有が地租改正のときに地租をとるために、結果的に近代的土地所有に転化せしめられたのであって、イギリスにおけるようなもっぱら貸付けるための土地所有になったわけではではなかった。典型的な資本主義が資本家、賃銀労働者およびいわば純粹の土地所有者の三者で構成されるものであるとすれば、明治以降の日本の土地所有は封建的土地所有ではないが、しかし典型的な近代的土地所有になったわけでもない。イギリスの土地所有がイギリス資本主義の先進性がつくった農業資本家にその土地を貸付け利潤の取得を保障するものになったのにたいして、日本では土地の借り手としての農業資本家が成立しえなかったのは、後進資本主義としてしかその発生、発展を実現できなかったからであった。農民の賃銀労働者化が制約されたために、食料農産物を始めとする農産物にたいする有効需要の増大が制約され、その価格上昇が抑制されたことによるのであって、そのため過剰人口としての農民が土地の借手になるほかはなかったのである。それ

はすでにふれたように資本主義成立の後進性によるのであって、封建的だからというわけではけっしてないのである。農民は経営規模を拡大しうる条件をみずからつくりえないという非自立的性格をもっている。そういう非自立的農民を包摂する部落は「生産共同体というよりは、まさに生活共同体としてあらわれ」⁽¹⁵²⁾、その「部落共同体の内部の關係に地主小作關係が服したかたち」⁽¹⁵³⁾になったのである。そうなるのは資本家でもなく、賃銀労働者でもない小生産者としての農民の商品経済にたいする非自立性に由来するのである。

(3) 土地所有は無用の瘤か

ここで問題にするのは資本主義にとって土地所有は本質的要因をなすものではないという大内の見解である。農地改革のさいに地主の土地の無償没収を主張した諸見解を批判して、大内はつぎのような議論を展開している。「マルクスもいうように『近代的な土地所有は封建的な土地所有であり』(a)ただ『資本の行動によって変化せしめられ、近代的な土地所有としてのその形態に転化せしめられたもの』(b)にすぎないのだから、土地所有は資本主義社会の本質的構成要素ではない。だから土地の『無償性の原則』を樹立することが、ブルジョア革命の段階においても可能だという議論もありうる。しかしこれはジェイムズ・ミル式の土地国有論にすぎない。『土地所有者は、古代および中世の世界においてはきわめて重要な役員であったが、工業的世界においては無用の瘤である。だから急進的ブルジョアは、理論的には土地の私有の否定に進む。それを国家財産という形態に

(150) 齋藤仁『農業問題の展開と自治村落』(1989, 日本経済評論社), 231 ページ。

(151) 同, 230~231 ページ。

(152) 同, 242 ページ。

(153) 同, 245 ページ。

においてブルジョア階級の、資本の共同財産にしようとするのである。』(c) 前述の諸氏（講座派理論家——犬塚）をこのような急進ブルジョアであるとはわれわれは主張しようとは思わない。しかし『ブルジョア革命』の埒内で土地の無償没収を主張することは、こういう急進ブルジョアの空想に類するものではないであろうか。マルクスは前の文章に続けていう、『しかし、実際にはその勇気がかけている。というのは、ひとつの所有形態——労働条件にたいする私有のひとつの形態——にたいする攻撃は他の形態にたいして、ひじょうに危険なものとなるであろうから。』(d) と。かかるいみでも土地の無償没収を主張することは、『講座派』理論の自己否定であり、矛盾である⁽¹⁵⁴⁾ と。これがここで議論すべき問題対象のすべてである。ここで引用した大内の文章のなかの引用はすべてマルクスの『剰余価値学説史』⁽¹⁵⁵⁾ のなかからとられているものであり、大内のここでの土地所有にかんする見解もそれにもとづいているものである。

ところが大内が利用した原書とその訳本はみる機会がえられなかったので、マルクス・エンゲルス全集版の『剰余価値学説史』の翻訳本（大月書店の国民文庫版、岡崎次郎・時永淑訳）をみるしかなかった。それはしかし、大森訳の原

書とは版が異なるものであるらしく、大内の引用ページには引用文にあたるものがない。大内の主張を理解するには大内からの引用のみでは不可能なので、国民文庫版でそれに相当する箇所を独自にさがした。それにもとづいてその引用文のいみとそれを基礎とする大内の主張を検討することにする。まず私が注記した(a)と(b)の部分は原文ではこうなっている。「事実上近代的土地所有というのは封建的なものでありながら、それへの資本の働きかけによって変化させられたもの」⁽¹⁵⁶⁾ というものに当たるであろう。このあと大内の著書では「土地所有は資本主義社会の本質的要素ではない」という大内自身の文章がつづくのであるが、そういう意味の文章は国民文庫版のさきにあげた引用文のあとには見当たらない。この大内の文章に似た文章を国民文庫版で探すと、訳本で200ページほど前に、「資本主義的生産様式を前提すれば、資本家は、生産の必要な機能者であるだけでなく支配的な機能者でもある。これに反して、土地所有者はこの生産様式においてはまったく余計なものである」⁽¹⁵⁷⁾ という文章がある。そしてさきの大内からの引用文の(c)(d)部分は国民文庫版④の67ページにある。

しかし資本主義社会における土地所有が本来封建的な土地所有であり、資本主義にとって本

(154) 前掲、大内『日本資本主義の農業問題』、259～260ページ。引用文中の(a)～(d)の記号は私が挿入したものである。

(155) ただし大内が引用している原本の訳本はマルクス『剰余価値学説史』（大森義太郎訳）、第2巻第1部（黄土社版）、である。

(156) 国民文庫版（マルクス・エンゲルス全集版）『剰余価値学説史』、④、266～267ページ。この引用文をその前後をふくめて引用するとこうなっている。「資本主義的生産の立場からは、資本所有が事実上『本源的なもの』として現われるのである。なぜなら、それは、資本主義的生産がそれにもとづいている所有種類として、また、この資本主義的生産における要因および機能者として、立ち現われるのだからである。これは土地所有にはあてはまらない。土地所有は派生的なものとして現われる。なぜなら、事実上近代的土地所有というのは封建的なものでありながら、それへの資本の働きかけによって変化させられたものであって、したがって、近代的土地所有としてのその形態では、派生したものであり、資本主義的生産の結果だからである」。

(157) 同、④、67ページ。

質的な要素ではないという考え方は疑問に思う。さきに示した『学説史』からの引用文（その詳しい引用文は注156に示した）の1ページまえにつぎの文章がある。「彼——私的土地所有者——は、資本主義的生産にとって必要な生産当事者ではない。といっても、資本主義的生産にとって、土地所有が、労働者だけを除いて、だれかに、したがってたとえば国家に、帰属するということは必要であるが。このように資本主義的生産様式の本質にもとづき——封建的古代的などの生産様式と区別して——直接に生産に参加する諸階級を、したがってまた、生産された価値さらにはこの価値が実現される諸生産物の分けまえに直接にあずかる者を、資本家と賃労働者とに限定し、土地所有者（これは、資本主義的生産様式から生じたのではなく彼らに伝えられてきた自然力の所有関係によって、あとになってはじめてはいってくるのである）を除くということは、リカードなどにおける誤りであるところか、資本主義的生産様式の適切な理論的表現になっており、この生産様式の特異性を表現しているのである」⁽¹⁵⁸⁾。これは労働力商品がなければ資本家的商品経済はなりたないのであり、その労働力商品は近代的土地所有を前提にしていることを無視している。このことの重大さは商品経済がたんに発展すれば資本主義が形成されるという商品経済史観を生むからである。この史観の最大の難点は資本主義の歴史的出現がたんに商品経済という経済的要因のみによって実現されると考えているところにあつて、政治・法律等の上部構造の変革なくしては実現されないということが無視しているところにある。資本主義にいたるまでの人類の諸社会は経済過程が自立している社会ではなく、政治その他の上部構造と合体している社会で

あつて、資本主義にいたって始めて下部構造と上部構造との分離が開始され、ほとんど完全に分離しえるかにみえたが、ふたたび結合されつつあるのである。この関係において資本主義において重要な鍵のひとつを握っているのが土地所有の問題であると私は思っている。

大内は『日本農業の財政学』でもこのこと同じことを繰り返している。すなわち「マルクスやレーニンにおいては、土地所有の諸形態は、資本主義の出発点にあたつてはいかなる形態をとつていようとも、資本主義的諸関係が農業の内部に滲透してゆくにつれて、そのような諸関係に適合的なものに変革されてゆくことが強調されているのである。ここでは運動の主体はあくまでも資本主義の発達にあるのであつて、逆に土地所有の諸形態が資本主義の基柢となつてこれを規制するのではない」⁽¹⁵⁹⁾という。ここで「土地所有の諸形態は、資本主義の出発点にあたつてはいかなる形態をとつていようとも、資本主義的諸関係が農業の内部に浸透してゆくにつれて、そのような諸関係に適合的なものに変革されてゆく」というのはいいすぎである。土地所有が封建的關係のもとにあるのならば、「資本主義的諸関係が農業の内部に浸透してゆく」ことは不可能である。「資本主義的諸関係」という経済関係それ自体に封建体制を破壊する力はない。それが政治的力に転換されてはじめて「資本主義的諸関係が農業の内部に滲透してゆく」ことができるのである。そしてその変革の政治力という上部構造もたんに商品経済が発展すれば形成されるというものではないであろう⁽¹⁶⁰⁾。そこに上部構造の経済過程にたいする特異の位置があるのではないであろうか。

大内土地所有論の最大の難点ははじめに土地所有を前提にしないで資本による農業経営にお

(158) 前掲、『剰余価値学説史』、④、265ページ。

(159) 大内力『日本農業の財政学』、1950、東京大学出版会、15ページ。

いて差額地代が発生し、そのことが資本家の競争関係をつうじて土地所有を生むというその論理が無産労働者を土地利用から権力や法で排除しているという前提的事実を省略していることにある。大内が「差額地代においては、土地所有はけっして前提されるものではない。むしろ差額地代自身が土地所有を、すくなくとも最劣等地をのぞいては、つくりだす必然性をもって」⁽¹⁶¹⁾ というとき、土地所有者がはじめには存在しないのであるから誰でも土地を利用するのに、どうして労働者ははじめから排除されるのか。農業資本家が平均利潤以上にでる地代の源泉をなす特別利潤を生むことになるのは、その土地を耕作したのちにはじめてわかることである。はじめに資本家が任意の土地を耕作するときはタダでおこなうとすれば、労働者の耕作を排除することはできない。また最初にはいくばくかの地代を払うとしても、土地所有者がいないのであるから払いようがない。払うとしても地代に相当する特別利潤も出ていないのだから、とくに労働者は当然としても、資本家にしてもできない。特別利潤の地代化は説けるが、土地所有の発生は説きえない。しかもその地代化も土地所有を前提にしているのである。さらに賃銀労働者の発生も、したがって産業資本の発生も土地所有を前提にしてはじめて説け

るのである。事実、マルクスは『剰余価値学説史』第11章「リカードの地代論」のなかで「土地所有が存在していて、資本主義的生産は、自分自身から発生したのではなくて自分よりもまえから存在している土地所有という前提のもとで自分の進路を切り開く」⁽¹⁶²⁾ といっているのである。宇野がいうように「資本主義の成立の基礎となる土地所有の確立は、単に『資本の競争自体』で発生史的に『論証』されるものといってよいのであろうか。直接の生産者を土地から排除しながら、資本には自由に投資しようということは原理論的論証としても成立しないであらう」⁽¹⁶³⁾ といわなければならない。産業資本が産業資本に、賃労働が賃労働に、土地所有が土地所有に、それぞれ再生産されることは原理論において、しかり原理論においてのみ説くことができるが、その歴史的発生、発展、変質は原理論のみによっては説くことができないのである。

のこる問題は(c)(d)の資本主義社会における土地国有論である。ここでもじつは大内が引用した急進ブルジョアが理論上では土地国有を欲するというさきにみたマルクスの文章の直前につぎの文章がある。「土地所有者はこの（資本主義的）生産様式においてはまったく余計な者である。この生産様式にとって必要なことの

(160) マルクスは『資本論』第3巻地代論のはじめの37章「緒論」でつぎのようにいっている。資本主義的「生産様式は、一方では、直接生産者が単なる土地の付属物（隷農や農奴や奴隷などの形での）という地位から解放されることを前提し、他方では、民衆の手から土地が収奪されることを前提する。その限りでは、土地所有の独占は資本主義的生産様式の歴史的前提であって、それは、なんらかの形での民衆の搾取にもとづいているすべての以前の生産様式の永続的な基礎であるように、資本主義的生産様式にとってもやはりその持続的な基礎である。しかし、資本主義的生産様式が始まろうとするときにそれが当面する土地所有の形態は、この生産様式に対応してはいない。それに対応する形態は、資本への農業の従属によってこの生産様式自身によってはじめてつくりだされるのである」（『資本論』、第3巻、大月書店版、⑤、795ページ。Karl Marx, *Das Kapital*, Bd. III., S. 630.）というばあい、「資本への農業の従属」はたんに商品経済のみで実現されるものではないことに注意しなければならない。

(161) 大内力『地代と土地所有』、1950、東京大学出版会、222ページ。

(162) 前掲、マルクス『剰余価値学説史』（国民文庫版）、⑤、21ページ。

(163) 『宇野弘蔵著作集』、④（『マルクス経済学原理論の研究』）、1974、岩波書店、398ページ。

すべては、土地が共有でないということ、土地が労働者階級に属しない生産条件として彼らに相対するという、それだけである。そして、この目的は、もし土地が国有化され、したがって国家が地代を受け取るとすれば、完全に達成される」⁽¹⁶⁴⁾。だから急進ブルジョアは理論の上では個別的私的土地所有の否定にむかって進むが、実際にはその勇気はない、というわけである。その勇気がないという意味は、土地という生産手段の国有化は機械、原料などの生産手段にたいする労働者階級からの国有化要求を誘発しないかという恐れを意味するものであろう。しかしそれにもかかわらず土地国有化の理念がでてくるのは、その時代の工業、農業を問わず資本一般が自由競争をしていたということが前提になっていたからであろう。国家は自由主義国家としてその資本自身の自由競争の擁護者でしかなかったからである⁽¹⁶⁵⁾。だが一般に帝国主義段階になると、独占体の出現によって資本自身の自由競争が大きく制約されるようになると、国家も自由主義国家の維持が困難になる。国家は土地国有のもとで巨大資本や中小企業、小生産者からの借地競争を自由主義的原則をもっては処理しえなくなる。国家はすべての土地が国有であったならば、さまざまな層からの国有地にたいする借地競争に一定の政策をもって対処せざるをえなくなる。産業政策とか福祉政策とかあるいは軍事上の政策とかをもって対処せざるをえない。それは自由主義国家のよくなしうることではない。むしろ土地私有制のもとで、個別に対処したほうが、さまざまな政策

目的を達成しやすいといっているであろう。したがって、おそらく資本主義の全歴史過程を通じて土地私有制こそが資本主義にとっては処理しやすい土地所有制であると思われる。土地国有と土地私有とは同じ面もあるが異なる面もある。異なる面の最大のものは土地を貸すか貸さないか、地代を申し出額のどれにするかという点で、意思決定が私有のばあいには私有者の個別的利益の最大化を基準にしてなされるのになんていって、国有のばあいには公共の福祉とか、産業政策とか、軍事的観点とかといった政治を基準にしてからもなされるということであろう。土地国有には土地の貸し出し決定にさいして政治がはいりうる性格があることこそが問題なのである。その点が土地私有制と決定的に異なる点なのである。

もともと土地私有を「無用の瘤」と規定するのは間違いなのである。土地私有によって労働生産物の私有制が確立される。それを明らかにしたのは宇野である。こういっている。「土地の私有制は、その合理的根拠なくして成立するのであるが、しかしその確立なくしては労働生産物の私有制も実は確立し得ないのである。労働生産物は、その生産に当たる労働によってその私有制を基礎づけられるものとせられるのであるが、しかしそれは、労働の対象となり、場所となる、土地によって代表される自然そのものの、それ自身労働の生産物ではないものの私有を前提せざるをえない。それは私有制のアンティノミーといっていよい。土地からの直接の生産者の分離が、いわゆる資本の原始的蓄積をな

(164) 前掲、『剰余価値学説史』、④、67ページ。

(165) だから宇野も土地国有も土地私有と変わらないといっていたのである。すなわち「土地国有の場合、最劣等地の差額地代はまったく消滅するか、あるいは、追加投資が一般的でなく部分的な場合だけしか消滅しないか」という原理論の特殊問題にたいする答えとして「土地が国有になっても資本家的生産の行われる限り、最劣等地にも地代を生ずることになれば、地代を生ずるものとしなければならない。土地国有はそこではなお資本の競争自身から生ずる地代に対して私有のばあいと異った特殊の意味を有するものではないと考える」(『宇野弘藏著作集』、②「経済原論Ⅱ」、408ページ)といっていたのである。

すものとして労働力の商品化を実現するのであって、資本はこれによって買入れた商品、労働力の使用価値としての労働によって生産をなし、その生産物を資本の生産物として獲得する。労働の場所としての土地は、地代を支払って借入れるわけである。かくして労働による私有制の基礎付けは、土地の私有制を前提とする資本家的商品経済においては、私有制を前提とする商品の売買過程のうちに解消されることになる。もともと、生産物は労働によってつくられるものには相違ないが、それだけで私有制は確立されるわけではない。商品経済は、私有制を前提にしながら、その前提となる私有制を資本主義という、自己の労働によるのではなく、商品として買入れた労働力による生産物の私有によって、確立することになるのである。かくて商品経済的にも根拠のない土地の私有によって、商品経済の下に全面的私有制が確立されるという点に、私有制自身の秘密があるといつてよい」⁽¹⁶⁶⁾。労働生産物の私有は労働生産物ではない土地の私有を前提にしているのである。こうして土地私有は資本主義存立の前提をなすものであって、けっして「無用の瘤」ではないのである。

3. 農地改革の歴史的意義

(1) 大内農地改革論の問題点

大内が『日本資本主義の農業問題』で農地改革論を展開しているときは、農地改革が実施の緒についたばかりであって、したがってその展開も多分に自身の理論的想定にもとづく判断によるものであったように思われる。そこで当時農地改革の実施がどのような状況になっていたかを簡単にもみておく必要があろう。発端は敗戦直後の1945年10月占領軍のマッカーサー元

帥から発せられた日本民主化にかんする覚書にあった。日本政府は翌11月農地調整法改正法律案を国会に上程、翌12月に成立したが、多くの欠陥と不徹底なところがあった（たとえば地主の5町歩保有）ため、46年5月占領軍対日理事会は不満を表明し、イギリス案を骨子とする勧告が発せられた。同年10月自作農創設特別措置法が提出され、議会を通過、成立した。そのさい小作関係の調整法も通過したが、これは副次的なものとされた。実施は1947年から始められ、50年にほぼ完成された。不在地主の全貸付地、在村地主の貸付地から、都府県では1町歩、北海道では4町歩を超える分は、国が地主から強制買収し、小作人に売り渡した。その成果を維持するために、1952年農地法が制定され、耕作者の農地取得の促進、その権利の保護、農地利用関係の調整が図られた。

したがって大内の前掲書の初版がでたときは農地改革の実施が緒についたばかりのときであった。そして農地改革の結果の維持を目的とする農地法が制定された52年には改訂版が出された。本書の農地改革論は改革の実施結果を対象とはしえない時期にかかれたものであり、その政策そのものの経済学的意味を問題にするほかはなかった。しかしそれは重要な問題であって、のちのちまで問題になる類のものである。当時の国際的勢力と国内の一部の人々は日本農村の民主化こそ重要であって、自作農創設はその民主化達成の手段と考えていたのにたいし、日本政府は自作農創設こそ重要であると位置づけていたのである。農地改革においてさきにふれたように小作関係の調整が2次的な問題にされたのはそのためである。農地改革の理念がこのようなものであったことは改訂版より初版のほうが明確である。この問題はのちに日本経済の高度成長の時期から発現するように

(166) 『宇野弘蔵著作集』②（経済原論Ⅱ）、1973、412ページ（『経済学演習講座』所収の「経済原論 問題と解答」）。

なった借地による農業経営の規模拡大が法的に制約されるという事態が発生するようになったときに、現実の問題になったのである。初版においてこう問題提起されていた。「このたび農地改革の原動力となつたものが国際的ならびに国内的な日本の民主化の要求であることは上にみた通りである。この場合、とくに日本の現状では前者の力が大きいことはあらためていふまでもない。しかし、ここで注意しなければならないことは、このやうな外から与へられた力は、一般的に日本の民主化、あるひはその一翼としての農村の民主化を要求してゐるのであつて、この要求にたいして自作農創設といふ具体的内容を与へたのはあくまでも日本の政府である、といふ事実であらう。それゆゑ当然のことながら、この農地改革には日本政府自体の考へ方が色濃く反映してゐることは否めない。それがいかなるものであるかはのちに問題としなければならないが、それゆゑにこそわれわれはこの改革をたんに外から与へられたものとして受けとつてはならないのであつて、この改革のもつ真の社会的意義を分析し検討する必要があるのである。農地改革が発表されるや、数多くの批判がこれに向けられたのはこの意味で当然であるが、これらの批判が農村の民主化といふ当面の課題との関連において、はたして正肯をえてゐ

るかどうか。それを検討してみると以下の仕事である」⁽¹⁶⁷⁾ というのがそれである。のちの高度成長期に小農範疇を越える大型の借地農業経営体が出現するかにみえたときに、それを大きく阻害し、あるいは畸形化せしめたのが農地改革の結果を維持するための農地法であつたことは事実である。しかし阻害したのはもちろんそれだけではない。ひろく帝国主義段階であつたことが、あるいは国家独占資本主義の体制下にあつたことも、かかる阻害を生むことになつたのも事実であるが、自作専業農家が賃労働兼業農家になって、所有農地の一部を耕作しないことになつても、小作料が法的に低く抑えられ、かつ小作権が強大になつたために、農地貸し出しを忌避し、荒地にしたまま所有しておくという農村荒廃化の風潮をつくりだしたことの原因のひとつが農地改革とその後の農地法でもあつたことは否めない事実である。

そこでここでは大内のこのときの農地改革評価の結論部分を明確にしてその問題点を探ることにしよう。ただし以下では「改訂版」から引用することにする。それはこうはじまる。「この農地改革が農村にもたらすものが何であるかは明らかであろう。それは要するにリリパットの自作農の創設である。そしてその点においてはこの改革はたしかに徹底したものであること

(167) 大内力『日本資本主義の農業問題』（初版）185～186 ページ。なお改訂版ではこうなっている。「このたびの農地改革の原動力となつたものが国際的ならびに国内的な日本の民主化の要求であることはうゑにみたとおりである。このばあい、とくに日本の現状では前者の力が大きいことはあらためていうまでもない。それはいずれにせよ、これらの諸勢力は、日本の農村の民主化が自作農創設という方法で達成できると考えていることは明らかである。そしてこの点にかんしては、多くの農地改革を論じたひとびとも、むしろとうぜんのこととして、それをもとめていたように思われる。だが、果たして農地改革は、そのような展望をわれわれに与えるものであろうか。われわれにとってはまず、その点が、問題なのである。そこでこの点をめぐっておこなわれた多くの議論を手がかりにしつつ、われわれの疑問を展開してみることにしよう」（改訂版、229～230 ページ）という。ここでは自作農創設が農地改革の主目的であるべきだという考えが多数派であることを大内は認めているのであるが、今日からみれば、自作農創設とそれを維持するための小作権の強大化がのちのみにように土地も労働者という特異な階層を多数発生させ、農業経営の規模拡大を歪める結果をもたらしたことは否めない。なお大内本の初版では日本農村の民主化のためには自作農創設が必要であることを強く主張したのは日本であるとされているが（初版本、185～186 ページ）、改訂版ではすでに紹介したように、国際的諸勢力も同様であるとされている。

は事実である。しかしこの改革によって直ちに農業経営自体の大規模化が生まれるとは考えられないし、そういう発展にたいする障碍はかならずしも軽減されるとも思えないのである。いな、日本資本主義のおかれている諸条件から考えれば、小農制は依然として解消しないといっているであろう。そしてかかる小農制こそが農民の生活を困苦欠乏に追いやり、農村に封建的色彩を色濃く残存せしめ農村の民主化をはばんできた根源であるとすれば、この農地改革が農村の民主化にとっていかなる役割をはたすかも、おのずから明かであろう」⁽¹⁶⁸⁾ という結論にたつて、「日本の小農社会は日本資本主義が生みだしたものであり、かつ、日本資本主義は、かかる小農社会を利用しつくすことによって、ようやく自己の再生産構造を維持しえたのである。その意味で、過小農を過小農として維持することは、明治以来の日本ブルジョアジーの変わらざる念願であり、政府の伝統的な小農保護政策はまさにこのような資本の利益の表明にほかならなかったのである」⁽¹⁶⁹⁾ といつてその結論のいみを説く。大内理論においては小農が貧しいのは小作料が高いからではなくて、基本的には日本資本主義の低賃銀構造にあるというものであった。それゆえ農民の貧しさを基盤とする地主制を解体しても農民の貧しさからの解放はないということを主張するものである。しかしここには農地改革によってこれまで支払っていた小作料に相当する部分が自己の所有になったことについての理論的錯誤があるのではないだろうか。農民が貧しいというのは大内にあっては農民労働力の価格が低いということである

が、ここで問題になっているのはその低い労賃部分に加えて、かつて小作料として地代部分であったものが所得にはいってくることがいかなるいみをもつかということである。農民の労働力の価格が低い以上、農産物価格は低いものになり、そういう条件のもとでは「要するに、全農民が『独立自営農民』になったとしても、そこに何らかの剰余価値が蓄積され、そこから農業の拡大再生産が行われるというようなことは、いかなる意味でも期待できない、ということになる。むしろリリパットの自作農は、じゅうぜんと変わらない、あるいはそれ以下の生活水準を維持しうるにすぎないことをわれわれは期待すべきであろう」⁽¹⁷⁰⁾ というのである。じつはこの引用文の「あるいはそれ以下の」というところに注記号がついていて、その注には「『じゅうぜん以下の』とここでわれわれがいふいみは、じゅうぜんは小作農が数多く存在していたから農産物価格はだいたい労賃部分+小作料の水準で決定されたので、自作農に多少の剰余の残る可能性があったのが、今後は労賃部分のみで価格が決定されることになるであろう、ということである。くわしくは前掲、拙著『財政学』248-250頁をみよ」⁽¹⁷¹⁾ とある。

その『日本農業の財政学』での論理の運びはこうなっている。まず小農経営が支配的なばあいには差額地代が存在するのみで、絶対地代と独占地代は成立しないものとしていい、といったのち「かりにすべての土地が耕作農民の所有にぞくしていれば、なるほど差額地代部分は超過利潤として農民の手にはいるのみで地代という独立の範疇とはならないであろうが、しかし

(168) 前掲、『日本資本主義の農業問題』（改訂版）、299ページ。

(169) 同、300ページ。

(170) 同、290ページ。

(171) 同、291ページ。この引用文は48年初版と変わらない。ただ『日本農業の財政学』をみよ、とあるのは改訂版においてである。

それにもかかわらず農産物価格は地代をふくまざる限界生産物の生産価格——というより小農のばあいはむしろ費用価格ないしそれ以下であることはまえにふれた——によつて決定されるから、地代部分が独立しようとしまいと価格には無関係であるからである。だが問題はそうかんたんではない⁽¹⁷²⁾ といつてここから独自の理論を展開してゆく。「日本のように農業が集約的に行われ、第二形態の差額地代が大きくなつていれば、とうぜん限界地にも地代は生ずる。ということはいいかえれば、すべての農業経営は多かれすくなかれ地代部分を実現している、ということである。いまかりにこの地代部分のうち、全経営に共通な量、いいかえれば最小の地代部分を q としよう。そうすればより条件のいい土地のうえの経営は $q + \Delta q$ の地代部分をもつ。耕作農民のほかに地主が存在し、農業が小作地においておこなわれているばあいには、この地代部分はすべて現実の地代に転化する。そして農民の手にのこるのは $C + V$ (ないし $C + V$ の一部分) である。けれども、もし土地がすべて耕作農民のものであれば、他の条件が同一であれば、もつとも不利な条件で耕作する農民にも $C + V$ のほかに q の部分が所得として実現されることになる⁽¹⁷³⁾。ここまではいい。ここからが疑問がでてくるのである。「だが、日本のような条件の下では、じつはこの q の部分は価格として実現されなくとも農民は耕作を続けるから、全耕地が農民の所有に帰している条件のもとでは、競争の結果は q の部分だけ価格が引き下げられ、農民はやはり最低生活費しか与えられなくなるであろう⁽¹⁷⁴⁾」という文章のうち「 q の部分は価格として実現されなくとも農民は耕作をつづける」ということはあ

りえないのではないだろうか。なぜなら q の部分の実現は最劣等追加投資 ($C + V$) の実現を前提としているのであって、 q が実現されなければ市場価格は ($C + V$) 以下になるのであり、最劣等追加投資を行えないことになる。そして小農制のもとで農産物価格が ($C + V$) 以下にさがれば、与えられた条件のもとでは供給不足が生じ、市場価格は上昇し、最劣等投資の ($C + V$) のところまできて需給均衡がなりたつ。したがって農産物市場価格が最劣等追加投資の ($C + V$) できまっているばあいにはそれより生産性が高い投資の生産物の価格には差額地代第二形態が入らざるをえないわけである。 q の実現は最劣等投資 ($C + V$) が実現されることを条件としている。 q が実現されなければ最劣等投資そのものが自作地においても行われえないのであって、最初に農民の V が決まるという大内自身が前提していた正しい認識に矛盾するのである。

こうして農地改革後、ほとんどすべての農民が自作農となったのであって、そのために「困苦欠乏」の身になったのではなくて、零細とはいえ土地所有者になった。それは農民を一面で保守化させていったのであるが、他面では農地整備や農業機械化をすすめてゆくことを可能にした。大内の農地改革にたいする評価も一面ではかわらざるをえないことになる。著者還暦のときにそれまでの日本農業論の集大成として出版された『日本農業論』ではこの点はこうかわっている。農地改革は「農業の発展にとっても相当大きな効果をもったといつていい。それは、たんにいまや土地の所有者となった農民が、労働意欲を高め、農事改良に一層努力するようになったためばかりではないし、小作料負担の軽

(172) 大内力『日本農業の財政学』, 1950, 東京大学出版会, 249 ページ。

(173) 同上。

(174) 同。

減が小作農の農業への生産的投資の拡大を刺激したためばかりでもない。より重要なことは、大部分の農民が自作農化したことによって、土地改良＝農業基盤整備事業といった土地に固定する投資が容易におこなわれるようになった点にある⁽¹⁷⁵⁾ という評価を与えている。まさに「農地改革は農業発展のスプリング・ボードの役割をはたしたのであった」⁽¹⁷⁶⁾。やはり自作農化による地代部分の所得増加は日用品の購入増加ばかりではなく、農業用諸資材・機械の購入増加や土地改良等を可能にしたのであり、それをつうじて景気昂揚の役割の一端をはたしたという点でも、農地改革は国家独占資本主義的政策でもあったといっていであらう。それだけではない。都府県在村地主の小作地一町歩（北海道は四町歩）の所有のほかは、村外地主の全小作地をふくめて、全小作地を農民に解放したことがその後の農業にいかなる影響をおよぼしたかは重要な問題である。

もちろんしかし、それはのちに明らかにするように農業の発展にとってプラスの面のみをもたらしたのではなかった。いずれにせよ農地改革は国家独占資本主義あるいは国家管理資本主義としての現代資本主義の性格を考えるうえで興味深い対象であろう。この大内の農地改革にたいする評価が改革当初と改革事業が完了し高度成長が展開したあとでは、異なるところがあって、全面否定ではなくなっている。その点のはちにみるが、自作農化政策には反対であるという見解はここでも貫かれている。このあとで大内の農業生産力政策について検討するが、そこでも小農制が維持されているかぎりは展望は開かれないのであり、その小農制は結局のところ日本資本主義そのものによって規定されているからであるとしている。けれども当初の見

解でも、誤りがはっきりしているところがある。それは農地改革によってほとんど全農民が自作農かそれに近いものになったとしても、その共通の自作地地代部分は農民の競争によって失われてしまうという理論的に納得しがたい見解であって、それはわれわれがすぐまえに検討したことである。

もともと大内は農地改革をふくむ農業政策を小農維持政策として位置づけていた。なぜ小農を維持するために政策が必要かといえ、小農は何の手もうたなければ、いずれはブルジョアジーとプロレタリアートとに両極分解する運命にあるが、そうなっては階級対立が激化する、それを軟化させるために小農を小農として維持しておいて賃銀労働者の需要に応じて小農から供給せしめるために、資本は国家をして小農維持政策をとらしめる、というものであったと思われる。いわば賃銀労働者の供給源確保のための小農維持政策である。したがって自作農創設政策は一時的な便法であって、本来は農産物価格政策とか農業生産力増進政策をもって小農を維持するのが小農維持政策である、というのが大内本来の主張であった。

だが私はこの大内説に疑問をもつ。大内には小農層は結局はブルジョアジーとプロレタリアートとに分解してしまうという考えがある。それを前提したうえで、大内はブルジョア政府はそうした分解が大きく展開するまえにできるだけ小農を小農として維持する政策を展開し、社会の安定化を図ろうとする、と考える。それが小農維持政策であるというわけである。したがってそのためには農産物価格政策とか農業生産力増大政策でたりるのであって、自作農創設政策は一時的な政策でたりとするわけである。

(175) 大内力『日本農業論』、1978、岩波書店、373ページ。

(176) 同、同ページ。

しかし農民層のブルジョアジーとプロレタリアートへの両極分解は帝国主義段階になるとそうかんたんに展開するものと考えていいのであろうか。ドイツ⁽¹⁷⁷⁾や日本⁽¹⁷⁸⁾、そしてアメリカ⁽¹⁷⁹⁾においてももう一世紀以上農業は小農によって担われていて、今後も資本家的経営によってとってかわるということはあるまい。最先進国であったイギリス農業においてさえもとも農民層の両極分解は資本主義の自由

主義段階まで展開されるが、19世紀末以降は資本家的経営が消滅しているわけではないが、穀作は縮小し、畜産、野菜作の中小経営が増加している⁽¹⁸⁰⁾。こうして主要資本主義諸国では帝国主義段階になると、農民層の両極分解そのものが著しく困難になり、農民層は農民のままただ貧困化してゆくということになる。農民層がブルジョアジーとプロレタリアートに分解するというのは資本主義的解決である。農民が農民

(177) 渡辺寛によれば、19世紀末から20世紀初頭までの時期に、ドイツでは、「ほんらいこうした中間層（小農経営とみていい——犬塚、以下、括弧内は同様）は資本主義の発展とともに資本家階級と賃銀労働者階級との両極に分解していくはずのものなのであるが、われわれのいま扱っている時期（19世紀末～20世紀初頭）ではむしろ逆転（「中間層の増大という逆転現象」——同ページ）がみられるようになっている」（大内力編著『農業経済論』1967、筑摩書房、195ページ、渡辺寛稿）という。

(178) 大内力は次のようにいっている。昭和初期以降「日本の農民層の分解は、農業の内部において上下への分解がおこなわれる形をとるのではなく、その上昇の運動はほぼ二町を限度として地主・ブルジョアの方角への脱農として、その下降の運動もまた農業外のプロレタリアの方角への脱農としてあらわれるという事実」（大内力『日本における農民層の分解』1969、東京大学出版会、169～170ページ）として現れたとしている。これは農業内部では「中農標準化傾向」として現れることを意味するのであるが、農民層の全運動が「農業経営規模別の統計に反映されたものにほかならない」（同書、同ページ）としている。農民層の全運動を社会全体からみれば、上下方向への全運動はうえには地主化として、したには賃労働者化として、ともに農業外にでるのであって、こうした観点からいえば、これは両極分解だとしているのである。だがそうした見方からいえば、1～2町中間層が相対的に、いいかえれば割合として増加することはありうるとしても、絶対的に増加することはありえないであろう。そして事実は中間層は相対的にも絶対的にも増大しているのである。したがって農業外に消えてゆく層を含めてみたばあいでも、中間階層が上下に分解する勢いが強いとはいえないのであって、むしろ錯綜する運動の結果からいえば、そこに集中する運動が存在するとみるべきであろう。なお拙著『日本における農民分解の機構』（1967、未来社）は1920年代の日本の農民層分解を日本において典型的に現れた「中農標準化傾向」としてとらえ、その内的機構を明らかにしようとしたものである。

(179) 馬場宏二は現代アメリカ農業においても「全体としての農業の構造はけっして資本家的とはいえないのである。そして、価格支持政策と工業の半分の労賃水準とに支えられながら、なおかつ資本家的生産が支配的になり得ないという事実は、こんにちの——より正確に言えば帝国主義段階以降の——資本主義のもとにおける農業の存在様式をしめすものとしてじゅうぶん注目しておかなければならない点である」（前掲、大内力編著『農業経済論』、255ページ）といっている。

(180) ドイツや日本では帝国主義段階の農民層分解が中間層の経営体が増加するという特徴をもつことが明確にあらわれて、自由主義段階の両極分解が不明確なのにならして、イギリスでは反対に自由主義段階までの両極分解が明確に読みとれるのにならして、19世紀末のその傾向の崩壊が明確に読みとれないという関係がある。それにイギリスの農業経営数の統計は非常に複雑に表現されていて、読みとりにくいようである。福留久大はHasbachやマルクスが1851年から61年、71年までの「国勢調査」を誤読していることを明らかにしたのち、「19世紀中葉以降イギリス農業において、資本・賃労働関係の縮小、自営農業者の残存という形で、資本蓄積の後退が開始されていた」（同、「マルクス借地農業者論」（九州大学教養部『社会科学論集』、25号、1985年1月、122ページ）ことを明らかにしている。

のまま貧困化するというのはいわば資本主義をこえた問題である。貧困化した農民にとっては出口がないのであり、それは資本主義そのものの解決能力を超えた問題である。そうした危機を救ったのが農地改革であった。

大内にあっては農民層の両極分解は法則にも等しい必然性をもっているとされる。だがそうであれば構造問題としての農業問題は生じないはずである。農民層の両極分解が困難になったために農業問題が発生したのである。その両極分解が困難になったというのは帝国主義段階になったからである、そしてその帝国主義諸国の対立が第一次世界大戦をひきおこした。しかしその後は各主要帝国主義諸国は金本位制から離脱しつつ特定の従属国を囲い込み、そこから農産物を輸入する代わりにそこへ工業製品を輸出するという宇野のいわゆる広域経済圏を作りだし、対立を一層激化させたが、各国は工業製品の輸出に利益をみだしたことの裏面の問題として自国農業を保護せざるをえなくなった。だがそれは自国農業内の過剰人口を解消するにたるほどの保護ではありえなかった。そのことが自国農民を農民のまま貧困化させたのである。そのことは農民層の両極分解をますます困難にしたのであり、そのことが第2次世界大戦をひきおこす有力な原因のひとつになったといえるのである。農民を農民のまま貧困化させるというのはもはや資本主義にとっては厳密にいえば解決不能の問題である。資本主義の重要な原則の一部を否定することなくしては解決できない問題であった。農地改革における農業内部の地主的土地所有制の否定による自作農創設政策がそれである。

資本主義の原則の一部を否定すると高度成長

がもたらされるとは当時だれも思わなかったにちがいない。戦前の地主制のもとでは小作料収入は証券投資に向い、いわば商品の供給増をもたらししたが、戦後の自作農制のもとでは自作地代地代部分はもちろん農業生産投資にも向ったが、大部分は生活用品の追加購入に向った。農民の貧困もある程度改善されたわけで、それらは有効需要を増大させ、そのことも大型高度成長をもたらしただけの一因であろう。たんなる古典的帝国主義段階とは異なる局面に資本主義は入ったと考えられるのである。農地改革はたんに資本の譲歩によるものではなくて、意図せざる結果として高度成長を招く一因となったのである。

(2) 小農維持政策の歴史的意義

大内は『日本資本主義の農業問題』（初版）を出版したその同じ1948年に「小農維持政策の社会的意義」という論文を発表している⁽¹⁸¹⁾。その冒頭でつぎのような問題を提起している。「日本の経済社会を全体としてみれば、そこに資本主義がいちじるしく発達し、帝国主義の段階にまでたつた高度の資本主義体制が、すくなくとも敗戦まで確立されていたこともまたうたがうべからざる事実である。ところで資本主義経済の発展は、いつぱんに、封建社会の解体から生じた小農経営（独立自営農民）を分解し、一方における農業ブルジョアジーと他方における農業プロレタリアートを成立せしめ、農業にも資本家的経営を発達せしめるのが原則である」⁽¹⁸²⁾ といい、「ところが日本農業においては、全般的な資本主義の高度の発達にもかゝらず、……農民の階層分化と資本家的農業経営の発展とはほとんどみられないといつていゝ。

(181) 「小農維持政策の社会的意義」、『世界文化』、3の2、1948、所載。のち大内力『日本農業の論理』、日本評論社、1949、所収、第四章。

(182) 前掲、『日本農業の論理』、106ページ。

……日本の農家の九九%までは小農ないし過小農であつて、多少とも雇用労力を恒常的に使用する経営は、ほとんどネグリジブルないみしかもつていない」⁽¹⁸³⁾ といったのち「しかし日本農業において、右にみたように小農経営が圧倒的であるのは、たんに日本農業においては資本主義がまだじゅうぶんに発達していないためなのであろうか。そしてもしこんごも日本の資本主義が発達してゆくとして、農村がますます資本主義のなかにまきこまれてゆけば、おそかれはやかれ日本の農業じたいもまた資本主義化するものなのであろうか。言葉をかえていえば、日本の小農経営というものは、封建制度下の農奴による経営と資本家的経営との中間項ないしは過渡的形態であつて、それはいずれは資本家的経営に発展してゆく展望をもつものなのであろうか。これが問題である」⁽¹⁸⁴⁾ といって、このあと講座派理論の批判を展開するのであるが、ここではそれは問題ではない。

ここで問題にするのは大内自身が立てた設問にたいする自身の解答である。すなわち当時すでに「帝国主義の段階」にまで達していた日本で、農業ブルジョアジーが成立しなかったのはなぜか、という問題にたいして、大内はつぎの3点をあげている。第一に、日本は急速に資本主義を成立させなければならなかったのに、「その初期において広汎にマニファクチュアを展開することが不可能」であつたこと、第二に、「資本主義の展開は自生的にはおこなわれず、むしろできあがつた経営形態なり生産技術なりを輸入するという形でおこなわれる。したがつてそこでははじめから比較的有機的構成の高い資本による生産が支配的になる」。第三に、「そ

こでは、資本の集積より集中の傾向が強くあらわれる」。以上の結果、「資本の蓄積を絶対的におくらせるし、またとくに可変資本の蓄積をいちじるしく緩慢なものにしないではおかないのである。そしてその結果、徳川時代から農村に堆積していた過剰人口は、資本主義の内部にじゅうぶんなエムプロイメントをみいだすことができず、たえず農村に堆積されることになった」⁽¹⁸⁵⁾。そしてこうした過剰人口の堆積のもとでは、第一に、外部にエムプロイメントをみいだせない農民の競争によって、「小作料は最高の率にまでせりあげられることになり、……そして多少とも資本の蓄積ができれば、それはたゞその農民も寄生地主化することにしか役だたなかつた」のであり、第二に、農民の競争によって、農業生産においては「平均利潤や地代はむろんのこと、労賃部分さえ全部は実現できないほどのところまで低下する」⁽¹⁸⁶⁾。このことは一面では「日本のような後進資本主義にあつては、資本主義の発展が農業のぎせいと負担とにおいておこなわれなければならないために、資本主義による農民の搾取はいよいよ苛酷になり、したがつて農民の没落はいよいよ急速かつ深刻にならざるをえない」⁽¹⁸⁷⁾ ことになるが、他面では「農民がこのように半プロレタリア的な状態におかれているということは、とうぜんにまた日本の資本主義じたいに反作用をおよぼさずにはいない」のであり、そのことは「なによりもまず資本はこのような農村の過剰人口を利用することによつて豊富にして低廉な労働力を確保することができる」ということを意味するのである。「すなわちこのばあいには資本は、労働力の再生産をもつばら農業の負担にするこ

(183) 同、107 ページ。

(184) 同、109 ページ。

(185) 以上、同、133～134 ページ。

(186) 同、136～137 ページ。

とによつて、価値よりもはるかに低い価格でもつて労働力を購入することができる」⁽¹⁸⁸⁾ わけである。

大内はこうして農村のチープ・レイバーの利用によって日本資本主義は二つの特殊性格をもつにいたっているという。ひとつは「もつぱらかゝる低賃金によつて剰余価値を獲得してきたために、産業の技術的發展と合理化が逆に阻止されて、国際的水準からいえばはるかにおくれた技術段階にとゞまらざるをえなかった」ということであり、もうひとつは「このような低賃銀と農民の低生活水準とによつて国内市場がきよくたんに狭隘なものになった結果、比較的早くから日本の資本は海外市場に進出せざるをえなかった」⁽¹⁸⁹⁾ ということである。さらにしかし、こういう経済的な面だけでなく、政治的な面からも小農を維持する必要があった。「政治的にみれば、このようなきよくたんな労働力の搾取を可能にするためには、資本はプロレタリアートの反抗にたいする前砦をぜひ必要とす

るであろうが、そのためには、たとえいかに没落してもその『身にしみこんだ所有欲』（エンゲルスの言葉——犬塚）のゆえに『社会主義に危険な敵をみる』ところの小ブルジョア的な小農民こそは、もつとも利用価値のある社会層である」⁽¹⁹⁰⁾ といって、こう結論としていうのである。「このようにして、経済的にいつても政治的にいつても、日本資本主義は、小農を小農として維持し、再生産しなければならない、という『内的要求』をもっているものであり、小農が小農以外のものに転化することをいかにしても拒否しなければならない、という必然性が資本主義じたいのなかにふくまれているのである」⁽¹⁹¹⁾ といい、さらに「もし小農が余すところなく資本による収奪にさらされて、決定的に没落してしまうならば、右にみたような日本資本主義の基礎はくずれさつてしまうであろう。いな、そのように経済的に日本の資本主義が成立しえなくなるまえに、農民の反抗が強化されて、政治的に資本主義の存立がおびやかされるに

(187) 同、139 ページ。なおここで「搾取」というのは「収奪」概念の誤用ではないと思われる。「搾取」とは賃銀労働者が労働力を売るという商品経済的行為によってその社会的に決定される対価をうけとる結果として剰余価値が資本の所有に帰することをいうのであって、「収奪」されるとは「独立」小生産者が互いの競争によってその生産物の販売価格を低くすることによる所得の減少をいう。「搾取」は労働力商品の販売によって生ずるのにたいして、「収奪」は小生産者がその生産物の販売によって生ずるものである。前者では需給均衡がなりたちうるが、後者では供給の弾力性が低いために、価格はもつぱら需要の大きさによってきまる傾向があつて、価格の騰落が激しくなる。小生産者としての農民の労働力は商品労働力の需要にたいして過大なので、その生産物の価格が収奪されるわけである。そのばあい農民の労働力が商品に擬制化されてその価格が商品労働力の価格より低くなりうるのであって、社会的労賃水準を基準にしつつも現実の具体的諸条件によってきまる性質をもっている。

(188) 同、140 ページ。

(189) 同、141 ページ。

(190) 同、142 ページ。

(191) 同、同ページ。なおここで「小農が小農以外のものに転化することをいかにしても拒否しなければならない、という必然性が資本主義じたいのなかにふくまれているのである」というのは、揚げ足とりでいうのではないが、おかしくはないだろうか。そういう必然性が資本主義経済自体にふくまれているのであれば、別に政策として推進する必要はないのではないだろうか。それとも日本資本主義は資本主義ではないということなのであるか。この点こそ私が問題にしたいところであつて、のちにのべたい。小農が賃銀労働者に転化すること自体は経済的には資本にとつても困ることではない。むしろその道が閉ざされ、農民が階級的転化をすることなく、絶対的に貧困化することこそが資本にとって困ることなのである。すくなくとも農民維持政策の必然性は農民のプロレタリアへの転化が可能であればそこからはでてこないであろう。

たるであろう」⁽¹⁹²⁾ というのである。

ここで問題なのは「小農が余すところなく資本による収奪にさらされて、決定的に没落してしまう」とはどういうことを意味するのであろうか、ということである。小農が没落してしまうとは通常賃銀労働者になることであろう。もちろん低賃銀労働者になると考えてもいい。そのかぎりでは農産物にたいする需要は増大するので、農産物価格が上昇して少数になった農家にとっては歓迎すべきことであろう。事実、発展期のイギリスでは三大階級に純化する傾向にあって、資本主義としてはなんら困ることではなかった。問題はむしろ小農層が「決定的に没落して」しまわないで、いわば絶対的に貧困化するという、出口なしという状況になることにあるのではないだろうか。だが、大内にあっては資本主義である以上、その法則の展開によって農民はいずれは没落して賃労働者になるということがはじめから前提されている。だが、それは資本主義の歴史的展開のあり方によるのではないだろうか。大内が徹底的に構造分析にこだわっているのはつぎのような考えがあるからであろう。資本主義においては農業が農民によって担われていても、農民は遅かれ早かれ分解して農民の大部分は没落して賃銀労働者に転化してゆくものなのであるが、日本ではその過程が遅々としている、そこに日本資本主義の特殊な構造がある。だからその構造分析が重要なのだ、という考えである。この点はもう少しあとで問題にしよう。

ここではもう少し大内の主張をみておこう。大内によれば日本の農民の大部分はいずれはプロレタリアに転化してゆく運命にあるのであるが、これをいわば途中でとめて農民として維持し、プロレタリアにたいする前啓たらしめるの

が小農維持政策の任務であった。その主張の二年後にでた『日本農業の財政学』の第一章第三節の「小農維持政策の意義」でそのことはより詳しく論じられている。そこでは論旨が明確になっているが、逆に難点も明確になっている。正確を期すために要になっているところを少し長くなるが引用する。「日本資本主義は農業にたいして、まったく矛盾した二つの要求をもっている。すなわちそれは、一方ではますます農業および農民を資本主義経済のなかにまきこんでゆき、それを原料や食糧の仕入れもととして、生産物の販売市場として、また労働力のプールとして利用しつくさなければならない。そしてこれらをつうずる農民の搾取によってのみ日本資本主義は成立し、成長することができたのである。しかし、このように農村を資本主義のなかにまきこみ、それを搾取すればするほど、農民は没落し、農民層の分解がすすまざるをえない。だが、他方では、日本資本主義は、経済的にも政治的にも、かかる農民層の分解をあたうにかぎり阻止し、小農を小農として維持しておかなければならない、という要求をもっている。けだし、かかる小農層を利用し、搾取することが日本資本主義の存立条件であるとともに、小農をプロレタリアートにたいする前啓たらしめることが、ブルジョアジーの支配を安泰にする絶対的条件だからである。かくて一方では資本主義のいわば盲目的な必然の法則によつて農民層は分解せしめられようとし、他方では資本主義の自己保存の努力によつて小農は維持されようとする。そしてかかる二つの相反する方向へ動く力の矛盾と統一のうえに、小農層の運命がかけられている、ということになる。小農維持政策というものは、ひつきようこのような矛盾の集中的表現にほかならないのである」⁽¹⁹³⁾ と

(192) 同、143 ページ。

(193) 前掲、『日本農業の財政学』、1950、東京大学出版会、88～89 ページ。

まとめている。ついで政策の具体例をあげる。第一は農業生産力を増大するための新しい技術の開発や資本の調達是国家の任務となること、第二は小農を保護し、分解を可能なかぎり阻止するための農産物価格政策の展開であり、第三は不生産的死重を軽くするための政策、具体的には租税負担の軽減、負債整理問題の解決であり、最後は小作関係の調整、自作農創設政策である。そして最後に結論としてこういうのである。「カウツキーもいうように、小農階級の経済生活をおびやかしているものはほかならぬ資本主義の経済発展じたいなのであるから、小農維持ということは、けつきよくかかる経済の発展に抵抗しようとするところみである、という事実であろう。それゆえ、小農維持政策は、あるていどその目的を達するにしても、けつきよくは経済法則を排除して小農の没落を決定的に阻止することは不可能であり、かならず破綻をそのうちに蔵しているわけである」⁽¹⁹⁴⁾。

この大内の小農維持政策論の根本的難点はずでに最初にかかげた要の部分にある。大内の主張は簡単にいえば、「資本主義のいわば盲目的な必然の法則によつて農民層は分解せしめられ」るのであるから、その法則に反して「小農の没落を決定的に阻止することは不可能」なのだということにつくる。「資本主義のいわば盲目的な必然の法則によつて農民層は分解せしめられ」というのは法則ではない。法則とは純粹資本主義社会を対象とする原理論における価値法則と利潤率平均化法則と人口法則の三大法則だけである。純粹資本主義という世界を前提とする法則であって、そこではすべて資本家的商品経済的要因のみによって行動する階級、すなわち産業資本としての資本家、賃銀労働者、および土地所有者の三者しかいない世界であって、そこでは資本主義社会が発生し形成される

歴史過程そのものはすでに消えている。それゆえ純粹資本主義社会では三大法則はいつでも存在する。ところが農民層が両極分解するかどうかという現象には原理論世界には存在しない封建権力や独占体権力や農民をふくむ小生産者や商人資本や金貸資本や中間的諸階層といった非純商品経済的諸要因、非資本家的商品経済的諸要因、国家権力や政治・法律等の諸上部諸構造も各種生産諸力等の存在を、さらに国際関係をも前提にして展開されるものであって、それは法則性をもっているが、原理論という法則とは次元の異なるものである。歴史的具体的法則性であって、原理論における法則と同一視はできない。したがって、資本主義の形成、確立、爛熟の全歴史過程をつうじて農民層は両極分解するとは必ずしもいえないのである。およそ資本主義の形成、発展期までは両極分解する傾向はあるが、その程度や形は国により時代によって必ずしも同じではないし、ましてや爛熟期の帝国主義段階になると、両極分解はむしろ一般的には阻害されるようになる。歴史過程にも法則的なものはあるといっていであらうが、原理論の法則とはその法則の性質をことにしていることは間違いない。したがって資本主義の歴史過程においてはつねに農民層は必ず両極分解するとは必ずしもいえないのである。その意味では小農維持政策が資本主義の法則に反するので、結局は失敗するとはいえない。しかし、だからといって小農維持政策が、大内の主張するように日本の資本の、政治的はともかくとしてたんなる経済的要求といえるかどうかは別問題である。

小農維持政策は本来、帝国主義段階になってから出現する政策である。自由主義段階までは、いずれの資本主義国においても、明確、不明確はあるにせよ農民層は両極に分解する傾向

(194) 同、97 ページ。

をみせる。帝国主義段階にはいると資本家的農業経営が解体するようになり、農民の農外賃労働者化が鈍化するようになり、中間層農民が絶対的にも増加してくる。これが中農標準化傾向と呼ばれている現象である。相対的過剰人口は景気動向いかんによって発生するが、新たに構造的、あるいは潜在的過剰人口が発生してくるようになる。農民の賃労働者化も鈍化し、賃労働兼業農家が増大する。同時に都市には資本家的業務を担当する新中間層としての勤労者が発生する。もはや旧中間層が一方的に両極分解するということにはならなくなる。それとともに階級関係も不明確になってくる。資本主義が形態的にはくずれたかたちになってくるのである。資本主義の基軸はこれまでの産業資本にかわって、金融資本になったのである。政策も基本的にはその金融資本によって規定されるようになったといっているであろう。

小農保護政策もその金融資本の利害を基軸にして展開されることになる。ということは小農維持政策がたんに小農を維持することを目的として展開されたわけではないことを意味しているのである。たんに労働者階級にたいする前着をつくるために立案され、実現されたわけではないであろうということである。金融資本のより大きな利益追求のための方策として小農維持政策、または小農保護政策を展開したとみるべきだと思われる。小農を小農のまま収奪することに利益をみいだすことになったのである。そ

れは第一次世界大戦後から展開される朝鮮・台湾の植民地米の自由移入の問題に現れる。

シャムやビルマといった外国産の米の輸入には、1911年以来国内米価が高騰しているときは関税をかけていないが、国内米価が低落しているときは米100斤（600グラム）当たり1円の定率関税がかけられて、国内米生産を保護しているが⁽¹⁹⁵⁾、朝鮮、台湾の植民地米の移入にはいっさい関税がかけられていないという事実をどうみるかという問題である。質が日本米とくらべてさして劣らない朝鮮米にたいしても無関税である⁽¹⁹⁶⁾。「朝鮮においては、第一次大戦中から一九一八年の米騒動にかけて、『内地』の食糧不足が強く感じられたので、大々的な産米の改良および増産政策がおこなわれた。一九二〇年にはじまる朝鮮産米増殖計画がこれ」⁽¹⁹⁷⁾である。「台湾においても当初から産米の改良に努力が払われてきたが、一九二二年に蓬莱米の栽培試験に成功したので、以後これの普及につとめた。その結果朝鮮・台湾ともに米の生産が急速に増加し、それにおうじて『内地』にたいする移出量も急激に増加した」⁽¹⁹⁸⁾。こうした「外地」米が大量に移入されはじめたのは昭和のはじめのころからで日本は世界恐慌にまきこまれていた時代だった。こういうときに安価な「外地」米が自由に移入されることにたいして「問題が殖民地政策と関連するだけにそうかんたんにはゆかなかつた」⁽¹⁹⁹⁾と大内も明確な解答をだしていない。「『外地』米の移入統制とい

(195) 大内、前掲、『日本農業の財政学』、170～171ページ。

(196) 朝鮮標準中米の東京、正米市場価格は日本米の深川標準中米価格より、1915年～1929年平均で、一割がたやすい。河合和男『朝鮮における産米増殖計画』、1986、未来社、137ページの表3-12により計算の結果。なお朝鮮における米生産の年成長率は1920～25年で1.0%、1930～35年で4.3%、であってかなり上昇しているが、台湾においては同期間で4.2%、4.1%で停滞的である（溝口敏行・梅村又次編『旧日本植民地経済統計』、1988、東洋経済新報社、山田三郎稿、37ページ、表4-4による。数字の信憑性はあまり高くないようであるが、およそこいえよう）。

(197) 大内、前掲書、179ページ。

(198) 同、同ページ。

う議論もないではなかつたが、つねに植民地側の強硬な反対にあつて、政府はこれをなしえなかつたのである。かくてさしあたつては『外地』米にたいしては直接の制限をくわえず、……『内地』の米価維持政策の一環としてこれにたいする対策をとることになつた」⁽²⁰⁰⁾ といつて、大内は以後事実の経過をのべるにとどまっている。

「『外地』米の移入統制」という「内地」側の見解に強硬な反対を表明したのは朝鮮、台湾の各「総督府」であつた。その長官は日本の軍部が掌握している。かれらはいったいいかなる理由で反対したのか。それはおそらく日本の金融資本の意向に結果的にそつて反対したのではないかと考えられる。かれらは植民地の地主や農民の意向にそつて安価な「外地」米を「内地」に移出することによって植民地統治をスムーズに展開しうだけでなく、それでえた貨幣をもって日本金融資本の工業製品を移入しうることが日本の利益になると考えたのではないかと思われる。いいかえれば「外地」を農業国とし、「内地」を工業国とする関係を構築することによって広域経済圏を構築しようとしたのではないだろうか⁽²⁰¹⁾。安価な植民地米の「内地」への流入は「内地」小農の利益に反するが、その流入の反面をなす工業製品輸出増による景気の回復効果が実現できれば「内地」小農にとつても

利益になるわけである。植民地米の移入増進策は日本金融資本の景気対策だったのであり、日本資本主義が抱える農業問題対策でもあつたといつていいであろう。小農維持政策の現実の役割は、古典的帝国主義段階といわゆる国家独占資本主義の時代とでは異なるものとしなければならない。この安価な植民地米の「内地」への移入にたいする対応策が自作農創設事業と農業生産力政策だつたと考えられるのである。

(3) 農業生産力と生産関係の変革

大内力に 1948 年発表の「日本における農業生産力論の展開」という論文がある⁽²⁰²⁾。そこでは日本の農業生産力の拡充、近代化をはばむものはほかならぬ過小農制そのものであり、それを維持するものが日本資本主義そのものであるから、いかんともしがたい、という認識がしめされている。その結論にいたる道筋はおよそこうである。農業生産力の問題が学界にあらわれたのは日華事変当初の 1938～39 年前後であるが、農民のプロレタリア化は戦争中にいちじるしくすすみ、農業人口の流出、農業の粗放化、農業所得の低位性、農業生産力の増進が現れた。その生産力のなかでも労働生産力の増進が求められた。そのためには「過小農的生産関係が破碎されて、より大きな生産力に対応した新しい

(199) 同、181 ページ。

(200) 同、182 ページ。

(201) 河合和男は前掲書でこういつている。「朝鮮総督府は『産米増殖計画』による増産の約半分を朝鮮内での消費にあてて食糧需要増大、土地騰貴に対処することによって植民地支配体制の動揺を沈静化し、また残りを移出することによって日本の食糧・米価問題の解決に役立てると同時に、これまで植民地支配の社会的支柱として位置づけられ、さらに今や日本米穀市場の存在という有利な条件のもとで産米を集中し、米を移出することに利害をもつに至つた朝鮮の地主層に日本帝国主義と共通の経済的利害をもたせることによって、またそれを通じてますます朝鮮と日本との経済関係を緊密化、あるいは朝鮮の日本に対する依存度を増大させることによって、日本帝国主義の朝鮮植民地支配体制の維持をはかろうとしたのである」（河合、前掲書、43～44 ページ）。という文章は大いに示唆的である。しかしこれは日本金融資本の政策なのである。

(202) 大谷省三・大内力編『農業生産力論考』、1948、地球出版、所収。のち大内力『日本農業の論理』、1948、日本評論社、に所収。

生産関係が作りだされなければならない」⁽²⁰³⁾が、そうした議論のなかで近藤康男の見解は注目に値する。近藤は「農業生産力の問題を考えるにさいして、土地所有がもつ作用の重要性を強く主張されている。そして日本農業の生産関係を土地制度の基盤のうえにたつものとして把握され、この基盤の変革こそが農業近代化の基礎要因であるとされる。そのかぎりでは、今までの諸説に欠如していた生産関係の把握がともかくもこゝろみられているのであり、問題は一步解決に近づいているといつていゝであろう」⁽²⁰⁴⁾と評価している。ただ近藤のばあい「土地制度がア・プリオリなものとして基柢におかれ、農業の全構造がこゝから説明されている。それゆえこの土地制度そのものは、政治によって、いわば経済の外から変革されるもののよう」に思われる。だが、かゝる理解のしかたは、あまりにも農業の内部に視野が跼蹐しているのではないであろうか。われわれが日本の資本主義全体との関連において問題をみるならば、日本農業の生産関係は過小農制度として理解されるべきであり、それを規制するものは、むしろ農業外の日本の資本主義社会であると考えられる。土地所有はこのような資本主義社会を基礎とし、それに規定されつゝ存在しているにすぎない」⁽²⁰⁵⁾といつて、近藤説を批判する。そして農業生産力の問題はまだ十分に解明されていないとして、「われわれのみるところでは、日本農

業の生産構造を日本資本主義全体の生産構造の一環として、この両者の構造的連関を分析するという態度が不じゅうぶんであることにその理由があるようである」⁽²⁰⁶⁾という。

そして最後に太平洋戦争中に発表した鈴木鴻一郎説にたどりついて、これを支持するのである。鈴木によれば、通説は、農産物の価値のうちまず地代が控除され残部が労賃＝農業所得になるという考えだが、これは逆立ちした理論であつて、「リカアドウの理論によれば、剰余価値が下落または騰貴するから労働賃銀が騰貴または下落するのではなくて、逆に労働賃銀が騰貴または下落するから剰余価値が下落または騰貴するのであつた。吾々はこの理論から、日本の農村において小作料が高いから農民の労働賃銀が低いのではなくて、逆に農業労働賃銀が低いから小作料が高いのであるといふ多数の論者とは異なつた結論を引出すことはできないであらうか。我国においては小作料は全剰余価値を代表してゐるのみならず、更に賃銀部分にも喰ひ込んでゐると云はれてゐるが、それがかくも大であるのは農業労働賃銀が通例の賃銀水準以下に押し締められてゐる結果ではないであらうか」⁽²⁰⁷⁾という鈴木説を引用したのち、「よりくわしくいえば後進資本主義国として発足したわが国は、農村が完全に解体しないまゝに近代的機械工業を輸入した。その結果として、(一)農村から吸収される労働力は主として女子であり

(203) 前掲、『日本農業の論理』、15 ページ。

(204) 前掲書、34 ページ。

(205) 同、41 ページ。ただ、この引用文中の「土地所有はこのような資本主義社会を基礎とし、それに規定されつゝ存在しているにすぎない」というのは問題がのこる。この土地所有というのはむしろ近代的土地所有のことであろうが、それは資本主義によって一定の規定を受けているのではあるが、直接資本主義的経済がつくりだしたものではない。経済外的強力による土地と直接生産者との分離によってつくられたものをのちに資本主義が自己に適応させたものである。資本主義的商品経済は自立的に発生しうるものではないのである。

(206) 同、42 ページ。

(207) 同、43 ページ。鈴木のものとの論文は「増産と農地制度——本邦農地所有形態に関する一試論——」、『社会政策時報』、1942 年 3 月号、鈴木鴻一郎『日本農業と農業理論』、1951、御茶の水書房、所収、136～137 ページ。

低賃銀を支払われるものであつたが、しかもこれらが過小農制の維持に役立つたこと、(二) 国内市場が狭くかつ国外市場も先進国の支配下にあつたから、工業の労働力吸収能力が小さく、したがつて農民は土地から離れる機会がすくなかつたこと、(三) 逆に、低賃銀こそがわが国の工業の海外進出の武器となり、したがつて過小農制が資本により維持されたこと、等の現象を生じた」⁽²⁰⁸⁾ と大内は解説する。ついで鈴木木の結論として「土地所有が近代化してをり、従つて地主が農業生産から遊離し農耕を専ら資本の支配下にある近代化された零細経営によつて営まれてゐるとするならば、過少農制の必然的帰結たる農業低賃銀に照応する農業労働の低度の生産性は最早救済すべくもなく、増産は必然に謂ゆる土地生産力に、すなはち単位面積当りの生産数量の増大に、依拠されねばならないのである」⁽²⁰⁹⁾ ことを紹介し、ついで「この鈴木教授の立論のきわめてすぐれている点は、農業生産力の問題をたんに農業内部の問題とみないで、資本主義社会の全体的な関連において、すなわちいわば社会の総過程のうちにおいて把握している点である」⁽²¹⁰⁾ と評価する。そしてわれわれが一番はじめに紹介したように、日本の農業生産力の拡充をはばむものは過小農制であり、その過小農制を維持するものが日本資本主義にほかならないという結論をひきだすのである。そしてあらためてこういうである。「けれども八・一五以来、問題はさらに展開した。日本の資本主義社会はそのみじめな敗戦の結果として、いやでもおうでも変貌をとげなければならない立場におかれている。いまその変動は急速にすゝみつゝあるけれども、それがどのよう

に展開してゆくかは未来の問題である。たゞわれわれはこう断定していゝであらう。明治維新以来こんにちまで日本のブルジョアジーはつねに封建的残存物をそのうちに温存しこれを利用することによつて発展してきた、それゆえにまた日本のブルジョアジーにはもはやこのような封建的なものを除去しようとする意思もないし、能力もない、ということがこれである。たとえば農地改革にしても相変わらず自作農創設という小農維持の線にそつてすゝもうとするブルジョア政府の退歩的政策は、彼等がまたもや旧来のようなゆがめられた資本主義社会を再生産しようと企図としていることを端的に物語っている」⁽²¹¹⁾ と。

最後に大内がいつているように、「農地改革にしても、相変わらず自作農創設という小農維持政策の線にそつてすゝもうとするブルジョア政府の退歩的政策は、彼等がまたもや旧来のようなゆがめられた資本主義社会を再生産しようと企図していることを端的に物語っている」のであるが、資本主義社会はいずれの資本主義諸国においても、小農民や小生産者、あるいは一般に生産力といった非資本家的商品経済部分をかかえこんでいて、そのために不可逆的な歴史過程を展開するわけである。それでも資本主義の生成・発展期まではそれらの非資本家的商品経済部分の大部分は資本家的商品経済的性格のものに転化させられ、あるいはそれに適合的なものにさせられて、ゆくのであるが、爛熟期になると、まずこれまで資本家的商品経済に適合的であつた工業生産力が特殊に発展して非適合的なものになるとともに、資本主義全体が不純なものに転化するようになる。そうかといつて

(208) 大内、前掲書、44 ページ。

(209) 大内、前掲書、45 ページ。鈴木、前掲『日本農業と農業理論』では、150 ページ。

(210) 大内、前掲書、46 ページ。

(211) 同 47 ページ。

ただちに没落するわけではない。経済過程だけからいえば没落の必然性はないともいえる。資本主義の純化はひとつに収斂する傾向をもつが、不純化はさまざまに不純化するわけである。資本の活動範囲も世界化する。ただそのなかにあって、ただひとつ資本主義に不得手な部門がある。農業である。帝国主義段階以後、農業は世界的な問題になってくるのである。この点について宇野はひとつの示唆を与えている、

それは現実におこなわれた第二次農地改革の直前に書かれたと思われる未定稿「農地制度改革は何故おこなわれるか」という4ページにも満たない短文である⁽²¹²⁾。まず最初に、農地制度の改革が「農地の無償没収によるにしろ、有償買上によるにしろ、また政府から与えられたものにしろ、新政権から要求せられたものにしろ」ヨーロッパ諸国の敗戦乃至戦乱諸国に共通に」みられたのであり、「またそれはこれら諸国の再建の根本的課題の一つをなしているのである」といったのち「敗戦諸国の再起の途は、いうまでもなく恒久的な平和国家として徹底的な民主主義乃至社会主義的再建以外にはないのであるが、そのためには先ず第一にいわゆる枢軸諸国に共通な軍国主義の基礎をなすものを解体しなければならない。経済的にはここに二つの点が問題になる。即ち軍需工業と結んで急速に発達した資本主義をいかにして再編成するかというのが一つ。第二はかかる発達の基盤をなした農村の、特に遅れた農地制度の改革をなすことである。これは勿論政治的に民主主義の確立を保証するものとして要請せられるところであって、今次世界大戦の帰結の重要な特質をなすものである」と前置きして、「前世界大戦後の世界経済の最も根本的な問題は、いずれの国においても失業と農業危機の解決にあった。この

二つの問題はしかし決して離ればなれに起きたものではない。いうまでもなく世界経済はもはやいわゆる農業国と工業国との国際分業関係を以ては片付け得なかった。農業国は農産物の、工業国は工業品の販路に極めて重大な困難を生じ、資本の対外貸付による打開も三十年代以後は殆んど不可能となって来た。各国ともにこれを国家的に積極的に解決せざるを得なくなった。失業は失業保険その他の社会政策によっては賄い切れないほどに大量的な現象となり、農産物の国際市場ももはや私的の競争に放置し得ないほどに危機的となって来た。この二つの大問題は勿論その国々の産業構成の如何によって重点を異にするが、いずれの国においても相関連した解決が要請せられた。而も三十年代始めの金本位制からの離脱は、その解決を著しく国家主義的に行わしめる最も重要な条件を与えたのである。/日、独、伊の旧枢軸諸国も勿論その間に各々産業構成上の相違があって、これも一概に論ずることは出来ないが、しかしこれらの諸国においては、この問題の解決に当たってだいたい共通した方法が採用されたことは、注目しなければならない。いわゆる統制経済にしても、広域経済にしても、いずれも専制官僚的形態として展開せられたのである。特に労働運動がいわゆる新秩序の名の下に殆んど完全に抹殺されたのであった。何故に然るかについては、なお種々究明すべき点も多いであろうが、それはともかく農業においていわゆる封建的性格を有する諸関係が残存していたという事実は、極めて重要な原因の一つとなすことが出来る。いわゆる広域経済の主張においても、指導国と成員国との関係は極めて不明確であって、事実上は成員国の後れた社会関係を基礎にした専制的支配関係が企図せられていたのである」という。

(212) 『宇野弘蔵著作集』別巻（「学問と人と本」）、1974、岩波書店、所収。以下の宇野からの引用文はこの書の423～426ページからのもので、いちいちページ数をあげなかった。

広域経済の指導国としての日本が成員国の朝鮮、台湾にたいして専制官僚としての総督府が専制的支配関係のもとに植民地米を日本に移出せしめたというさきにみた事実は国家独占資本主義的政策の先取りとしての歴史的意義を有するものであったことを、この宇野の文章が物語っているといえよう。工業国と農業国との関係が帝国主義的支配・被支配関係をもっておこなわれたことはもはや通用しないが、農業国と工業国との自由貿易が前者には工業の、後者には農業の、それぞれの発展をもたらすのであって、ヨーロッパでは19世紀初頭からおこなわれたのにたいして、アジアでは20世紀にはいつて、しかも支配・被支配関係をもっておこなわれたところに、東アジア特有の後進性なり歪みなりがあったといえる。だがいまや工業国と農業国との貿易関係は自由貿易をもってしては済まされない問題になっている、もちろん暴力をもってはなおさら済まされない段階にきている。国家間の民主主義的關係をもって組織的に解決を図るしかない、ということをこの宇野の短文は意味しているのであろうか。

このあと宇野は農地改革についてのべている。「戦後、農地制度の改革が行われつつある諸国が、上述の如き世界情勢を基盤にして生じた民主主義諸国と非民主主義諸国との対立において、概ね後者に属したということは、決して偶然ではない。したがってまたそれは単純に敗戦という事実によってのみ強制せられたものでもない。寧ろ戦争の形態、或いは戦争そのものに対する一種の世界史的批判とでも言うべきものをふくんでいる。封建的な支配・服従関係が資本主義的に利用せられるとき、当然そこには封建社会に予想せられないような極端に非人間的方法と組織とが現出する。いわゆる総力戦の内にあっては人間もまた物的資源と並んで人的資源と看做され、現実にもたかかるとして扱われることとなる」。ここで一言注記しておきた

いことがある。「封建的な支配・服従関係が資本主義的に利用せられるとき、当然そこには封建社会に予想せられないような極端に非人間的方法と組織とが現出する」というところであるが、「封建的な支配・服従関係」とここで宇野がいつているのは有限な土地面積にたいして土地の借手が多いという、土地の供給にたいして借手需要が過多であるという経済的需給関係が土地所有者とどこにも逃げ場のない小生産者との間でおこると借り手側の弱みが発生し、それが限りなく「封建的な支配・服従関係」に接近するということなのである。小生産者という純粹資本主義では存在しえないものが多数存在すると、時と場合によって、こういうことがおこるのである。そのことの本質は封建制度の残存という問題ではなくて、資本主義自体の現実の問題なのである。そのことは資本主義の原理論と現実に存在する資本主義とのいわば必然的なちがいの問題なのである。現実の資本主義においてはなまじ資本主義的合理性をもっているだけに時と場合とによって「封建社会に予想せられないような極端に非人間的方法と組織とが現出する」のは第二次世界大戦がしめしていたのである。現実の資本主義はいい意味でもわるい意味でも資本主義的合理性を貫こうとする。人的資源といったモノとしての合理性である。

「農地制度の改革は、したがって単純に改革の行われる諸国の国内的問題に留まるものではない。実は世界史的意義を有する重要問題の一つであって、この改革の行われる諸国の管理を行う国々は勿論、これと関係ある世界各国にとっても忽せに出来ないものである。我が国の農地制度改革が、昨年末の議論を通過した『改正農地調整法』によって一応出発しながら、その後対日理事会においてもしばしば論議せられ、最近また新たな再改正を必要とするに至ったという事情も、かくの如く考えて始めて理解することが出来るであろう。現在日本と同

様にこれらの諸国における改革は、その点では外観は外部から与えられたもののようにも見えるであろう。しかし実際はすでに国内的にもしばしば問題となっていたし、前大戦後の革命的情勢によって改革が企てられたこともあったのであって、それがまた我が国でも見られるように特殊の方向に、その解決が求められつつあったのに過ぎない。敗戦によって要請せられて来たために、或いはその真の意義が見失われているのではないとも考えられるのである。勿論、戦勝国としての連合軍にとっては、これらの諸国の国内問題としての農地改革そのものには直接の利害関係があるわけではない。……かかる改革を必要とする農地制度が、それ等の国々の政治機構に及ぼす影響力の点に問題がある。言い換えればそれは世界史的関連において問題となっているのである」という。ここで宇野が主張していることは戦勝国としての連合軍は日本国内の農地改革そのものには利害関係があるわけではないが、農民の貧困の解決方法として、あるいはそれを根拠として東アジアを自己の勢力下におこうとした野望の粉碎を問題にしているというのである。ナチス・ドイツが東欧諸国を自己の勢力下におこうとしたのと同様に枢軸側の侵略行為の非難が連合国側の主張というのである。そこに日本、ドイツの戦後改革の世界史的意義があるというのである。

「したがってこの問題も単純に国内問題として考えることは、真にその解決を求める所以とは言えないであろう。寧ろかかる世界史的意義を明確にし、その方向に解決が求められて始めて、外部から与えられた問題としてでなく、国内問題としても正しい方向を採り得ることとなるわけである」と宇野はいうのであるが、問題の中枢は多数の農民の存在をどうするかということにある。農民が減少しないことにはいつまでも零細経営であって、農業生産力の上昇は困難であり、農産物価格は騰貴せざるをえない。

農民の減少には資本家的工業の発展による農民の賃労働者への転化運動しかない。そのためには工業製品の輸出市場の拡大を必要とする。これまでの日本は外部輸出市場を武力をもってつくりだし、これを自己の支配下においたことが世界の非難を浴びたのだった。工業製品輸入国は通常農産物輸出国である。戦争を永遠に交渉手段とはしないということは、したがって工業国は一般に工業品を輸出して農産物を輸入するという以外に資本主義を展開することはできないのである。農業国もいずれは工業国に転化するであろうから、こういう関係がいつまでつづくかはわからない。しかし生産費格差は縮小しようとしても、世界的規模で縮小するのは容易なことではない。

こういうように考えてくると、宇野のつぎのような疑問がわいてくるのである。「この観点からすると例えば八千万の人口を有する我が国が、従来の外地を失った今後の経済において、その食糧をいかにして自給調達するかという方向が、果たして正しいか否かは甚だ疑問である。少なくともかかる目標を予定してかかることは、いわゆる農本主義に陥る危険を免れないであろう。勿論、今後の日本の農業或いは食糧問題をいかに解決するかを放置してよいというのではないが、世界経済に参加する型態とその実質的關係とに、全く不明確なるままで、今後の方向を決定するのは、一層無責任といわざるを得ないであろう」というのである。私はこれまで食糧自給主義を主張してきたのであるが、それはいずれの国も遅かれ早かれ資本主義が発展し、いずれは工業国に転化することを前提として考えたために、農産物供給量は減少すると予想したことにもとづいている。さきにもふれたように遠い将来はわからないが、資本主義の世界的な現実の発展過程においては、各国ごとに発展段階がずれるという現実の歴史過程を考慮すれば、いずれの国も資本主義の発生は多かれ

少なかれ農業国として展開されるのであり、農産物の輸出でえた外貨で工業化するための資金を稼ぎ出すわけである。その農産物を輸出する後進国にとっては先進国がその農産物を輸入することが前提になっているのであって、先進工業国が農産物を自給することは後進農業国にとっては自己の利益に反することなのである、先進工業国にとっても、他の有力資本主義諸国が影響力を行使しうる後進諸国を閉鎖的な自己の勢力圏にかかえこむといった事態が発生したときは食糧自給化を採用することにもなるのである。

宇野のここでの主張は、先進工業国である有力資本主義国は後進農業諸国を専制的にかかえこむというのではなく、自由貿易の原則のもとで工業国は工業品を輸出し、農業国は農産物を輸出することがたがいに利益になるという主張であると考えられる。先進資本主義国が特定の後進農業国を自己の工業品の輸出市場として自己の勢力圏にかかえこむということが大戦争をひきおこした原因ではなかったかというのが宇野のここでの主張ではないであろうか。先進国は工業製品を後進諸国に輸出し、それでえた資金の一部をもって後進諸国から農産物を輸入することによって、農民層を減少せしめ、残存した農業生産者の経営規模を拡大し、資本家的農

業経営を形成・拡大させる。後進国は農産物を先進諸国に輸出し、それでえた資金で工業諸国から生産手段をふくむ工業製品を輸入しつつ、工業生産を拡大発展させ、農民を賃銀労働者に転化せしめて、工業を資本家的生産に転化させる。こうして農業国も工業国もたがいに接近して農工両全の国に転化してくるであろう。そして以上の過程において工業国、農業国とも内外にわたって、民主主義を大原則にする。そのうえで農工両全が生産力発展度の格差を残しながらも資本主義のもとにおいても一応達成されるのではないか。そしてここまでが資本主義の最高の発展であろう。それを前提として農工間労働力移動の自由を制約していた生産力発展の格差を社会主義によって解消するということになるのではないだろうか⁽²¹³⁾。

最後に確認しておきたいことがある、宇野はつぎの文章でこの短文を結んでいる。「したがって農地制度の改革も、現在のところは他の諸問題と同様に、例えば財閥の解体、或いは労働運動の解放と同様に、従来の封建的性格の払拭という消極的改革に主眼があるものと考えなければならぬ。なお、著しく不明なる今後の方向を予定してかかることは、反ってこの主要問題を曖昧にすることともなるのである。すくなくとも爾余の方策はこの線に沿って展開せら

(213) この考えは宇野の以下の発言がヒントになっている。「生産力の増進は生活水準の上昇を許すと同時に条件とする。事実、普通教育はわれわれの知る限りでも段々と年数を長くしてきている。これはバカにならないことと思うのです。例えば、ぼくらの年配だと電気製品いじるのが非常に下手ですが、今の子供は中学校へ行くようになると、電気製品をいじるのが相当上手になっていて、ラジオなど自分で造ってみたりする。もって一般的にもそういうことが言えると思う。／先日、通信労働者らしい人から手紙がきて、『合理化というのは、先生が説かれたようなものではない』というのです。あれで人手不足を解消されるといっても『阿呆でもできる仕事をみんなやらされることになる』と書いてあった。それは手紙の区分けを番号によってやるような仕事をみているのでそういうのでしょうか、通信労働から鉄道労働へも移り、鉄道労働から建築労働にも移れるという、『なんでもつくれる』労働者の移動が、實際上可能になるような知識を一般的にするのでないと、社会主義社会の確立はできないでしょう。資本主義でもだんだんそういうものを要求しているので、中学校が義務教育になってもまだたらない程ではないか、とぼくは思う」（宇野弘蔵『経済学の効用』1972、東京大学出版会、67～68ページ）。名人芸などを見惚れていると、そこに人間にたいする差別の心が忍びよる。差別をうまないことのほうが上位にある。

れ、制約されるものでなければならない」。ここで「農地制度の改革も……従来の封建的性格の払拭という消極的改革に主眼があると考えなければならない」ということの意味は小作制度の改善であって、いわゆる自作農主義ではないはずであるといえないであろうか。最後にその点を問題にしよう。

大内力は1975年の論文「農地改革後の農業の発展」⁽²¹⁴⁾のなかで「農地改革の逆効果」という重大な問題のあったことを指摘している。それは農地改革が、大内が当初より難点をなすものとして批判していた自作農創設に重点がおかれて実施されたために、すべての農民が土地所有にこだわらざるをえない立場に追い込まれ、農民層の分解が、賃労働者化の方向には土地もち労働者化という変則的なかたちで行われたが、とくに問題は農業経営の規模拡大が原則として不可能になったという指摘である。小農が経営土地面積規模を拡大するばあい、農地を購入しては投資効率が悪いから通常借地しようとするが、農地改革の結果を固定化しようとした農地法は小作権を異常に強大なものにしたために、農民はその土地が余っていたとしてもその農地法にもとづいてその土地を貸付しようとしするのは当然である。「農家のなかには、土地をうっかり貸出すと、つぎの農地改革のときそれを失うだろうという危惧をもっているものさえあるのである」⁽²¹⁵⁾。それは私の経験からも農村でよく聞いた話である。「経営の規模拡大」というものも「請負耕作」⁽²¹⁶⁾という歪められた形で、実体も小規模散在的借地の形式的集

合体という効率の悪い経営体が多かった。大規模経営を借地によって実現することが困難であるという条件のもとでは、経営の大規模化は果樹園芸などの施設型といった集約化の方向にすすみ、土地利用型の穀作の発展は阻害され、穀物の輸入が増える、過度の集約化は過剰投資を生み、それができないばあいは兼業化を深め、固定資本投資は抑えられ、流動資本投資が偏重される、といった農業経営の歪みが深化する。「農地改革が農地の流動化を妨げるひとつの有力な原因となって、いることはたしかであろう。そのかぎりではそれは農業の展開を押し歪める条件ともなったのであって、まさにそれこそが農地改革の逆効果といわれるべきもののなのである。そしてこの逆効果は、日本経済の展開がすすむにつれ、年一年と大きなものにならざるをえなかったのである」⁽²¹⁷⁾というのが大内のこの論考の結びの文章である。1948年の処女作『日本資本主義の農業問題』以来、農地改革の評価は大筋でかわっていないのである。

なおここで重要なことは農地改革の逆効果ということが、国家独占資本主義の重要な一面を形成する歴史的意義を有するという事実である。農地改革がその逆効果によって借地による農業経営規模の正常なかたちの拡大を多かれ少なかれ阻害したことはすでに指摘したが、ある意味ではそれ以上に重要なことは小農が機械化を導入して農業生産力のある程度上昇させたのにもかかわらず、上昇する生活費を充たしえず、賃労働兼業化をすすめ、さらには個別労働力ごとに脱農し、所有地を貸付に出し農外賃労働者

(214) 「農地改革後の農業の発展」, 東京大学社会科学研究所編『戦後改革』, 6, 『農地改革』, 1975, 東京大学出版会, 所収。

(215) 前掲論文, 415ページ。

(216) 請負耕作とは土地所有者が土地を貸付けるのではなく、農産物(主に米)の生産を請負わす、ということであるが、事実上は貸付であって、貸付という形式をとらないで農地法の規制にかからないようにすることである。

「請負う」ほうは多くのばあい数人の農民による集団借地経営体である。

(217) 同, 416ページ。

化を展開したという事実である。問題はその農外賃労働者化がかつてのようにプッシュされておこなわれたというよりも、農業外の労働力需要の拡大に引っ張られておこなわれたという事実である。農民はかつてのように小作貧農ではなくなっていた。農地改革によって、自作地代分だけでも生活費を上昇しえたのである。つまり戦前とは異なって家全体としては相対的に高い所得を獲得しうる農外労働者になりえたわけである。それは無産労働者への転化ではなく、土地ももち労働者への転化だった。戦前とは異なって、均分相続制になったこともそれを促進した。農民の自家農業総所得が相対的に高くなったということが農民の労働力供給価格を高からしめることになり、工業資本は生産拡大のさいに、それに対応せざるをえなくなって、技術革新を採用する結果をもたらした。それは日本経済に未曾有の高度成長をもたらすことになった。この高成長も国家独占資本主義の他の一面を現している。そのことに農地改革も重要な作用をおよぼしていたとみていい⁽²¹⁸⁾。これも農地改革の逆効果の他の一面を意味するものといっていいであろう。国家独占資本主義はもとも法則の則をこえた政策の展開であるから、一度こえるとその結果によってはまた他の政策をもって対応せざるをえなくなる。重大な

危機もおこりうるわけである。

以上、大内力の初期日本農業論を検討し、とくに農地改革論についてはその政策のみではなく、農地改革後およそ4分の1世紀後の日本農業の変貌の結果の分析までを含めて、簡単に検討してきたが、この農地改革論においては生産力と生産関係との関係は生産力が発展すると生産関係が変化するという通説ではなく、一定の生産関係の変化のあり方こそが生産力の変化を規定するという考えを貫いていることを確認することができた。農地改革という生産関係の変革は、農業では歪められたかたちにおいてではあるが、機械化が進展し、工業では高度成長をもたらしたといっていいいであろう。しかし大内にあってはすでにみたように他方では商品経済の発展に伴う生産力の変化こそが生産関係を規定するという考えがあったこともわれわれにとっては確認済みである。これは下部構造と上部構造との関係の問題でもある。生産関係の変化や生産力の発展自体にも政治過程が必然的にかからむのであって、今後の大内日本農業論の展開の検討を通じてこうした問題を考えてゆきたいと思う。しかしこの『日本資本主義の農業問題』における基本的考えは、大内自身のその後の研究範囲の驚異的な拡大、掘り下げの過程においても変わってはいないのであって、もちろ

(218) この点ものちの私の研究課題にしたいと考えているが、大内は「私の経済学を語る」, 下(『エコノミスト』79年2月27日号), で、つぎのように語っている。日本は敗戦で「社会体制が大幅に変化して、独占体制も一度突き崩された。農地改革その他で従来の日本の資本主義の枠組みが崩れた」(同, 41ページ, 下段), 「そういう日本資本主義の後進的な構造をうまく利用して、高度成長ができたのではないか。まさにそういう戦後性と後進性という一種の特殊条件によって、支えられたのが高度成長であって、そういう意味で、それは比較的短期的な、国家独占資本主義からいえば異常現象ではないか」(同, 42ページ, 上段) と思ったということであるが、じつは短期に終わらなかった。大内の国家独占資本主義の原型は金本位制離脱を前提とするインフレ政策による実質賃銀低下を意図する経済の停滞化論だったので、高度成長を「異常現象」とみたのであるが、この「語る」では、「国家独占資本主義なるものは、そもそも高成長であるとか、低成長であるかという一般的な問題のたて方をしたことそのものが間違っていたというべきでしょうね」(同, 42ページ, 中段) といっている。いずれにしても農地改革の逆効果がその後の日本資本主義の構造変化にいわば黙したまま重要なはたらきをしていたことは間違いのないといえるべきであろう。

ん部分的な修正はあるが、骨格はくずれていない。その意味で大内日本農業論の原型をなすとい
っていいように思われる⁽²¹⁹⁾。

(219) 前掲、「私の経済学を語る」で、「聞き手」の柴垣和男は「われわれの世代では先生の全著作のなかで、これ（『日本資本主義の農業問題』）が最も生き生きとしていて、代表作ではないか、という評価もあるんですけど……」といっている（前掲誌，上，79年2月20日号，55ページ，中段）。また加瀬和俊は，上記大内書で「定式化された諸論点は，その後50年間にわたる氏の著作活動を通じて基本的に維持され，繰り返し反復されるとともに，部分的に補強・拡張されてきた。その意味で本書は，氏の研究活動の出発点であると同時に，その後の氏の著作の，事前に書かれたレジュメともなった」（加瀬和俊「日本農業論の戦後50年——大内力氏の場合——」，『社会科学研究』48-4，1997年1月，東京大学社会科学研究所，6ページ）といっている。たしかにそうである。